

川崎市総合計画 第3期実施計画 (案)

令和4（2022）年2月

川 崎 市

川崎市総合計画 第3期実施計画 案について

川崎市総合計画は、本市がめざす都市像やまちづくりの基本目標を定めた「基本構想」と、基本構想に定める5つの基本政策を体系的に推進するために政策の方向性を明らかにする「基本計画」、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組や目標を定める「実施計画」で構成されています。令和3（2021）年度は、第2期実施計画の最終年度となるため、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4年間を計画期間とする第3期実施計画の策定に向けて、取組を進めています。

令和3（2021）年8月には「川崎市総合計画 第3期実施計画 基本的な考え方」、同年11月には「川崎市総合計画 第3期実施計画 素案」を取りまとめ、パブリックコメント手続等を通じて、市民の皆様にご意見をいただいております。

「川崎市総合計画 第3期実施計画 案」は、これまでの計画策定作業を踏まえ、予算編成作業とも連携しながら取りまとめた今後4年間の具体的な施策内容について、「令和4年度予算案」、「川崎市行財政改革第3期プログラム案」、「今後の財政運営の基本的な考え方」及び「資産マネジメント第3期実施方針案」とともに公表するものです。

今後、予算案等の議会での審議を踏まえ、令和4（2022）年3月末に「川崎市総合計画第3期実施計画」として、策定・公表を行ってまいります。

目次

I 総論	P 9
1 総合計画の趣旨	P11
2 計画の構成	P11
3 計画期間	P12
4 基本構想で掲げる「めざす都市像」及び「まちづくりの基本目標」等	P13
5 これまでの進行管理・評価を踏まえた施策の推進	P14
6 計画策定にあたっての基本認識	P17
(1) 本市を取り巻く急激な環境変化	P17
① 新型コロナウイルス感染症の影響	P17
② 大規模自然災害の発生	P19
③ 脱炭素社会の実現に向けた取組の進展	P20
④ 社会のデジタル化の進展	P21
(2) 将来を見据えて乗り越えなければならない課題	P24
① 少子高齢化の更なる進展、人口減少への転換、生産年齢人口の減少	P24
② 高齢者を取り巻く環境の変化	P28
③ 子ども・若者を取り巻く環境の変化	P32
④ 一人ひとりが尊重され、能力を発揮できる環境づくり	P36
⑤ 気候変動の影響	P39
⑥ 災害対策の強化	P41
⑦ 都市インフラの老朽化と有効活用	P43
⑧ 産業経済を取り巻く環境変化	P45
⑨ 市民の主体的な取組を促し、地域でお互いに助け合うしくみの強化	P49
⑩ 労働環境の改善と生産性向上の一体的な実現に向けた「働き方改革」の推進	P51
(3) 積極的に活用すべき川崎のポテンシャル	P53
(4) 新たな飛躍に向けたチャンス	P60
7 持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた政策の推進	P64
8 都市構造と交通体系の考え方	P67
9 計画の推進に向けた考え方	P75
(1) これまでの取組や都市環境等の変化を踏まえた市政運営の推進	P75
(2) 少子高齢化等の人口構成の変化を踏まえた対応	P75
(3) データを活用した政策形成の推進	P75
(4) 「市民創発」による持続可能な暮らしやすい地域づくりの推進	P75
(5) 市民主体のまちづくりに向けた自治機能の強化	P76

(6) 行財政改革第3期プログラムに基づく行財政改革の推進	P78
(7) 「今後の財政運営の基本的な考え方」に基づく財政運営	P85
(8) 資産マネジメント第3期実施方針に基づく資産マネジメントの推進	P92
10 第2期川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略 改訂版	P97

II かわさき10年戦略..... P99

1 「かわさき10年戦略」の基本的な考え方	P101
2 中長期的な課題と戦略との関係等について	P102
3 「かわさき10年戦略」の概要及び個別の戦略	P103

III 実施計画..... P117

実施計画について	P118
----------------	------

■政策体系別計画..... P119

政策体系別計画の見方について.....	P120
政策体系別計画 目次（施策別）	P125
政策・施策とSDGs 17のゴール対応一覧	P128
基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり.....	P136
政策1-1 災害から生命を守る	P137
政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる.....	P158
政策1-3 水の安定した供給・循環を支える.....	P173
政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる	P183
政策1-5 確かな暮らしを支える	P218
政策1-6 市民の健康を守る	P224
基本政策2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり	P240
政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる.....	P241
政策2-2 未来を担う人材を育成する.....	P262
政策2-3 生涯を通じて学び成長する.....	P287
基本政策3 市民生活を豊かにする環境づくり	P298
政策3-1 環境に配慮したしくみをつくる	P299
政策3-2 地域環境を守る.....	P305
政策3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす	P314
基本政策4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり	P334
政策4-1 川崎の発展を支える産業の振興	P336
政策4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上	P353

政策 4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる	P370
政策 4-4 臨海部を活性化する	P377
政策 4-5 魅力ある都市拠点を整備する	P391
政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する	P400
政策 4-7 総合的な交通体系を構築する	P406
政策 4-8 スポーツ・文化芸術を振興する	P422
政策 4-9 戦略的なシティプロモーション	P441
基本政策 5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり	P452
政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する	P453
政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる	P468

■ 区計画..... P 479

1 区計画の目的	P480
2 区計画の位置づけ	P480
3 区計画の構成	P481
4 区計画策定にあたっての基本認識	P481
川崎区	P487
幸区	P505
中原区	P523
高津区	P539
宮前区	P557
多摩区	P575
麻生区	P591

IV 進行政管理と評価..... P 609

1 計画の進行政管理	P610
2 市民の実感指標	P613
3 施策の成果指標	P614

V 資料編..... P 617

■ 川崎市基本構想	P618
■ 川崎市基本計画	P621
■ 計画の策定経過	P626
■ 令和元年度 川崎市総合計画に関する市民アンケート結果概要	P629
■ 総合計画と連携する「分野別計画等」	P631

■ 計画事業費	P634
■ 政策体系図	P638
■ 施策を推進する経常的な事務事業一覧	P654
■ 総合計画に設定する成果指標一覧	P672
■ 総合計画と SDGs との対応表.....	P732
■ 第 2 期川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略 改訂版 人口ビジョン.....	P752
■ みんなで取り組もう 私たちができること～市民から市民へのメッセージ	P756



1 総合計画の趣旨

川崎市総合計画（平成 28（2016）年 3 月策定）は、子どもたちの笑顔があふれ、高齢者や障害者等、誰もが社会に貢献しながら生きがいを持つことができ、産業都市として力強く発展し続ける、そのような成長と成熟が調和し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざし、「安心のふるさとづくり（成熟）」と「力強い産業都市づくり（成長）」の調和により、市政をバランスよく進めるために、策定したものです。

この計画の趣旨に基づき、『成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき』の実現をめざします。

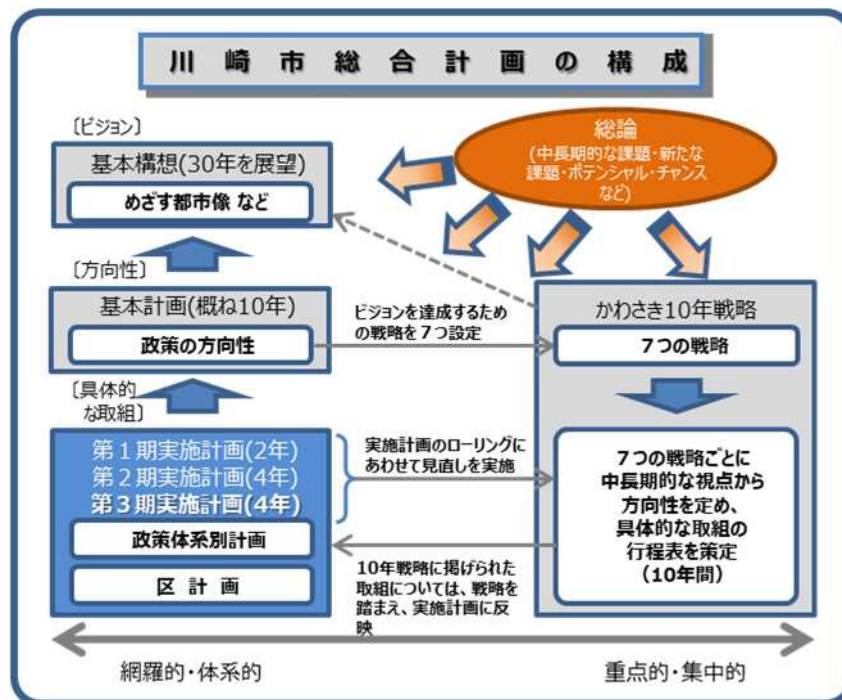
※「最幸」とは…川崎を幸せのあふれる「最も幸福なまち」にしていきたいという思いを込めて使用しています。

2 計画の構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造としており、実施計画のローリングにより、社会経済状況の変化等に柔軟に対応していきます。

また、基本構想に掲げるめざす都市像等を実現するために、中長期的な課題等を踏まえて、「成長」と「成熟」のまちづくりに向けて、効果的な取組の考え方を明らかにする「かわさき 10 年戦略」を設定し、戦略的にまちづくりを進めていきます。

なお、総合計画に掲げるめざす都市像等については、急速な少子高齢化や人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある日本社会の維持をめざす地方創生の考え方と重なることから、第3期実施計画は「川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を兼ねるものとします。

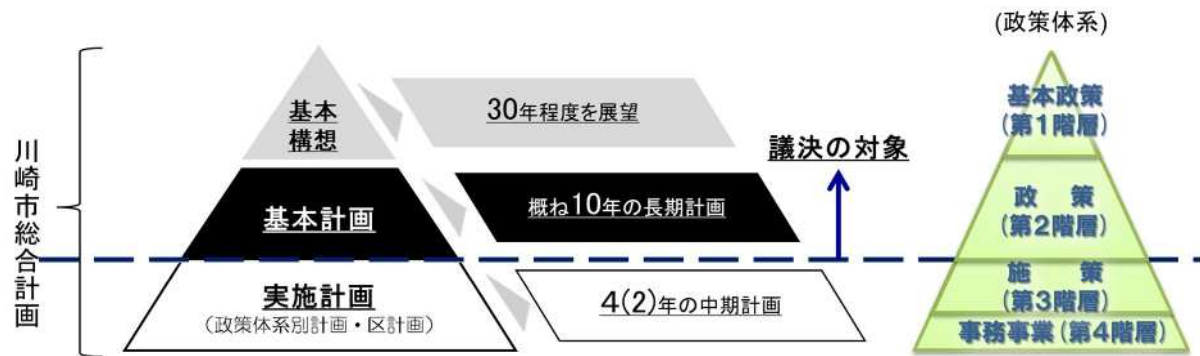


3 計画期間

「基本構想」は、今後 30 年程度を展望し、本市がめざす都市像や、まちづくりの基本目標、5 つの基本政策を定めるものです。

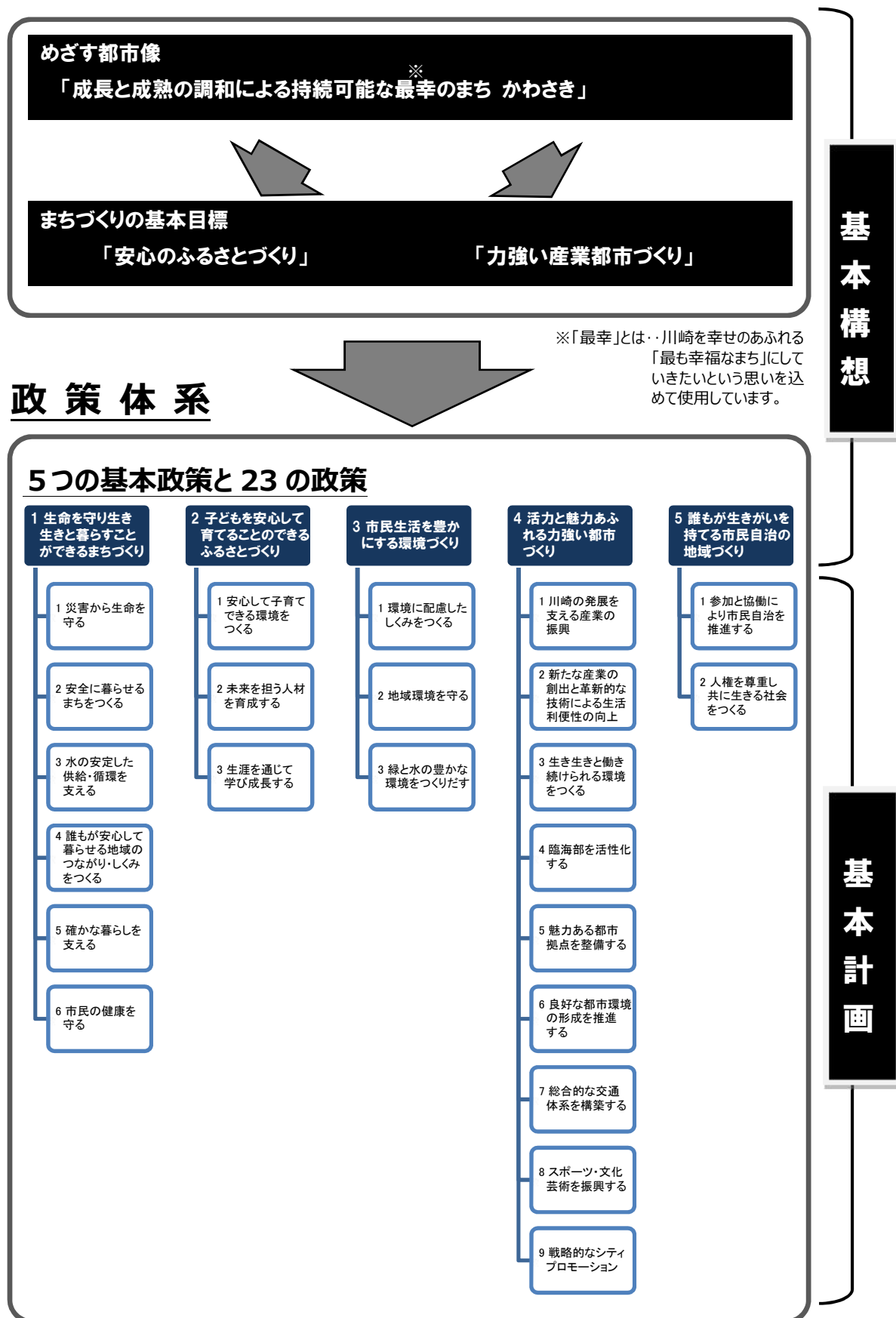
「基本計画」は、今後概ね 10 年間を対象として、「基本構想」に定める 5 つの基本政策を体系的に推進するために、23 の政策及びその方向性を明らかにするものです。

「実施計画」は、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組を定めるもので、第 3 期実施計画の計画期間は令和 4（2022）年度から令和 7（2025）年度の 4 か年となります。



【「基本構想」「基本計画」「実施計画」の計画期間】								
	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)		R7年度 (2025)
基本構想	川崎市 基本構想							
	30年程度を展望							
基本計画	川崎市 基本計画							
	平成28年度から概ね10年							
実施計画	第1期 実施計画		第2期 実施計画			第3期 実施計画		
	H28(2016)～H29(2017)		H30(2018)～R3(2021)			R4(2022)～R7(2025)		

4 基本構想で掲げる「めざす都市像」及び「まちづくりの基本目標」等



※23の政策の下に、「実施計画」に位置づけられた74の「施策」と約570の「事務事業」が連なります。

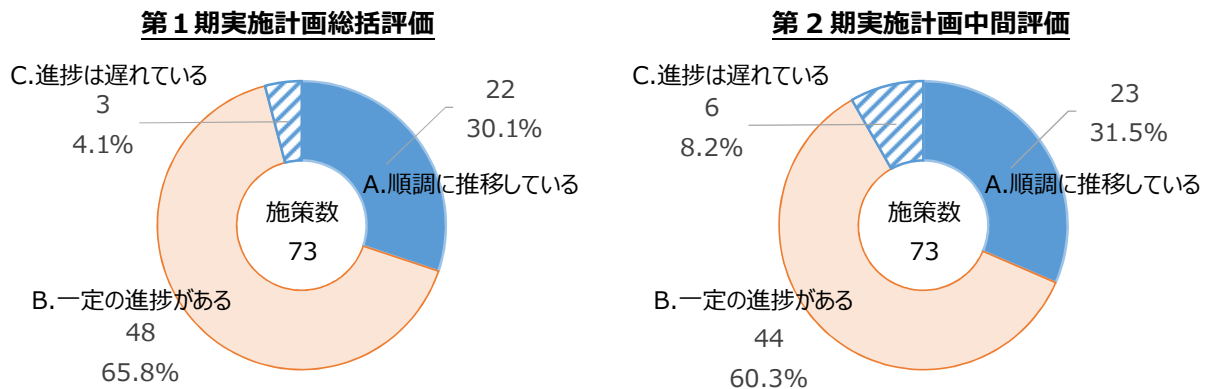
5 これまでの進捗管理・評価を踏まえた施策の推進

総合計画における進捗管理の考え方（「Ⅳ 進捗管理と評価」参照）に基づき、第1期実施計画策定以降、第1期実施計画（平成28（2016）から平成29（2017）年度）の総括評価及び第2期実施計画（平成30（2018）から令和3（2021）年度）の中間評価を実施しました。

第3期実施計画では、川崎市政策評価審査委員会による審議結果を含め、これまでの施策・事務事業に関する評価結果を踏まえて、達成状況等を適切に把握・分析した上で、課題や改善点を明確化し、それらを計画の策定に着実に反映するなど、より効率的・効果的な取組を推進します。

（1）これまでの施策の評価結果の概要

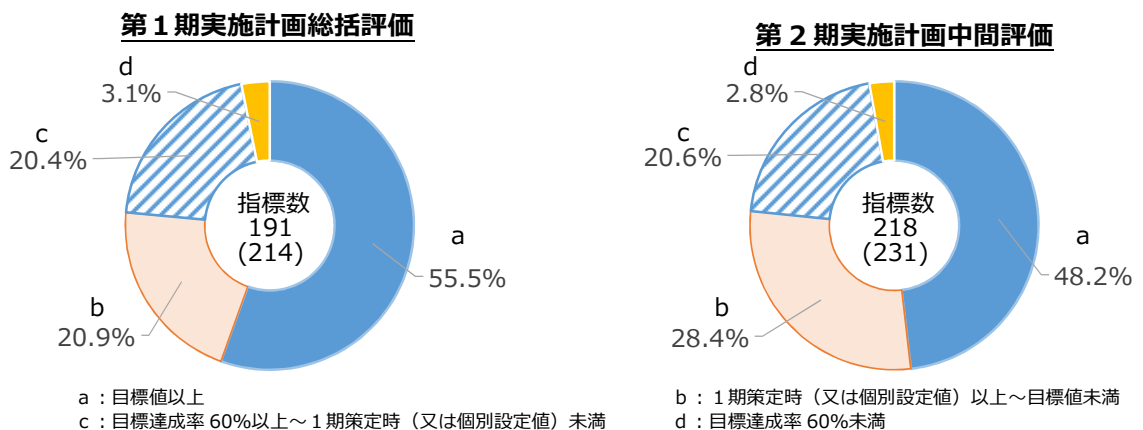
① 施策の進捗状況



第1期実施計画及び第2期実施計画における73の施策について、成果指標の多くが目標を達成している「A. 順調に推移している施策」と、目標未達成のものがあるが一定の進捗があった「B. 一定の進捗がある施策」を合わせた割合は、それぞれ90%を超えており、これまで概ね順調に進捗しています。

なお、「C. 進捗が遅れている施策」としては、配下の事務事業のうち、複数の事業に遅れが見られたものなどがありました。また、第2期実施計画の中間評価では、令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、成果指標が第1期実施計画策定時を下回ったものなどがありました。

② 施策に設定した成果指標の達成状況



※ 評価時点で達成度が出ない指標を除いたもの。括弧内は全体指標数。

「指標達成度区分aとb」を合わせた割合は、第1期実施計画総括評価時は76.4%、第2期実施計画中間評価時は76.6%となっています。第1期実施計画策定時（又は個別設定値）を下回ったなど、目標を達成していない指標については、その原因はさまざまであることから、原因分析の結果を踏まえて取組を改善することで、第3期実施計画では、引き続き目標達成に向けて取組を進めていきます。

(2) 川崎市政策評価審査委員会による審議結果（外部評価）の概要

川崎市政策評価審査委員会では、総合計画における重要な政策等の評価に関して、施策の進捗状況等の確認が必要な施策等を選定し、領域別に分けた部会の中で、市民目線・専門的視点により、市の内部評価結果の妥当性等について、重点的に審議をしています。第1期実施計画総括評価及び第2期実施計画中間評価に当たり選定したそれぞれ12の施策（合計24施策）について、委員会で審議を行った結果、市の内部評価結果は妥当と判断されるとともに、審議対象施策それぞれに対して、今後より効果的に施策を推進していくための意見が出されています。

また、第1期実施計画総括評価及び第2期実施計画中間評価全体を通しては、一部の施策において、成果指標の実績が第1期実施計画策定時を下回るものや、取組に遅れが生じているものが見受けられたものの、多くの施策については、成果指標の実績値が掲げた目標に向かって一定進捗していると認められるとともに、委員会として総括意見が取りまとめられています。

本市では、委員会の意見等を十分尊重し、第3期実施計画の推進や今後の取組改善に積極的に活用します。

川崎市政策評価審査委員会 第1期実施計画 総括評価 総括意見 概略

成果指標の見直し及び横断的な連携の強化 ● 日常業務を行っている中での気づきを成果指標や取組の不断の見直しにつなげていくなど、日頃から改善を意識して取り組む必要がある。 ● 施策横断的な視点を持って組織間や施策間での横の連携を一層深め、より効果的に取組を進める必要がある。
成果指標の達成状況を踏まえた課題の明確化 ● 計画策定時の現状値から下がった、又は目標値に達していない成果指標について、原因分析を行い、課題を明確化し、今後の取組改善につなげるなど、効果的にPDCAサイクルが機能する進捗管理・評価としていくことを強く望む。
市の取組による成果の的確な把握 ● 外部要因による影響が大きい成果指標があるため、必要に応じて安定的に把握できる指標を設定するなどの工夫を望む。 ● 外部要因の影響が大きい成果指標を設定する際には、あらかじめ市の実施した取組による影響はどの範囲なのかを十分検討する必要がある。 ● 成果指標の目標値については、目標達成に向けてのプロセスや取組の到達点を具体的にイメージできるように設定する必要がある。
施策の効果測定における精度の向上 ● 施策の直接目標に密接に関連している成果指標の達成度をより重視するなど、各成果指標の施策への貢献度を勘案する必要がある。 ● 施策の効果測定の精度をより向上させるため、達成度の判定に際して一定の幅を設けるなど、より実態に即した評価が可能となるよう評価手法を検討することを望む。
第1期実施計画の総括評価を踏まえた評価手法の改善 ● 新たに生じた課題に対応するなど、より効果的な進捗管理のしくみとするための改善を継続することを望む。

川崎市政策評価審査委員会 第2期実施計画 中間評価 総括意見 概略

第3期実施計画の策定に向けて、現在設定している成果指標を改めて点検するとともに、定性的な成果を幅広く捉えることで、施策全体をより適切に評価していくなど、より効果的な評価のしくみとなるようさらに改善を図っていくことを期待する。

第3期実施計画の成果指標の見直しによる施策の効果測定の精度向上

- 第2期実施計画で設定した施策の成果指標について、市の取組の効果を測定する上で課題のある成果指標が設定されている施策が見受けられるため、第3期実施計画策定に向けて、成果指標を改めて点検し、より適切に幅広く施策の効果を評価できる指標設定となるよう見直しを図る必要がある。
- 人々の価値観や社会のあり方などに多様化や変化が見られる施策については、それに対応した指標設定について検討していく必要がある。
- 既に第3期実施計画の目標値を上回っている成果指標の目標値についても合わせて検討する必要がある。

定性的な成果の幅広い把握によるより適切な評価の実施

- 設定した成果指標による評価だけにこだわることなく、新たな取組や創意工夫による改善などの効果を定性的な成果等として、これまで以上に幅広く捉え、総合的に施策を評価していく必要がある。

取組の改善に向けたより詳細な成果分析の実施

- 成果指標等の達成状況を詳細に分析し、目標を達成できた要因やできなかった要因を明確にし、取組がより効果的なものとなるよう更なる改善につなげていく必要がある。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の的確な対応

- 施策によっては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための「新しい生活様式」の定着や行動変容等による影響を大きく受けることが想定されるため、社会動向を十分見極めながら、的確に対応していくことを望む。
- イベント参加者数や施設入場者数などが集うことや来場を前提とした視点での成果指標以外の新たな指標を設定するなど、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた施策の方向性に合致した目標設定になるよう検討していく必要がある。

(3) これまでの進行管理・評価を踏まえた対応の考え方

総合計画では、目標とその成果をしっかりと可視化することで、課題や改善点を明確化し、PDCAサイクルがより一層効果的に機能するように進行管理を行っています。

第3期実施計画では、川崎市政策評価審査委員会による審議結果を含め、これまでの施策・事務事業に関する評価結果を踏まえて、達成状況等を適切に把握・分析した上で、課題や改善点を明確化し、それらを計画に確実に反映するなど、より効率的・効果的な取組を推進します。

また、第3期実施計画では、より適切な施策の達成状況の把握・評価に向けて、各施策について、直接目標や施策の方向性に一層合致した指標構成となるよう、成果指標の追加を行うなど、進行管理における施策の効果測定の精度向上を図っており、効果的に施策を推進します。

さらに、これまでの政策に関する市民の実感指標の達成状況等を踏まえ、市民の実感指標の目標値について、見直しを行っており、市民目線での施策等の一層の推進につなげます。

なお、進行管理・評価を行う中で、計画策定後に発生した社会環境や都市環境の変化等による影響が大きく、必要やむを得ない場合については、取組の見直しや指標の追加等の対応を図ります。

6 計画策定にあたっての基本認識

総合計画では、「将来を見据えて乗り越えなければならない課題」にいち早く対応するとともに、「積極的に活用すべき川崎のポテンシャル」を最大限に活用し、「新たな飛躍に向けたチャンス」を的確に捉え、取組を進めることとしています。

第3期実施計画では、継続した課題を改めて整理するとともに、社会状況の不確実性が高まる中、「本市を取り巻く急激な環境変化」を含め、これまでに生じた社会環境や都市環境の変化による新たな課題の状況を分析した上で、課題に対応する取組を計画的に推進します。

(1) 本市を取り巻く急激な環境変化

近年、本市を取り巻く環境は急激に変化しており、これを的確に捉えた取組を推進する必要があります。主な環境変化としては、新型コロナウイルス感染症の影響、大規模自然災害の発生、脱炭素社会の実現に向けた取組の進展及び社会のデジタル化の進展が挙げられますが、その他、「持続可能な開発目標（SDGs）」の社会への浸透や、AI やビッグデータ、ロボット等の先端技術を活用する Society5.0 の進展等の変化が生じています。

① 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の影響は社会・経済の多方面に及んでおり、社会・経済活動の復興に向けた取組が今後も引き続き重要となります。また、感染症の影響による社会変容を踏まえた、ウィズコロナ・ポストコロナの時代を見据えた取組が新たに求められています。これらの状況を踏まえた必要な取組を、スピード感を持って進める必要があります。

新型コロナウイルス感染症の影響 「実質GDPと完全失業率」(国)

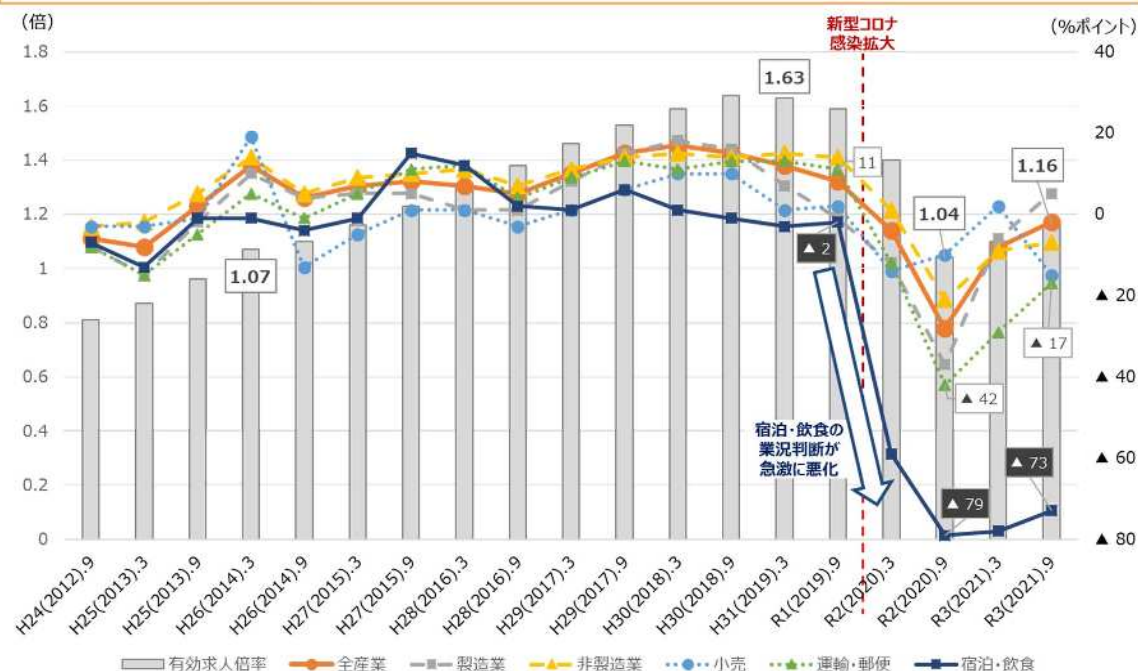
新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国の実質GDP（国内総生産）は平成25（2013）年当時の水準まで減少した。一方、完全失業率の上昇は現時点では小幅にとどまっている。



資料：内閣府「国民経済計算（GDP統計）」、総務省統計局「労働力調査」から作成

新型コロナウイルス感染症の影響 「有効求人倍率と業況判断D.I.」(国)

新型コロナウイルス感染症の影響により、有効求人倍率（季節調整値）と国内企業の業況判断は共に大幅に悪化した。ただし、宿泊・飲食の業況判断は大幅に悪化した状況が続いている。



※D.I.は「Diffusion Index」の略で、企業の業況感や設備、雇用人員の過不足などの各種判断を指数化したもの

資料：厚生労働省「一般職業紹介状況」、日本銀行「企業短期経済観測調査（短観）」から作成

新型コロナウイルス感染症の影響 「感染症の影響による働き方と人の動きの急速な変化」

新型コロナウイルスの感染拡大により、首都圏の雇用型就業者に占めるテレワーカーの割合が上昇するとともに私鉄各社の通勤定期輸送人員が減少しており、社会のオンライン化が急速に進んでいる。



※テレワーク人口実態調査は、年度ごとに実施
※テレワーク人口実態調査では、テレワーカーを「これまで、ICT等を活用し、普段仕事を行う事業所・仕事場とは違う場所で仕事をしたことがあると回答した人」と定義している。

資料：国土交通省「テレワーク実態調査」、東京急行電鉄(株)「月次営業状況のお知らせ」、小田急電鉄(株)「月次営業概況(速報)に関するお知らせ」、京王電鉄(株)「月次営業概況のお知らせ」から作成

② 大規模自然災害の発生

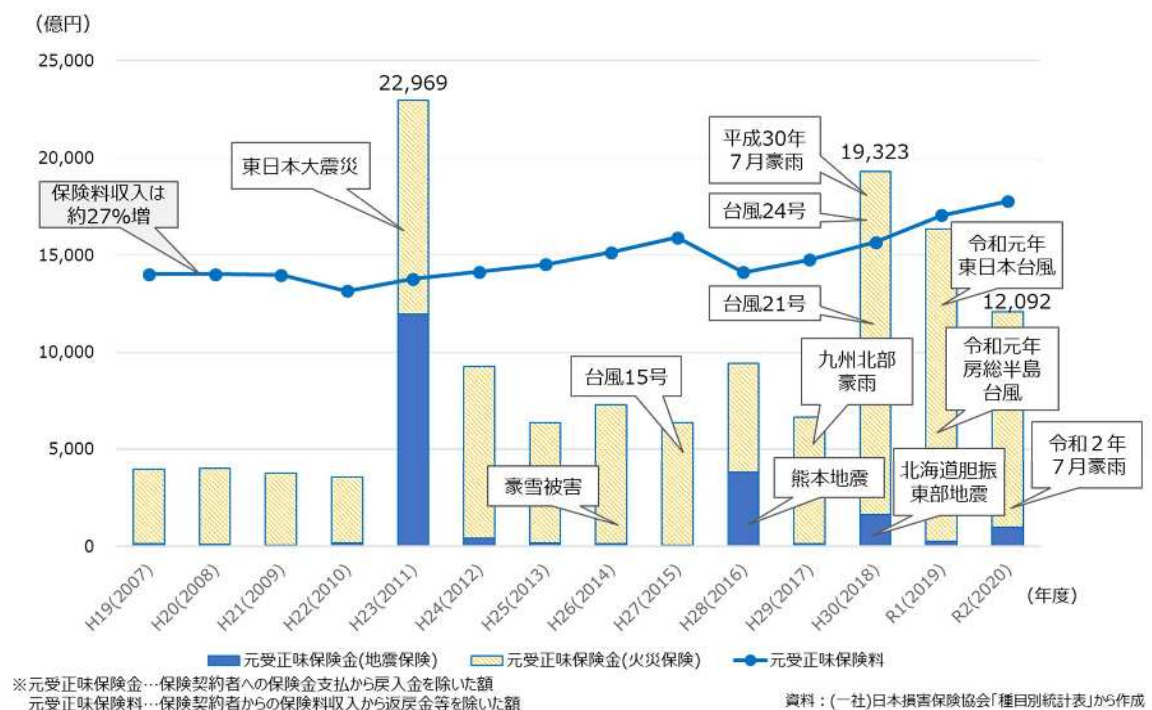
近年、大規模自然災害のリスクが増大しており、令和元年東日本台風では本市も甚大な被害を受けました。従前から取り組んできた地震対策等に加えて、激甚化・頻発化する風水害に対しても、リスクを考慮しつつ、被害を最小限に留めるために、ハード・ソフト両面から対策を進める必要があります。

大規模自然災害の発生「頻発する大規模な自然災害」(国)

平成23(2011)年の東日本大震災以来、平成28(2016)年の熊本地震など地震被害が続いている。また、平成30年7月豪雨や本市にも大きな被害をもたらした令和元年東日本台風など、大規模な風水害が発生している。



大規模自然災害の発生「火災保険・地震保険の保険料収入・保険金支出の推移」(国)

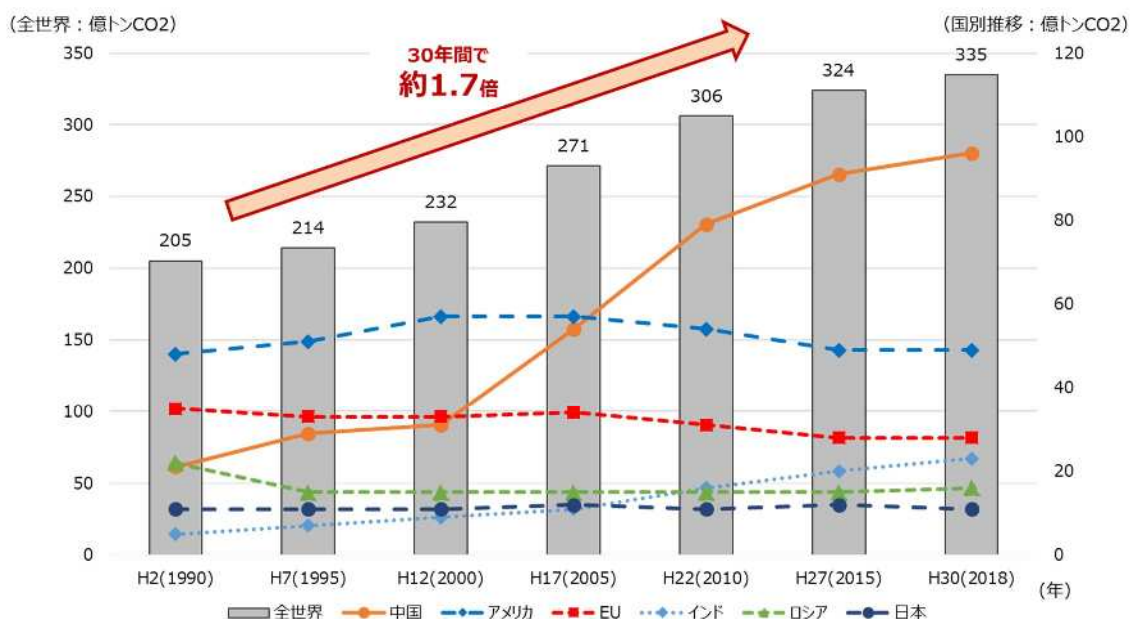


③ 脱炭素社会の実現に向けた取組の進展

世界的に温室効果ガス削減に向けた動きが急速に進んでいます。本市においても、令和 32（2050）年の CO₂ 排出実質ゼロをめざす「脱炭素戦略（かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050）（令和 2（2020）年 11 月策定）」に基づき取組を推進していますが、今後、脱炭素化に向けた取組をさらに加速・強化していく必要があります。

脱炭素社会の実現に向けた取組の進展「エネルギー起源CO₂の排出量推移」（世界）

全世界の温室効果ガス排出量は中国の発展等を受けて急激な増加を示し、平成30（2018）年には335億トンに達した。平成28（2016）年には新たな国際枠組みである「パリ協定」が発効し、令和 3（2021）年には、2030年に向けた温室効果ガスの排出削減目標を各国が相次ぎ打ち出している。

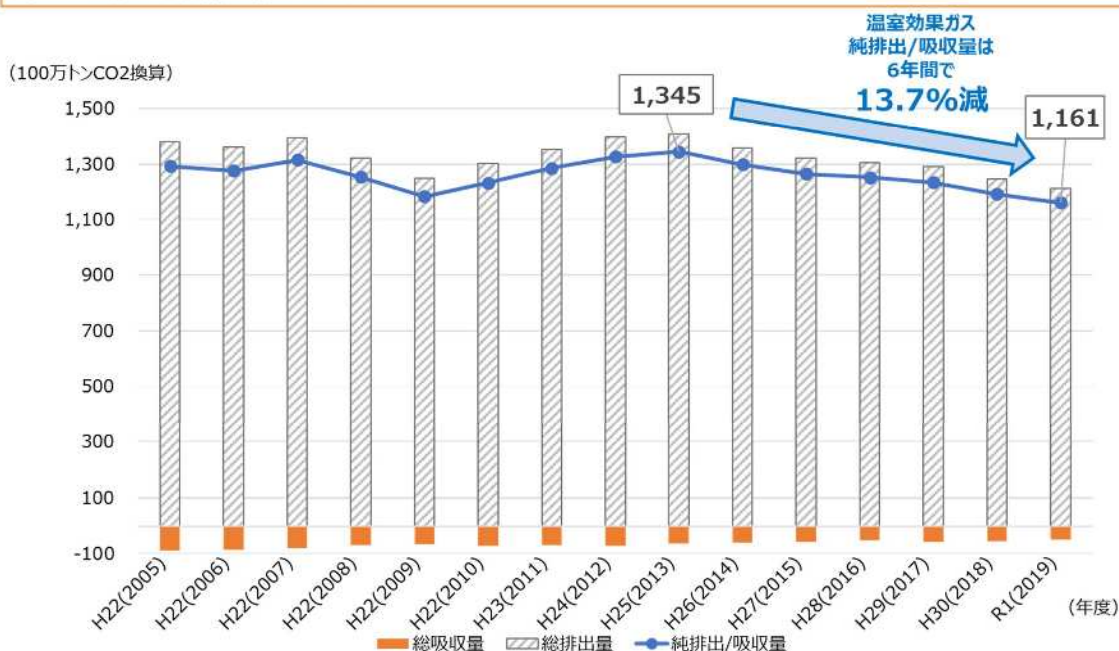


※EUの数値は、現加盟国27か国の排出量合計の推移

資料：IEA（国際エネルギー機関）
「CO₂ Emissions from Fuel Combustion Highlights」から作成

脱炭素社会の実現に向けた取組の進展「温室効果ガス排出量及び吸収量の推移」（国）

世界的に温室効果ガス削減に向けた取組が急速に進む中、我が国の温室効果ガス（GHG）の純排出/吸収量は平成25（2013）年からの6年間で13.7%減となっている。国は令和12（2030）年に平成25年比46%減とする目標を掲げている。



資料：地球環境研究センター
「日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2021年」から作成

④ 社会のデジタル化の進展

新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークやオンライン会議の利用拡大など、社会のデジタル化に向けた取組が急速に進んでいます。本市においても、デジタル化に向けた取組を着実に進める必要があります。

社会のデジタル化の進展 「国の動向」(国)

令和2(2020)年12月の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」の策定以降、関係法令の整備や令和3(2021)年9月のデジタル庁の設置など、デジタル化に向けた取組が急速に進められている。

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2(2020)年12月策定)

- ・デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、このような社会を目指すことは、「**誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化**」を進めることに繋がる。



「デジタル社会形成基本法」(令和3(2021)年5月公布)

- ・デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、**デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し**、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与する。



「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3(2021)年12月策定)

- ・デジタル社会の形成のために政府が**迅速かつ重点的に実施すべき施策等を定めるもの**。(デジタル社会形成基本法37②等)
- ・デジタル社会の実現の司令塔であるデジタル庁のみならず各省庁の取組も含め**工程表などスケジュールとあわせて明らかにするもの**。

実現の
ための
6つの
方針

- ① デジタル化による成長戦略
- ② 医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化
- ③ デジタル化による地域の活性化
- ④ 誰一人取り残されないデジタル社会
- ⑤ デジタル人材の育成・確保
- ⑥ DFFT(※)の推進を始めとする国際戦略

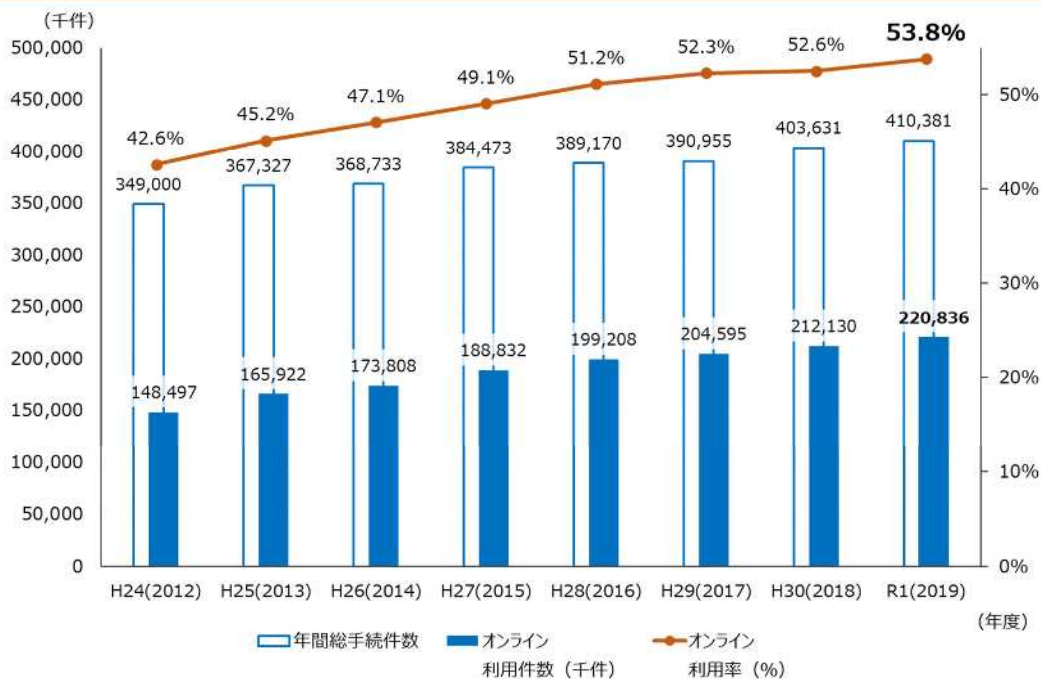
デジタル化の
基本戦略

- ・デジタル臨時行政調査会
- ・デジタル田園都市国家構想実現会議
- ・国際戦略の推進
- ・包括的データ戦略の推進
- ・安全・安心の確保
- ・デジタル産業の育成

※DFFT(Data Free Flow with Trust) : 信頼性のある自由なデータ流通

社会のデジタル化の進展 「行政手続のオンライン利用率・オンライン利用件数」(国)

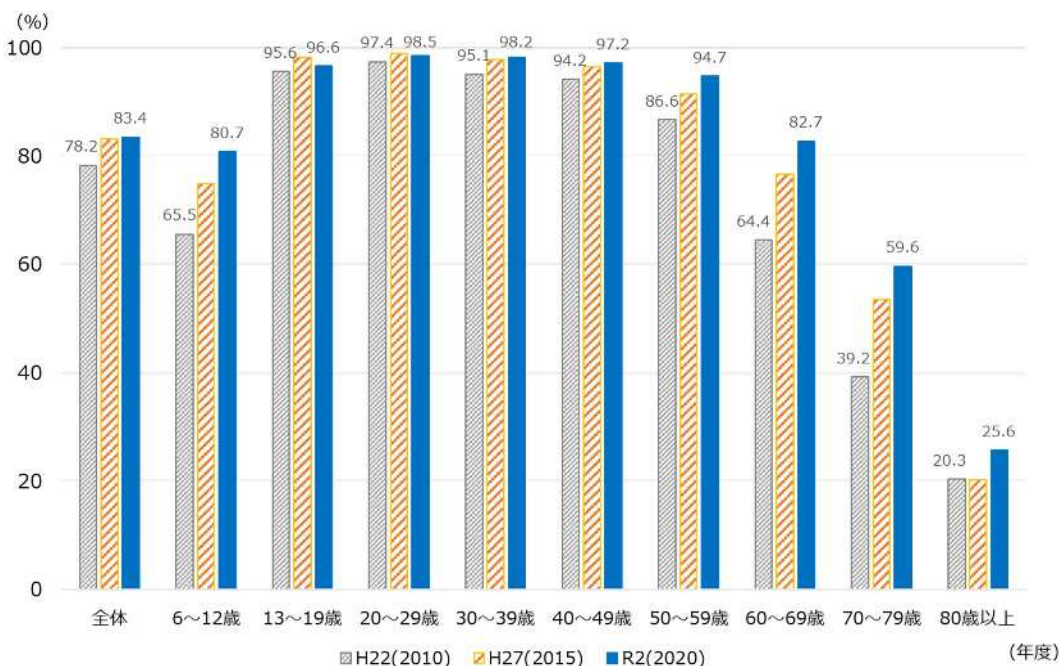
地方公共団体が扱う行政手続のオンライン利用率は令和元（2019）年度で53.8%となっており、オンライン利用件数も2億2千万件を超えている。



資料：総務省「情報通信白書令和2年版」、
総務省「令和元年度における地方公共団体が扱う申請・届出等手続のオンライン利用の状況」から作成

社会のデジタル化の進展 「インターネットの利用状況（個人）」(国)

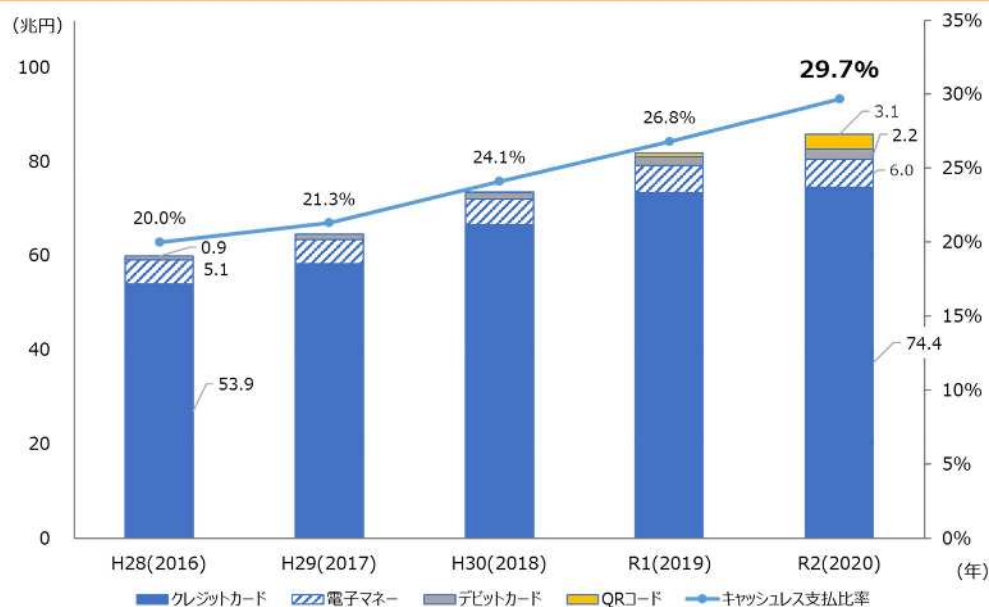
我が国のインターネット利用者の割合は85%弱まで達している。近年は60歳以上の年齢層でインターネット利用状況が伸びており、令和2（2020）年の調査では、70歳代の利用者の割合が60%弱となっている。



資料：総務省「通信利用動向調査」から作成

社会のデジタル化の進展 「現金支払からキャッシュレス支払への転換」(国)

近年、我が国のキャッシュレス決済比率は急速に高まっており、令和2（2020）年末には約30%となった。国では「成長戦略フォローアップ（令和元（2019）年）」において令和7（2025）年6月までに40%程度とすることをめざしている。



資料：内閣府経済社会総合研究所資料（民間最終消費支出：名目）、
（一社）日本クレジット協会調査、日本銀行「決済動向」、
（一社）キャッシュレス推進協議会「コード決済利用動向調査」から作成
※QRコード決済利用金額の統計は平成30（2018）年以降

(2) 将来を見据えて乗り越えなければならない課題

① 少子高齢化の更なる進展、人口減少社会への転換、生産年齢人口の減少

〔本市の将来人口推計のポイント〕

- 令和 2（2020）年以降・・・「年少人口が減少」
- 令和 7（2025）年頃・・・これまでの間に「超高齢社会が到来」
「生産年齢人口が減少へ」
- 令和 12（2030）年頃・・・「本市の人口のピーク」
「本市の人口が減少へ」
- 令和 27（2045）年頃・・・「現役世代 2 人で 1 人の高齢者を支える社会」

日本の人口について、国立社会保障・人口問題研究所による平成 29（2017）年の日本の将来推計人口では、総人口が減少局面に入っている状況にあり、令和 2（2020）年から令和 47（2065）年にかけて、約 3,800 万人（約 30.1%）減少する見込みとなっています。

一方、本市の人口について、令和 3（2021）年度に行った本市の将来人口推計（更新版）では、少子高齢化がさらに進展し、令和 12（2030）年頃まで人口が増加した後、人口減少社会に転換する見込みとなっています。

その内容について、平成 29（2017）年に公表した将来人口推計と比較すると、人口のピークの時期は変わりませんが、駅周辺を中心とした拠点開発の進捗等を要因として、人口ピーク値は約 1.8 万人の増加となっています。また、年少人口は、昭和 50（1975）年を最大値として減少傾向にありますが、令和 2（2020）年頃の小ピークを境に再び減少過程に移行していると想定され、生産年齢人口は、令和 7（2025）年頃まで増加を続け、その後減少過程に移行すると想定されます。老年人口は、当面増加を続け、ピークは令和 32（2050）年頃と想定されます。

基本構想で展望する 30 年間の人口構成等の主な変化としては、令和 7（2025）年までの間に本市でも「超高齢社会（一般的には 65 歳以上の人口比率が 21%を超えた状態とされています。）」が到来するとともに、令和 12（2030）年頃の人口のピークを経て、令和 27（2045）年頃には現役世代が約 2 人で 1 人の高齢者を支える状況となることが見込まれます。

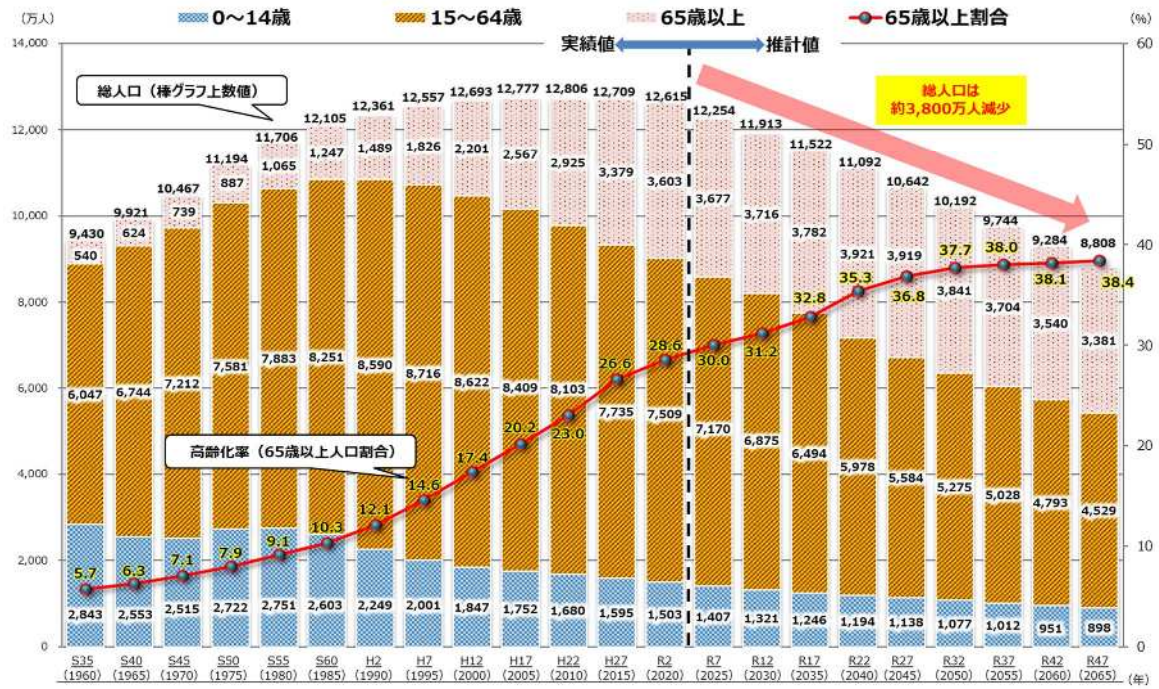
また、本市の人口の転出入状況においては、20 代前後の若い世代の転入が大きく超過する一方で、子育て世代は転出超過となっています。

現状、全国的に人口が減少に転じる中、本市は人口の増加が続いていますが、将来人口推計では、少子高齢化の進展、将来的な人口減少社会への転換、生産年齢人口の減少が予測されることから、今後、首都圏の中心に位置する立地優位性や交通利便性に加え、豊富な文化芸術資源や水と緑の豊かな自然環境等を活かしながら、魅力と活力にあふれる暮らしやすいまちづくりに向けた取組等が求められています。

なお、本市の人口動向は、景気をはじめとする社会経済環境などの変化に強く影響を受けるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめとした今後の社会変容の予測が困難な状況であるため、中長期的な将来人口については、今後も検証を行っていきます。

人口の推移と将来人口推計（国）

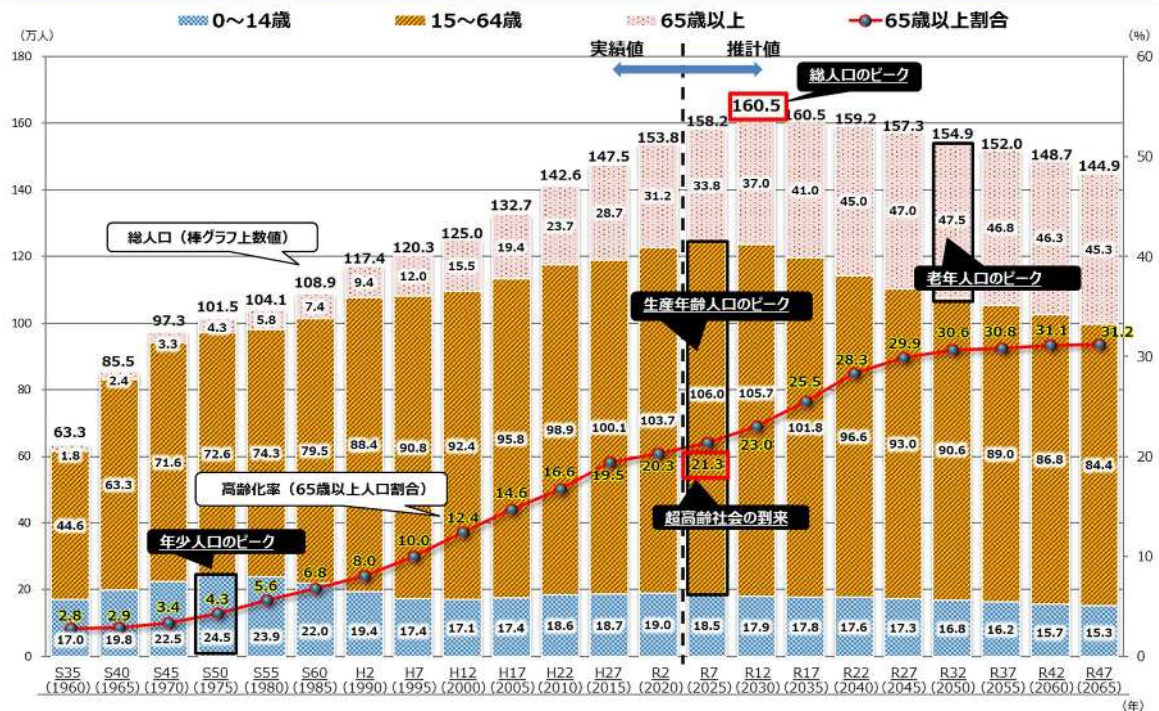
日本の総人口は、令和47（2065）年には、約8,800万人と約3,800万人減少し、高齢化率は約38%へと上昇する見込み。



※平成27（2015）年及び令和2（2020）年は「不詳」をあん分等によって補完した「不詳補完値」による。平成22（2010）年以前は、総人口にのみ「年齢不詳」人口を含む資料：2020年までは総務省「国勢調査」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果より作成

人口の推移と将来人口推計（市）

本市は、少子高齢化がさらに進展し、令和12（2030）年頃をピークとして人口減少へ転換する見込み。



※平成27（2015）年及び令和2（2020）年は「不詳」をあん分等によって補完した「不詳補完値」による。平成22（2010）年以前は、総人口にのみ「年齢不詳」人口を含む資料：令和2（2020）年までは「国勢調査」、令和7（2025）年以降は「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）」

将来人口推計の第2期実施計画策定時（平成29（2017）年）との比較（市）

駅周辺を中心した拠点開発の進捗等により、人口ピーク値は、第2期実施計画策定時と比べ約1.8万人の増加となっている。生産年齢人口のピーク値は、第2期実施計画策定時よりも約3.2万人増加する結果となっているが、年少人口と老年人口は、第2期実施計画策定時よりも減少している。

【特徴】	令和3（2021）年推計（更新） （令和4（2022）年2月公表）	平成29（2017）年推計 （平成29（2017）年5月公表）	差異
	今回	第2期実施計画策定時	
人口ピーク年	令和12（2030）年頃	平成42（2030）年頃	±0年
人口ピーク値	約 160.5万人	約 158.7万人	+1.8万人
年少人口* （0-14歳）	令和2（2020）年頃 約 19.0万人	平成42（2030）年頃 約 20.2万人	-10年 -1.2万人
0-4歳人口*	平成27（2015）年頃 約 6.6万人	平成32（2020）年頃 約 7.4万人	-5年 -0.8万人
生産年齢人口 （15-64歳）	令和7（2025）年頃 約 106.0万人	平成37（2025）年頃 約 102.8万人	±0年 +3.2万人
老年人口 （65歳以上）	令和32（2050）年頃 約 47.5万人	平成72（2060）年時点で 約 50.4万人	-10年 -2.9万人
75歳以上人口	令和37（2055）年頃 約 30.4万人	平成72（2060）年時点で 約 31.5万人	-5年 -1.1万人

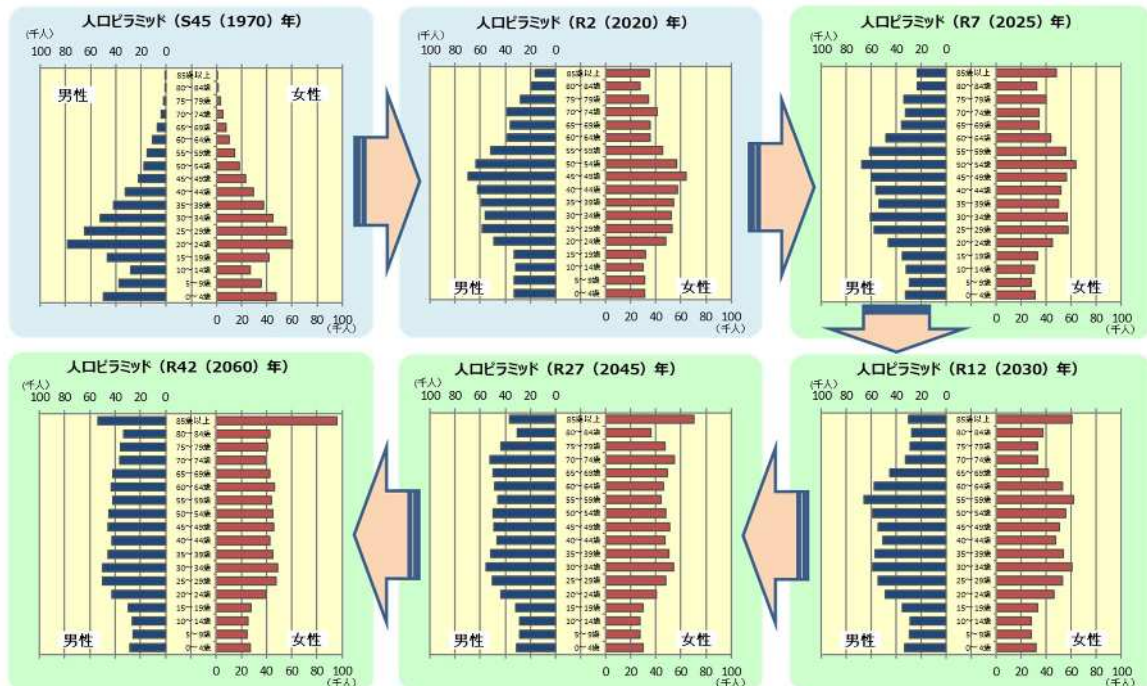
※ 端数処理を行っています。

* 基準となる令和2（2020）年と平成27（2015）年及び推計期間中の最大値

資料：「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）」から作成

人口構成の変化（市）

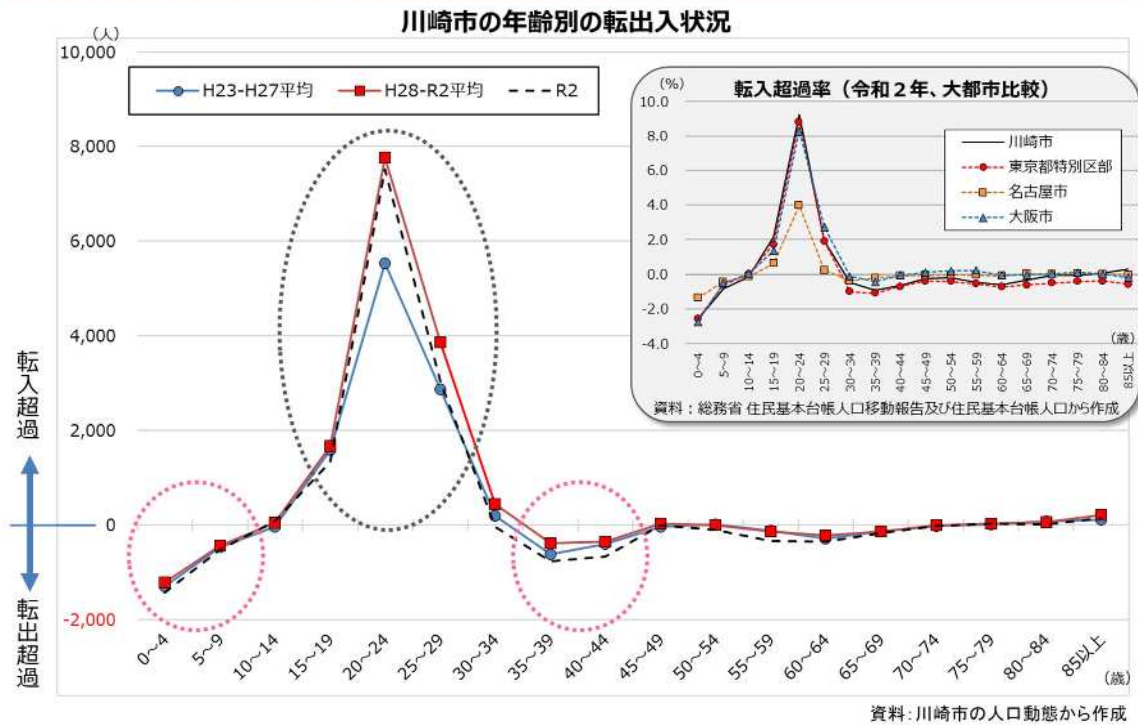
今後、徐々に年齢区分ごとの人口差が小さくなり、令和27（2045）年頃には、人口構成が大きく変化することが予測される。



資料：「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）」から作成

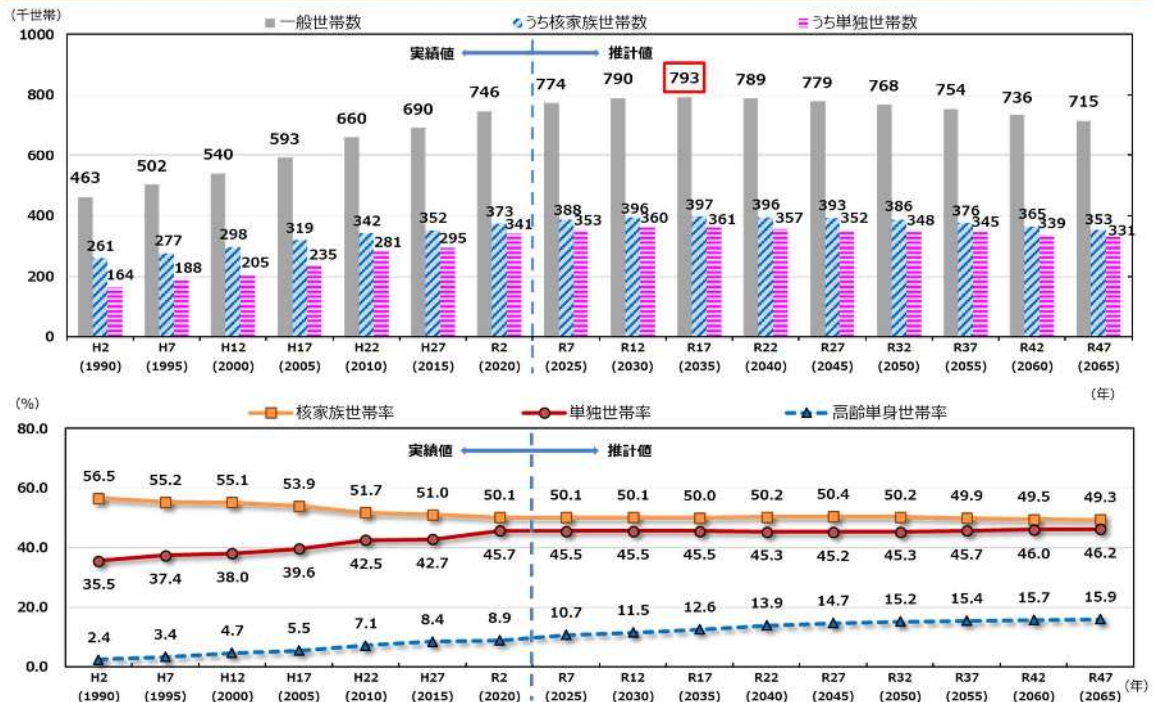
年齢別の転出入状況（市）

本市の転出入状況は、他の大都市の中心部と同様の傾向となっている。
20代前後の転入超過が大きい一方、0～9歳と30代後半～40代前半が転出超過となっている。



世帯数の推移と今後の見通し（市）

世帯数は、令和17（2035）年頃に約79万世帯となり、ピークを迎える見込み。
核家族と単独世帯で全体の9割以上を占めている。高齢単身世帯は継続して増加すると見込まれる。



② 高齢者を取り巻く環境の変化

- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるしくみづくりが必要
- 社会変容による新たなニーズを踏まえた高齢者の生きがいや健康づくりに向けたしくみや環境づくりが必要
- 健康寿命の延伸と要介護度の改善・維持に向けた取組の推進が求められている

本市人口の増加と平均寿命の伸長により、令和7（2025）年までの間に、人口の約21%が65歳以上となり「超高齢社会」を迎えると見込まれるなど、高齢者人口と高齢化率は引き続き増加・上昇傾向にあります。

さらに、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯が、過去25年間で約3～4倍、要介護・要支援認定者については、令和7（2025）年までの6年間で24.5%増加するなど、支援が必要となる高齢者の増加が見込まれています。特に、高齢者は80歳を越えると、要介護・要支援認定を受ける割合が高くなる傾向があり、本市は全国的な傾向よりも、65歳以上の各年代において高い認定率となっています。また、認知症高齢者数も増加しており、令和7（2025）年には7万人を超える見込みとなっています。

このため、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる自助・互助・共助・公助のしくみづくりの中で、新型コロナウイルス感染症の影響による社会変容を踏まえながら、生きがいや健康づくり、健康寿命の延伸、要介護度の改善・維持に向けた取組を引き続き進めていくことが求められています。

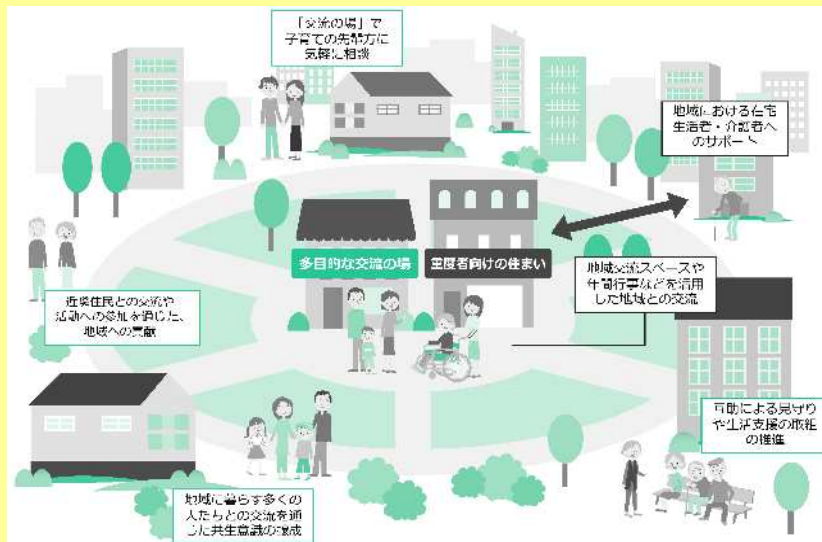
未来を考える
キーワード

2025年と2040年

令和7（2025）年には、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上（後期高齢者）となり、全国的に人口の高齢化がさらに進展することが見込まれています。

さらに、令和22（2040）年には、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上（前期高齢者）となり、総人口・現役世代が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。

地域で疾病を抱えながら生活する高齢者等の増加に対し、これまでの「病院完結型の治す医療」から「地域完結型の治し・支える医療」へのシフトが求められるとともに、看護・介護・福祉・生活支援などを含めたケアが、地域において一体的に提供されるしくみが求められています。

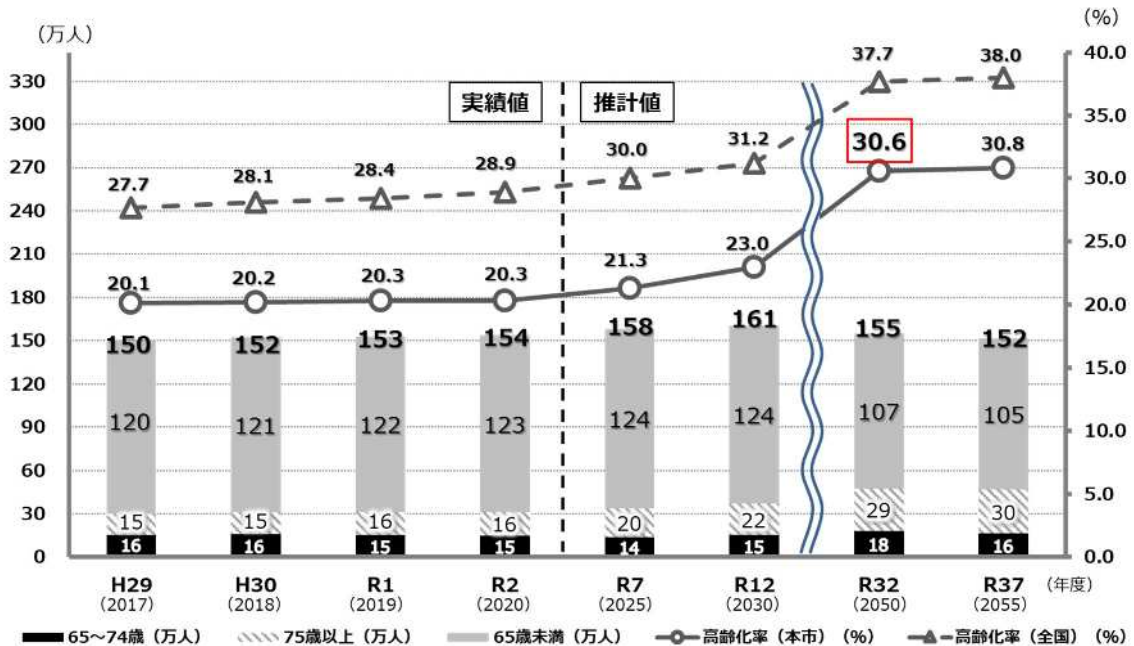


「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」より

高齢者人口の推移から見た高齢化の現状と将来像（国・市）

令和7（2025）年までの間に、65歳以上の人口が21%を超え、本市においても「超高齢社会」が到来すると想定される。その後も高齢化率は上昇を続け、令和32（2050）年には約31%に達すると見込まれる。

※端数処理により割合や合計値の内訳は必ずしも一致しない



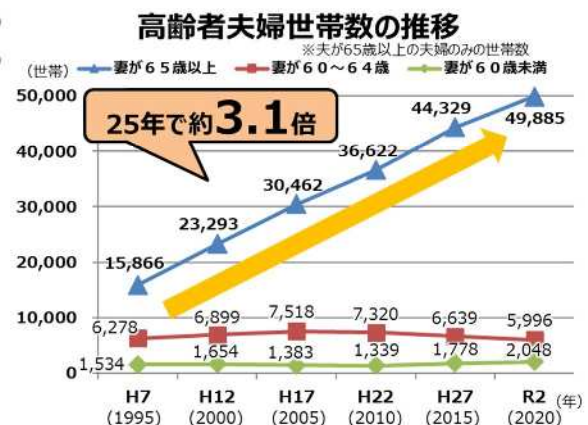
資料：川崎市年齢別人口・川崎市第3期実施計画策定に向けた人口推計（更新版）から作成

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯数の推移（市）

高齢者人口が増加する中、本市のひとり暮らしや夫婦のみ的高齢者世帯も増加しており、今後、ひとり暮らし高齢者の生活支援や「老老介護」などへの支援が必要となる。

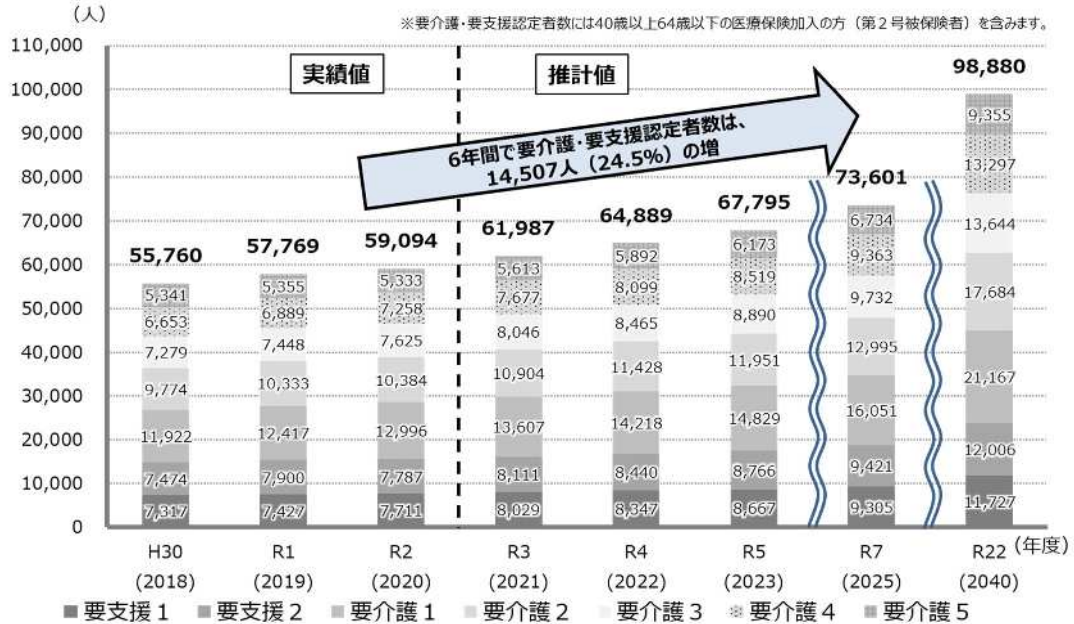


資料：国勢調査結果から作成



要介護・要支援認定者数の推移及び推計（市）

本市の要介護・要支援認定者数は、増加傾向にあり、令和2（2020）年9月現在約5.9万人で、令和2（2020）年から令和7（2025）年までの6年間で約24.5%増加すると推計している。



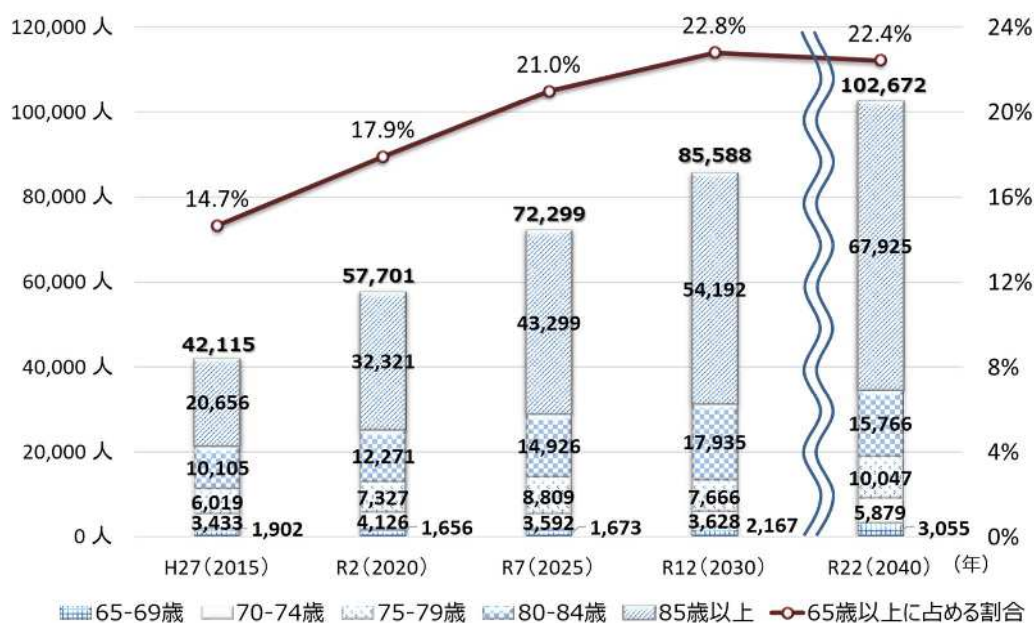
年齢階層別の要介護・要支援者数と要介護・要支援認定率（国・市）

年齢階層別に要介護・要支援認定率を見ると、80歳を超えると認定率は急上昇する。本市は全国平均よりも高い認定率となっている。



認知症高齢者数の推計（市）

本市の認知症高齢者数は、令和2（2020）年に5.7万人を超え、令和7（2025）年には7.2万人、令和12（2030）年には8.5万人を超えると推計される。



資料：第8期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険計画から作成

③ 子ども・若者を取り巻く環境の変化

- 支援が必要な子どもの増加や貧困の問題など、個々の子どもや家庭のニーズに応じたきめの細かい支援が求められている
- 子ども・若者を孤立から守り、成長を支援するための施策の充実が必要

本市の14歳以下の子どもの数は今後、減少していくことが見込まれている一方で、共働きの世帯は増加しています。新型コロナウイルス感染症による社会状況の大きな変化は、妊娠・出産数や転出入、保護者の働き方などにも影響を与えている可能性があり、今後の待機児童対策や学校、こども文化センターの運営など、子ども・子育て家庭を対象にした施策を考える上で、先の見通しが立ちづらい、難しい時期にあります。

また、外国につながる子どもや、特別な支援が必要な子どもは増加しており、個々の子どもや家庭のニーズに応じたきめの細かい支援が一層求められています。あわせて、児童虐待相談・通告件数の増加や、我が国において「相対的貧困」の状態にある子どもは7人に1人という、世帯間の経済格差の拡大が示唆される中で、家庭環境が厳しい状態にある子ども・若者、さらに近年、注目されているひきこもりやヤングケアラーへの対応など、生きづらさを感じているすべての子ども・若者を孤立から守り、成長を支援するための施策の必要性が高まっています。

こうした状況の中、多様な子育て世帯のニーズに適切に対応し、子ども・若者が安心できる環境の中で将来自立して生きていく力をつけることができるように、子育て環境の整備や、生まれ育った環境に関わらず成長や発達の段階に合わせて健やかに育つことができる環境づくり、子育て家庭や子どもを見守り支える地域づくりなどを進めていくことが求められています。

未来を考える キーワード

ヤングケアラー

通学や仕事のかたわら、家族の世話や家事などを日常的に行っている18歳未満の子どものことを、一般的に「ヤングケアラー」と呼んでいます。

その背景には、少子高齢化や核家族化の進展、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化といった要因があると考えられます。ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育、友人や周囲との関係などに影響があるにも関わらず、家庭内のデリケートな問題であることから表面化しにくいといった課題があります。

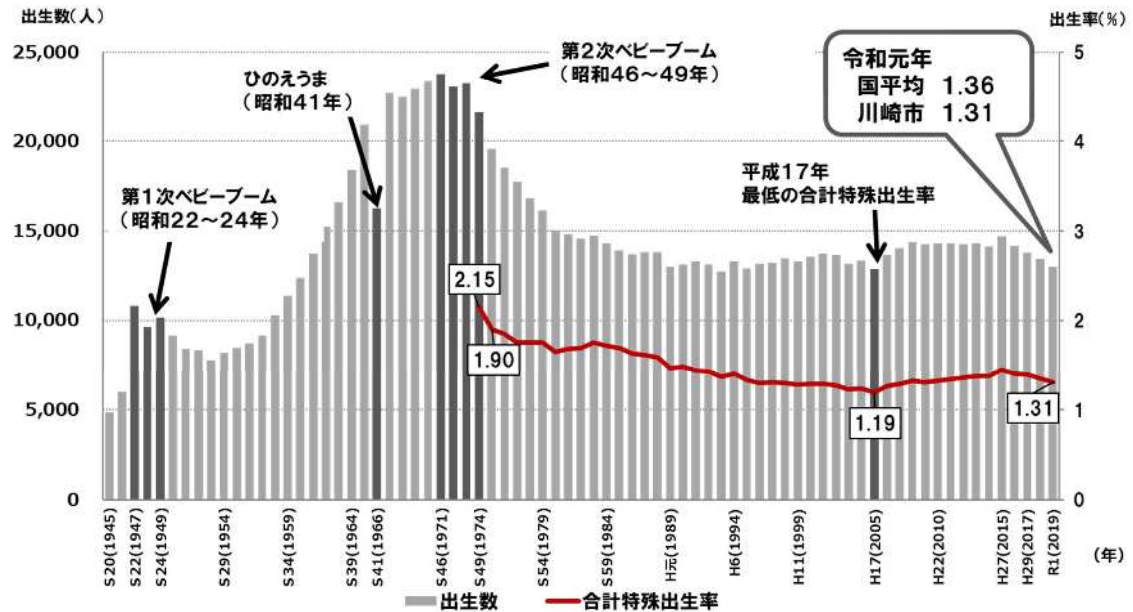
国においては、厚生労働省と文部科学省が連携して、福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームを設置して、ヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげるための検討結果をまとめました。国が行った実態調査（令和3（2021）年3月）では、「世話をしている家族がいる」と回答した子どもは、中学2年生で5.7%（17人に1人）、全日制高校2年生で4.1%（14人に1人）という状況で、本人にヤングケアラーという自覚がない者も多く、子どもらしい生活が送れず、誰にも相談できずに日々ひとりで耐えている状況が伺えるという報告がなされました。

各地域において、ヤングケアラーの早期発見・支援に向けて、福祉機関と教育機関を中心とした関係機関・団体が連携しながら取組を進めていくことが求められています。



出生数の減少と合計特殊出生率の推移（市）

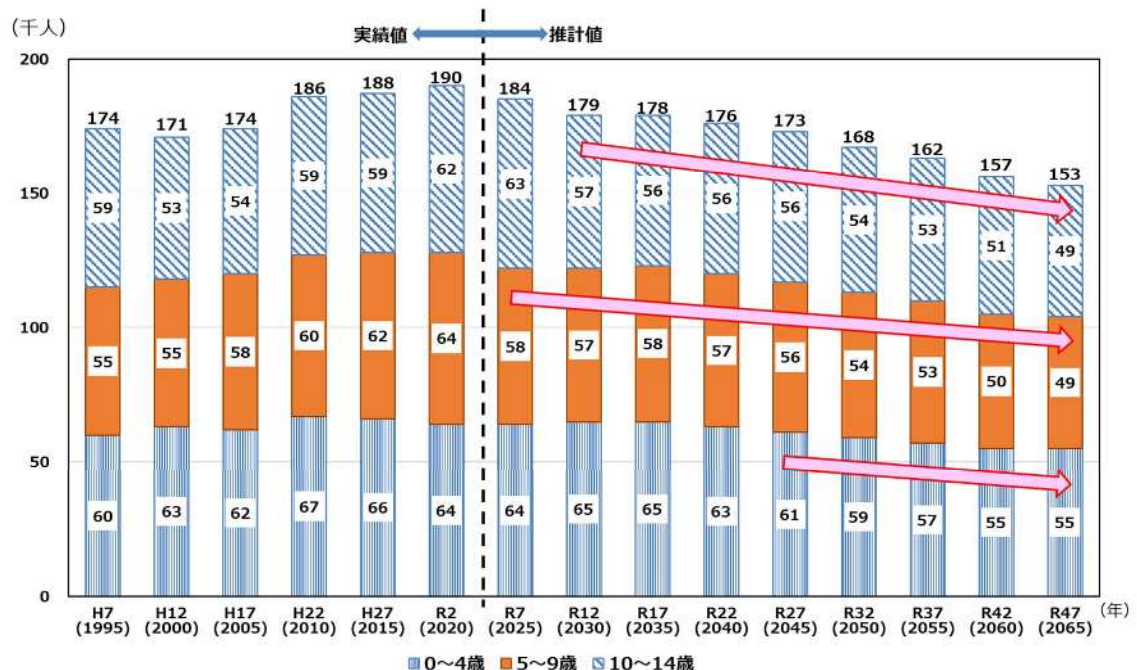
平成29（2017）年以降、本市の出生数は1万4,000人を下回り、令和元（2019）年には1万2,971人となった。令和元年（2019）年の合計特殊出生率は1.31であり、平成17（2005）年の1.19（過去最低）から回復はしているものの、近年は減少傾向にあり、また、全国平均よりも低い水準となっている。



資料：川崎市統計書、川崎市健康福祉年報

0歳から14歳までの子どもの数の推移及び推計（市）

本市の令和2（2020）年の14歳以下の子どもの数は約19.0万人となっており、今後、減少が見込まれる。



※平成27（2015）年及び令和2（2020）年は「不詳」をあん分等によって補完した「不詳補完値」による。

資料：令和2（2020）年までは「国勢調査」、令和7（2025）年以降は「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）」

子どもが18歳未満の夫婦のいる一般世帯数と共働き世帯数の推移（市）

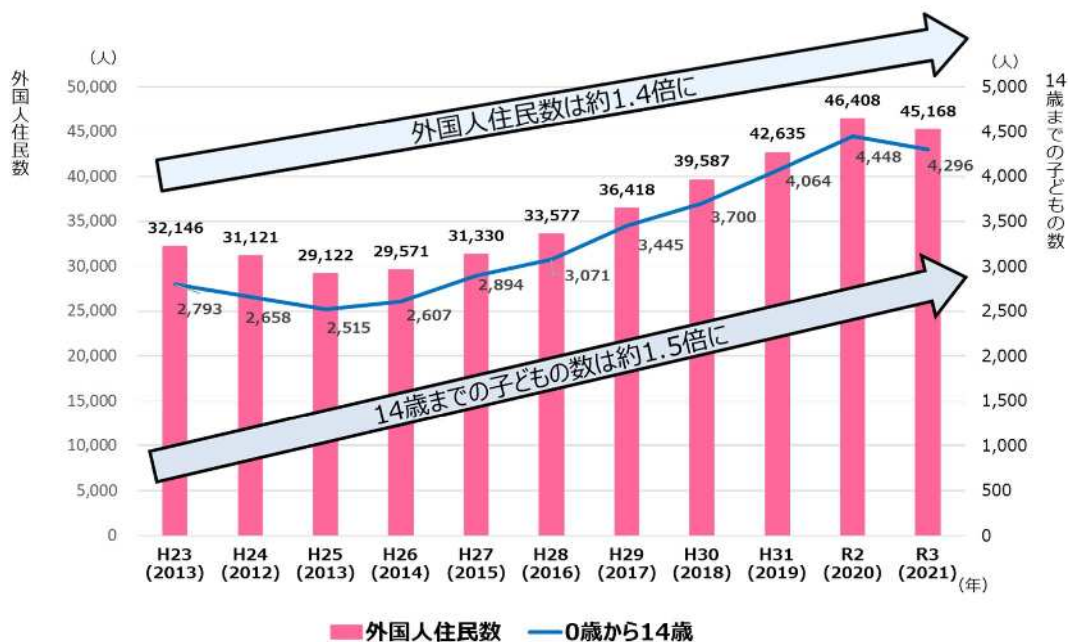
本市の18歳未満の子どもがいる世帯のうち、親が共に働いている世帯は年々増加しており、平成27（2015）年の構成比は51.4%で、半数以上となっている。



資料：国勢調査結果から作成

14歳までの外国人住民数の推移（市）

外国人住民数はこの10年で約1.4倍となり、令和3（2021）年3月末時点で45,168人となっている。うち、0歳～14歳までの子どもの数は、10年で約1.5倍となっている。



資料：川崎市「管区別年齢別外国人住民人口」各年3月末日人口から作成

子どもの貧困率の推移（国）

我が国の「子どもの貧困率」は、平成30（2018）年時点で13.5%となっており、平成27（2015）年時点の13.9%と比べて改善したものの、依然として約7人に1人の子どもが相対的に貧困の状態にある。

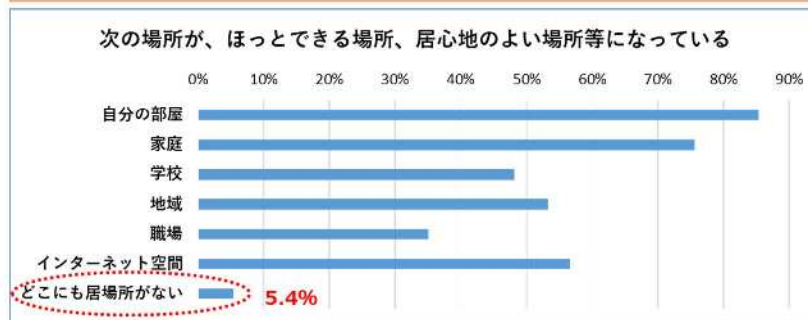


（※）「子どもの貧困率」とは、子ども（17歳以下の者）全体に占める等価可処分所得が貧困線に満たない世帯に含まれる子どもの割合のこと

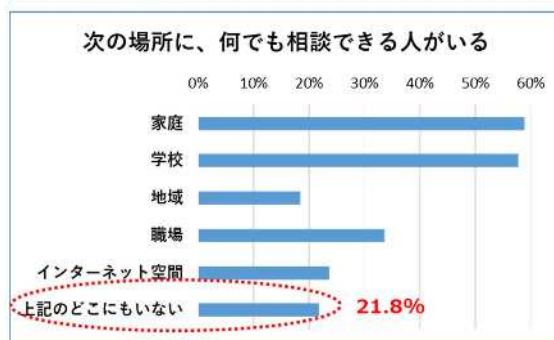
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

子ども・若者の居場所や相談相手（国）

子ども・若者が「ほっとできる場所」等と感じているのは、1位自分の部屋、2位家庭、3位インターネット空間となっており、どこかしらに居場所を持っている子ども・若者が多くいる反面、そうした場所での相談相手については21.8%がいないと答えており、困った時に助けてくれる人も11.3%がいないと回答している。



資料：内閣府「子供・若者の意識に関する調査」令和元（2019）年から作成



④ 一人ひとりが尊重され、能力を発揮できる環境づくり

- SDGs の取組が世界的な動きになるなど、ダイバーシティ（多様性）とソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の重要性はさらに上昇
- マイノリティの人たちが生き生きと暮らす上での障壁となっている人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境の創出が必要

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた SDGs の取組が世界的な動きになり、女性、高齢者、外国人、障害者その他マイノリティへの社会環境的障壁を取り払うための法整備が進むなど、ダイバーシティ（多様性）とソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の重要性が高まっており、より一層のインクルーシブ社会の形成が求められています。

また、本市の意識調査等においても、「障害者が働ける場所や能力を発揮する機会が少ない」「性的マイノリティに対する社会的理解が低いため、誤解や偏見がある」といった意見が、引き続き上位となっており、マイノリティへの社会環境的障壁については市民の問題意識にも現れています。

こうした中、本市においても、マイノリティの人たちが生き生きと暮らす上での障壁となっている人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創り出すことが求められています。

誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくりの必要性（国・市）

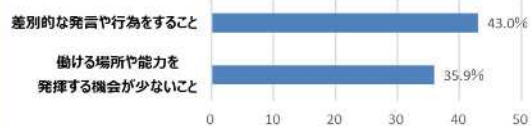
ダイバーシティ（多様性）とソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の重要性が高まる中、障害者をはじめとするマイノリティの人たちが生き生きと暮らす上での障壁となっている人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創り出すことが求められている。

【バリアフリー法の改正（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律：令和2（2020）年改正）】

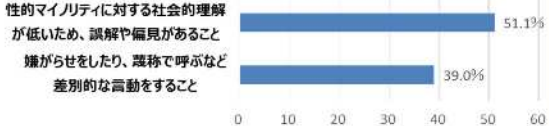
- 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化
 - ・公共交通事業者等に対するスロープ板の適切な操作、明るさの確保などソフト基準適合義務を創設 など
- 国民に向けた広報啓発の取組推進
 - ・国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加 など
- 市町村による「心のバリアフリー」の推進（学校教育との連携等）
 - ・市町村が定める移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューに、「心のバリアフリー」に関する事項を追加
 - ・心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助 など

【市民の問題意識】

Q 障害者に関することで、人権上、特に問題だと思うことは？



Q 性的マイノリティ（※）の人権に関することで、特に問題だと思うことは？



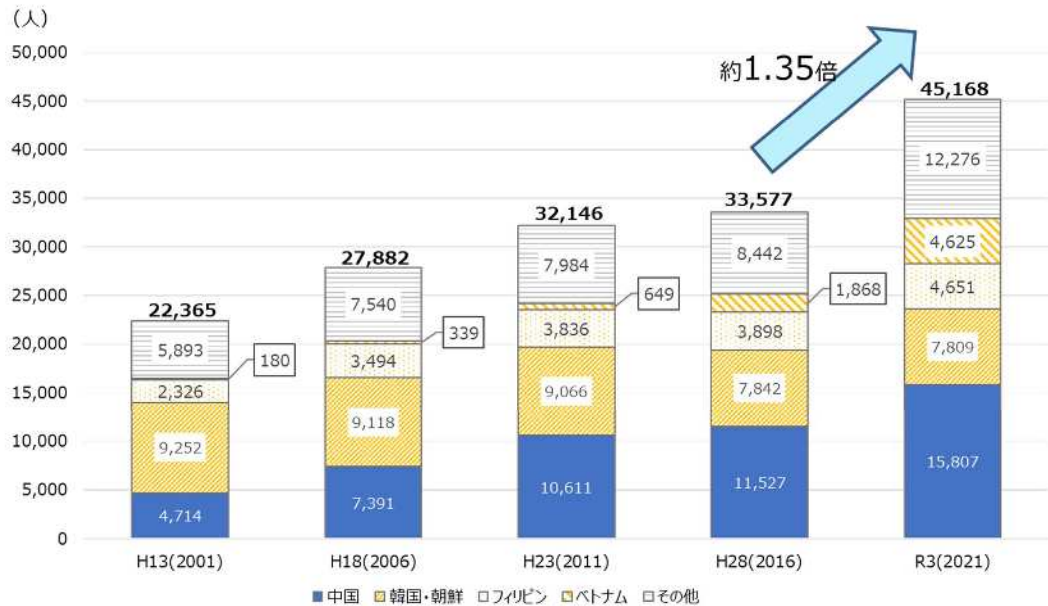
資料：「川崎市 人権に関する市民意識調査」（令和2（2020）年12月～令和3（2021）年1月） ※上位2項目を掲載

※ 性的マイノリティ

LGBT（Lはレズビアン（女性同性愛者）、Gはゲイ（男性同性愛者）、Bはバイセクシャル（両性愛者）、Tはトランスジェンダー（「身体の性」と「心の性」が一致しないため「身体の性」に違和感を持つ人）のほか、典型とされない性的指向又は性自認を有すること。

外国人住民数の推移（市）

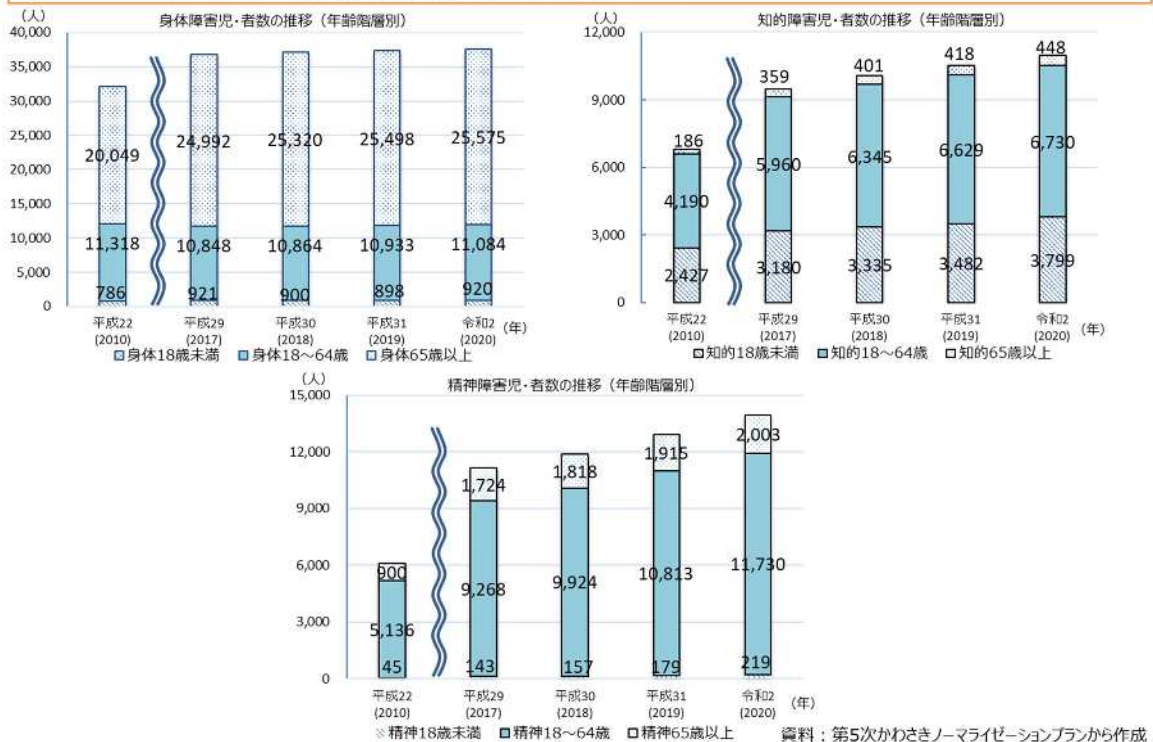
本市の外国人住民数は、過去20年間で約2倍、直近5年間では約1.35倍となっており、近年、急激な増加を示している。



資料：川崎市「外国人国籍地域別統計」各年3月末日人口から作成

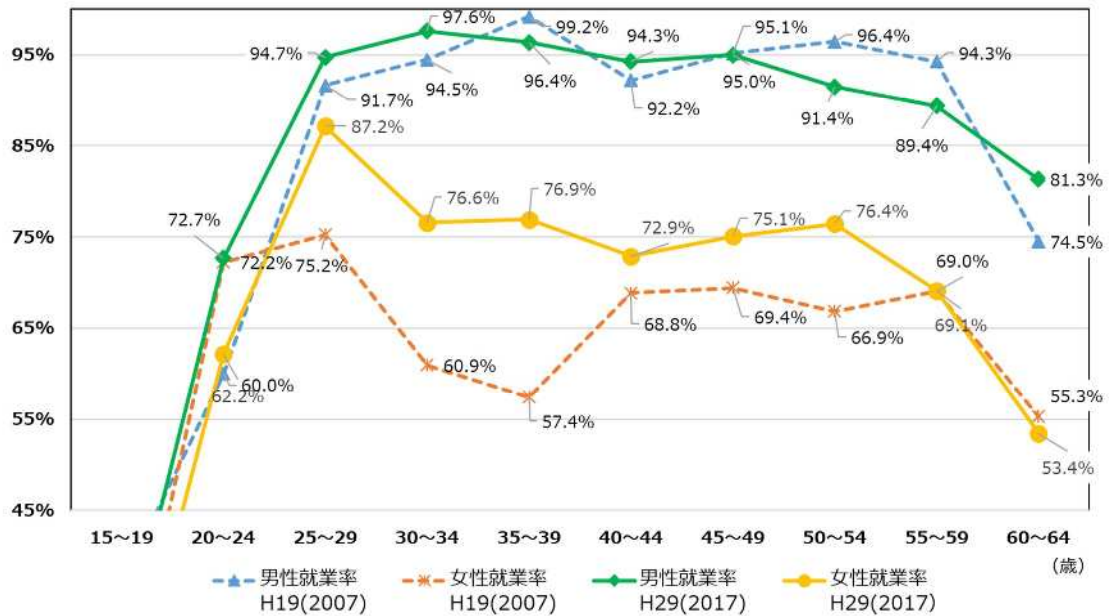
各障害者手帳所持者数の推移（市）

65歳以上の身体障害者手帳所持者数が、令和2（2020）年に平成22（2010）年と比べて5,526人・約27.5%の増となるなど、障害者手帳所持者数が増加している。



年齢階級別就業率の状況（市）

本市の年齢階級別就業率は、概ね全ての年齢層において平成19（2007）年から平成29（2017）年にかけて上昇しているが、依然として男性と比べ、女性の就業率が低い傾向にある。



資料：就業構造基本調査

⑤ 気候変動の影響

- 地球温暖化への対策として、温室効果ガスの削減などの「緩和策」と、気候変動の影響に対応する「適応策」を講じることが必要
- 市民一人ひとりの気候変動についての理解を深め、脱炭素社会の実現に向けた行動変容を促していくことが必要

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」としており、今後のシナリオのうち最も危機的なものでは、2100年に、世界平均気温は1850～1900年から3.3～5.7℃、世界平均海面水位は1995～2014年から0.63～1.01m上昇する可能性が高いとしています。

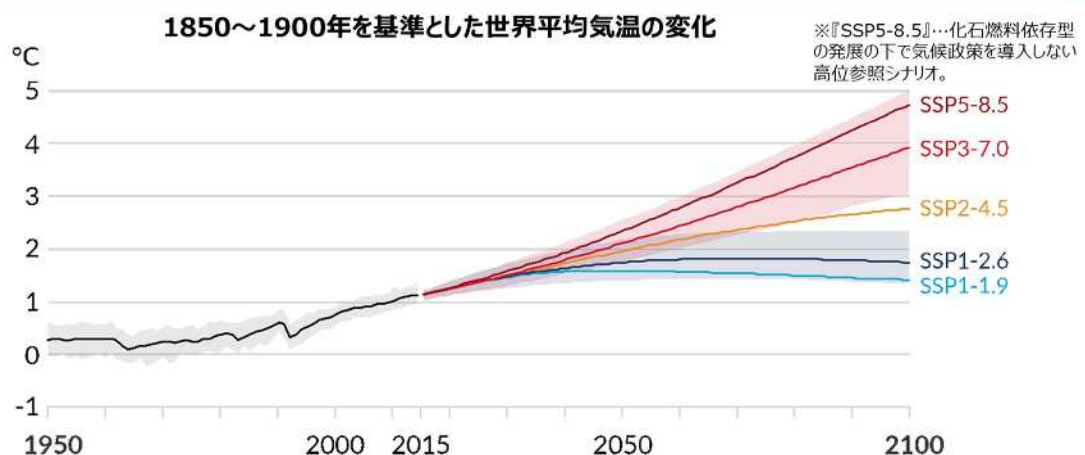
また、我が国における1時間降水量が50mm以上の大雨の年間発生回数については、昭和51（1976）年～昭和60（1985）年と平成23（2011）年～令和2（2020）年の平均を比べると、約1.5倍に増加している状況です。

こうした中、市内の年平均気温の推移は、昭和60（1985）年～令和元（2019）年の35年あたり2℃弱上昇していることから、本市においても地球温暖化の影響が現れていると考えられます。

それらも踏まえ、本市においても、地球温暖化への対策として温室効果ガスの削減などの「緩和策」とともに、気候変動の影響に対応する「適応策」を講じていく必要があります。そのために、市民一人ひとりの気候変動についての理解を深め、脱炭素社会の実現に向けた行動変容を促していくことが求められています。

世界平均気温等の変化（世界）

IPCCは、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」としており、今後のシナリオのうち最も危機的なものでは、2100年に、世界平均気温は1850～1900年から3.3～5.7℃、世界平均海面水位は1995～2014年から0.63～1.01m上昇する可能性が高いとしている。



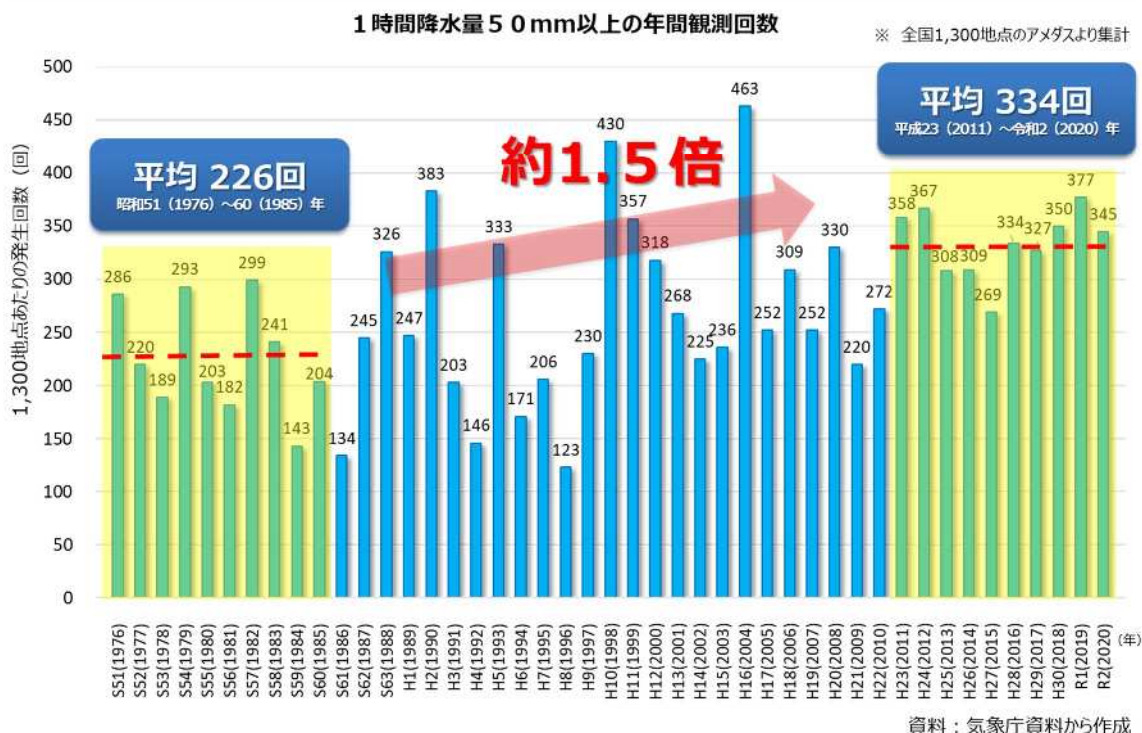
※IPCC…気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、1988年に設立された政府間組織で、2021年8月現在、195の国と地域が参加している。世界中の科学者の協力のもと、気候変動に関する最新の科学的知見の評価を提供し、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的としている。

※今回（第6次報告）は、将来の社会経済の発展の傾向を仮定した共有社会経済経路（SSP）と放射強制力を組み合わせた5つのシナリオが使用され、SSP1-1.9（持続可能な発展の下で、工業化前を基準とする21世紀末までの昇温（中央値）を約1.5℃以下に抑える気候政策を導入した場合）でも、2100年において、世界平均気温は1850～1900年から1.0～1.8℃、世界平均海面水位は1995～2014年から0.28～0.55m上昇する可能性が高いとしている。

資料：IPCC「第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約」等から作成

日本の降水量に関する状況（国）

1時間降水量が50mm以上の大雨の年間発生回数は増加傾向にあり、昭和51（1976）年～昭和60（1985）年と平成23（2011）年～令和2（2020）年の平均を比べると、約1.5倍に増加している。

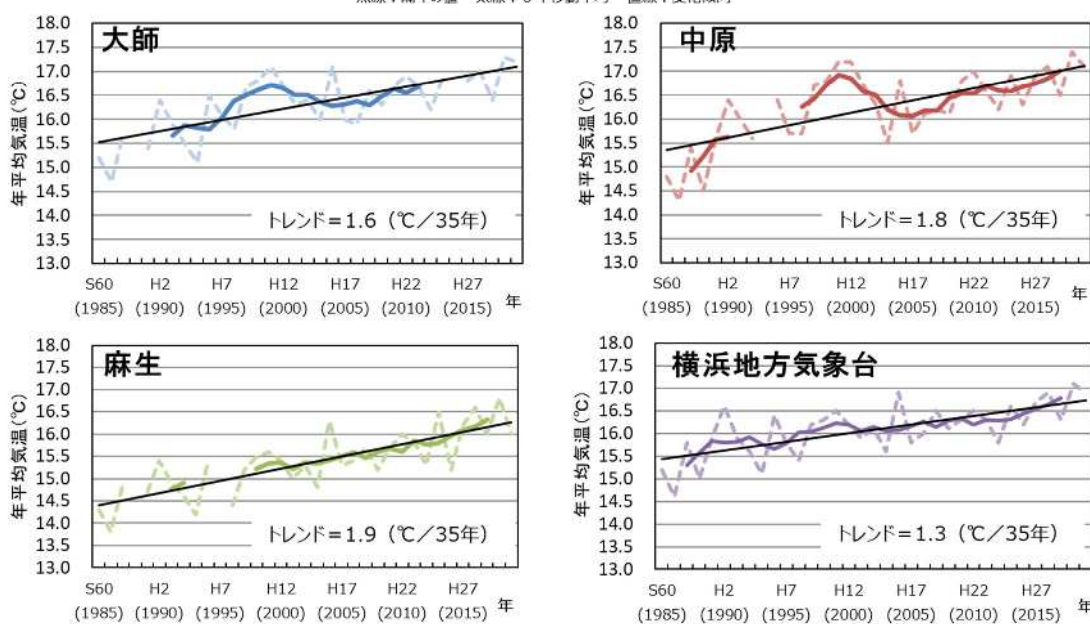


年平均気温の推移（市）

それぞれの地点における年平均気温は、いずれの地点も上昇傾向であり、35年あたり、大師では1.6℃、中原では1.8℃、麻生では1.9℃上昇しており、地球温暖化に加え、都市部におけるヒートアイランド現象の影響が現れていると考えられる。

年平均気温の5年移動平均と変化傾向（統計期間1985～2019年）

点線：隔年の値 太線：5年移動平均 直線：変化傾向



⑥ 災害対策の強化

- 今後の災害リスクに対応するため、これまでに発生した風水害や地震の教訓等を踏まえた対策を講じる必要がある
- 災害時の被害軽減・復旧・復興の早期実現に向け、自助・共助（互助）・公助の視点から地域防災力の強化を図ることが必要

令和元年東日本台風では、本市においても、死者1名、停電被害約22,400件、全半壊約1,000件、床上・床下浸水約1,700件など、甚大な被害が発生しました。今後、気候変動の影響により、風水害のリスクがさらに高まることが予想されていることから、令和元年東日本台風など、過去の災害の教訓を踏まえた対策が求められています。

また、今後30年以内に、約70%の確率で発生するとされているM7クラスの「首都直下地震」や約70%～80%で発生するとされているM8～M9クラスの「南海トラフ地震」については、本市においても甚大な被害が想定されることから、これまでに発生した地震における教訓等を踏まえた対策や九都県市で連携した対策が求められています。

激甚化・頻発化する風水害への対策や首都直下地震等への対策に加え、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策が必要とされている中、災害時の被害軽減や復旧・復興の早期実現に向け、市民等による自守するための平常時からの備え（自助）と地域社会での支え合い（共助（互助））を高めるとともに、これを後押しするための行政による環境の整備等（公助）を進め、地域防災力の強化を図る必要があります。

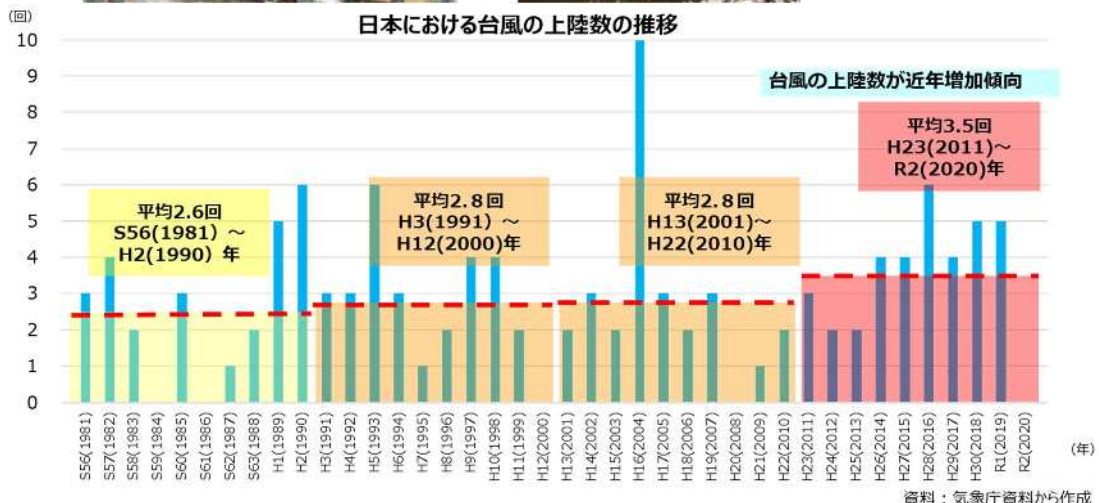
激甚化する風水害への対応（国・市）

今後、気候変動の影響により、風水害のリスクがさらに高まることが予想されていることから、令和元年東日本台風など、過去の災害の教訓を踏まえた対策が求められている。

令和元年東日本台風の影響（高津区）

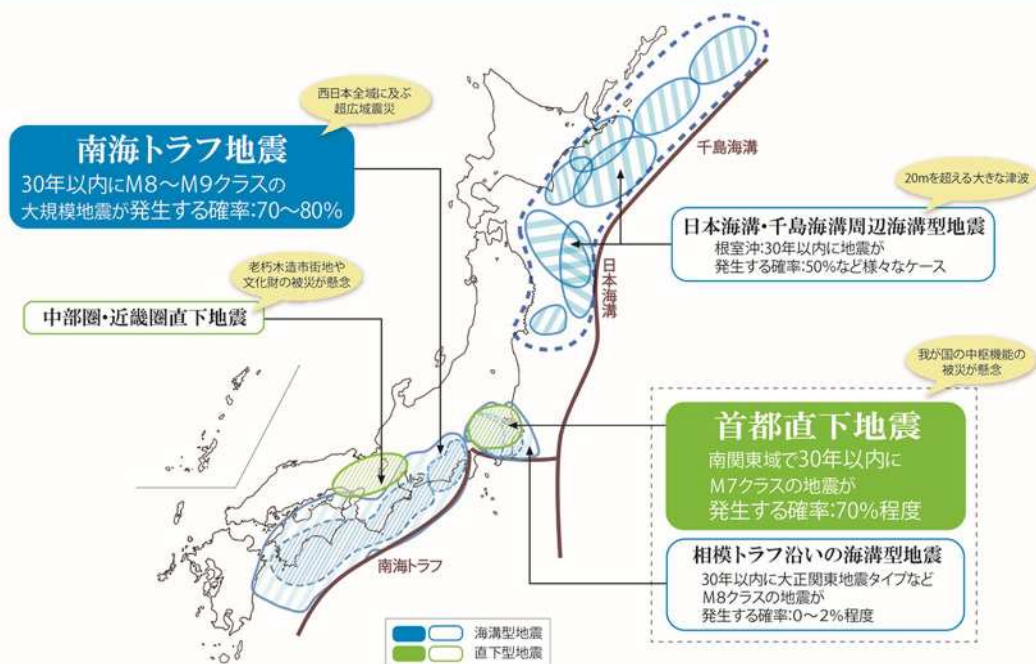


令和元年東日本台風では、本市においても、死者1名、停電被害約22,400件、全半壊約1,000件、床上・床下浸水約1,700件など、甚大な被害が発生



今後30年以内に甚大な被害が想定される地震が発生する確率（国）

今後30年以内に70%程度の確率で大規模地震の発生が想定されていることから、過去の震災等の教訓を踏まえた対策が求められている。



資料：国土交通省

これまでに発生した地震での教訓を踏まえた地域防災力の強化（市）

東日本大震災や熊本地震での教訓を踏まえ、市民等による「自ら守る」ための平常時からの備えと地域社会での支え合い、また、これを後押しするための行政による環境の整備等が求められている。



資料：平成29（2017）年度災害救助法等担当者全国会議資料（熊本県提出）から作成

⑦ 都市インフラの老朽化と有効活用

- 令和 12（2030）年度には公共建築物の約 76%が築 30 年以上経過し、大規模な修繕や施設更新への計画的な対応が必要
- 公共建築物に関する機能のあり方や適正配置の検討及び道路なども含めた都市インフラ全体の効率的かつ効果的な維持管理の検討が必要
- 公共空間を活用したまちの賑わい・交流の創出や、民間活力の活用による効果的な維持管理の方策の検討が必要

令和 12（2030）年度には、総床面積ベースで本市の公共建築物の約 76%が築 30 年以上となるなど、上下水道施設、道路、橋りょう、公園施設なども含めた都市インフラの老朽化に伴う今後の集中的な大規模修繕や更新の時期の到来が懸念され、厳しい財政環境の中、こうした課題に限られた財源で計画的に対応していく必要があります。

また、公共建築物の総床面積については、児童生徒の増加に対応した小・中学校の整備や、市営住宅の居室の面積基準の見直しに伴う拡大などの社会状況の変化に対応した取組により、平成 22（2010）年度から令和 2（2020）年度までの 10 年間で約 22 万㎡増加しています。令和 12（2030）年頃まで引き続き人口増加が見込まれる状況を踏まえ、多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応しつつ、その後に到来する人口減少社会への転換等を見据えた対応を図っていく必要があります。

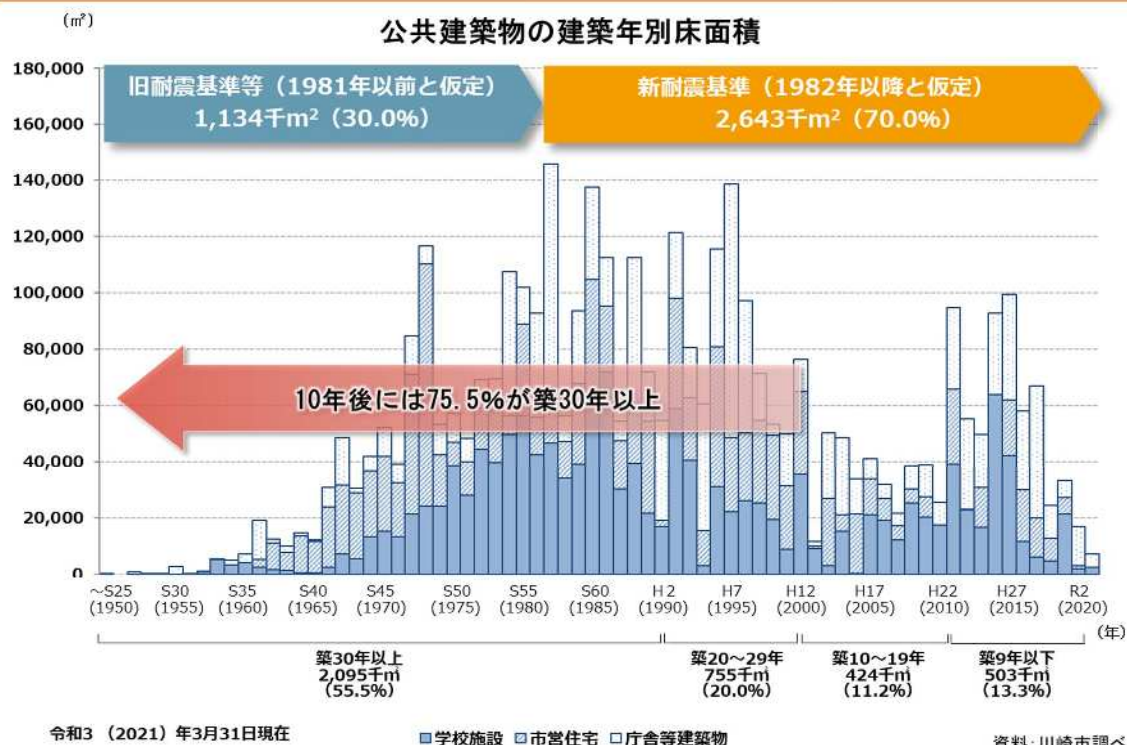
このため、今後は、整備費・維持管理経費など中長期にわたる財政負担の増大や、人口動態等を踏まえ、公共建築物に関する機能のあり方や適正配置、都市インフラ全体の効率的かつ効果的な維持管理について検討を進めていく必要があります。

こうした中で、公共空間については、これまで国や地方公共団体等が公的な観点から自ら利用し、民間が活用する場合も収益目的の利用は抑制的でしたが、公共空間利用のニーズの高まりや維持管理における民間資金活用の拡大の要請から、民間の収益活動等への開放が進められており、全国各地で、公共空間における広告の掲示や物品の販売、イベントの開催などが行われ、これらの収益等をまちづくりに還元する取組が進められています。

本市においても、近年、道路や河川、公園などの公共空間を有効に活用し、まちの賑わいや交流等の創出を図るとともに、規制緩和等により生まれた新たな財源を施設の維持管理や周辺のまちづくりに還元・再投資することで、スパイラルアップによるまちの価値の向上を図る取組を進めています。まちの賑わいや交流の創出に向け、こうした取組の一層の推進が求められています。

公共建築物の老朽化の状況（市）

令和12（2030）年度には公共建築物の約76%が築30年以上となるなど、施設の老朽化に伴う今後の集中的な大規模修繕・更新期の到来が懸念される。



公共空間の有効活用の展開（市）

道路や河川、公園などの公共空間を有効活用し、まちの賑わいや交流等の創出を図るとともに、規制緩和等により生まれた新たな財源を施設の維持管理や周辺のまちづくりに還元・再投資することで、スパイラルアップによるまちの価値の向上を図る取組を進めており、こうした取組の一層の推進が求められている。



駅前広場の活用
（川崎駅東口駅前広場「カワサキよりみちサーカス」）



通路の活用
（川崎駅北口通路「壁面広告・イベント活用」）



広告塔の設置



道路の活用
（「市道小杉町21号線社会実験」）



公園の活用
（多摩川見晴らし公園「ロー密パークフェス」）

⑧ 産業経済を取り巻く環境変化

- 新型コロナウイルス感染症の影響や新たな技術の進展など、本市の産業経済を取り巻く社会経済環境の変化等を的確に捉えていくことが必要
- 本市の基幹産業である製造業の競争力強化に向けた取組や新たな産業創出に向けた取組などにより、市内産業をさらに活性化することが必要

新型コロナウイルス感染症の影響により、戦後最悪の落ち込みを経験した世界経済は、再び前に向かって動き出しています。単なる景気回復に留まらず、カーボンニュートラル（※）実現に向けた動きや、デジタル化の急速な進展など、世界全体の経済構造や競争環境に大きな影響を与える変化がダイナミックに生じています。また、IoT（Internet of Things）や AI、ビッグデータ、ロボットといった社会のあり方に影響を及ぼす新たな技術の進展も進んでおり、我が国では、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会として Society 5.0 の実現をめざしています。さらに、近年、量子技術に対する国際的な注目が急速に高まっており、米国、欧州、中国をはじめとする国々が、将来の経済・社会に大きな変革をもたらす源泉あるいは革新技術として位置づけ、国をあげた取組を加速している状況にあります。

（※）温室効果ガスの排出量から吸収量と除去量を差し引いて合計でゼロを達成すること。

また、企業には、経済価値と社会価値の双方を実現する ESG 経営へのステークホルダーからの要請が強まっています。昨今の企業活動と人権に関する社会的要請の高まりを踏まえ、日本企業の一層の取組を促すため、令和 2（2020）年 10 月に、我が国は、「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定しています。

本市の市内総生産は 10 年前と比べて 5 % 高い水準（平成 20（2008）年度と平成 30（2018）年度の比較）を維持しています。また、本市の基幹産業である製造業は、平成 30（2018）年実績で、製造品出荷額等が大都市中第 1 位（従業者 1 人当たりの額も第 1 位）となっており、高度な産業集積を実現していますが、事業所数と従業者数はいずれも減少傾向にあります。

こうした本市を取り巻くさまざまな変化の波を的確に捉え、本市の基幹産業である製造業の競争力強化に向けた取組や、新たな産業創出に向けた取組等により、市内産業をさらに活性化することが求められています。

未来を考える キーワード

量子コンピュータ

国の統合イノベーション戦略推進会議が取りまとめた「量子技術イノベーション戦略」の最終報告（令和 2（2020）年 1 月）では、「量子技術イノベーション」を明確に位置づけ、日本の強みを活かし、量子技術の重点的な研究開発や産業化・事業化を促進するとともに、量子コンピュータのソフトウェア開発や量子暗号などで世界トップをめざすとしています。

量子コンピュータは、従来型のコンピュータでは答えの導出に膨大な時間を要する問題でも、短時間かつ超低消費電力で計算することを可能とし、産業・社会のあらゆる分野において飛躍的なイノベーションをもたらす得る革新技術として期待されています。欧米や中国を中心に政府・企業をあげた開発競争が激化しており、研究開発投資も大幅に拡大する中、我が国としても戦略的な取組が必要不可欠となっています。

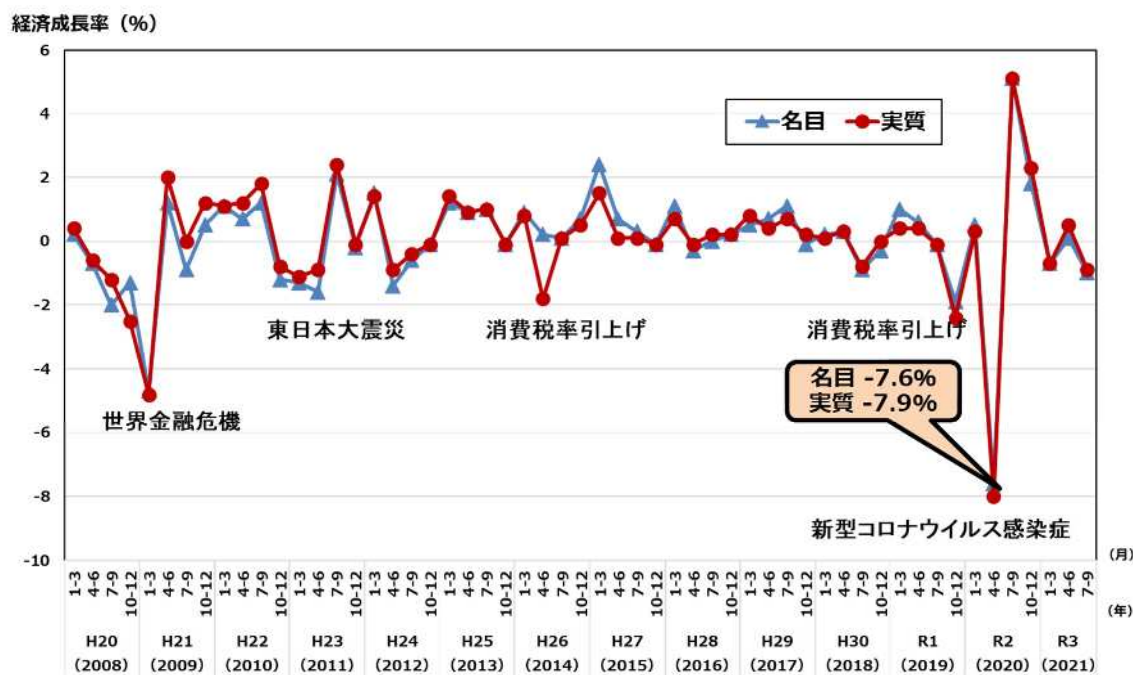
本市は、量子コンピューティング技術の普及と発展を図るため、令和 3 年（2021）6 月に、国立大学法人東京大学及び日本アイ・ビー・エム株式会社と相互の協力に関する協定を締結し、同年 7 月には、本市の「ナノ・マイクロ産学官共同研究施設（NANOBIIC）」において、日本初のゲート型商用量子コンピューティングシステムが設置され、稼働を開始しています。



日本初のゲート型商用量子コンピューティングシステムが設置された「ナノ・マイクロ産学官共同研究施設」（NANOBIIC）

景気動向 経済成長率（国）

全国の経済成長率は、世界金融危機の影響で平成20（2008）年秋から平成21（2009）年春にかけて急激に悪化し、一旦、回復したものの、平成23（2011）年の東日本大震災の影響で再び低下した。令和2（2020）年春以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく上下している。

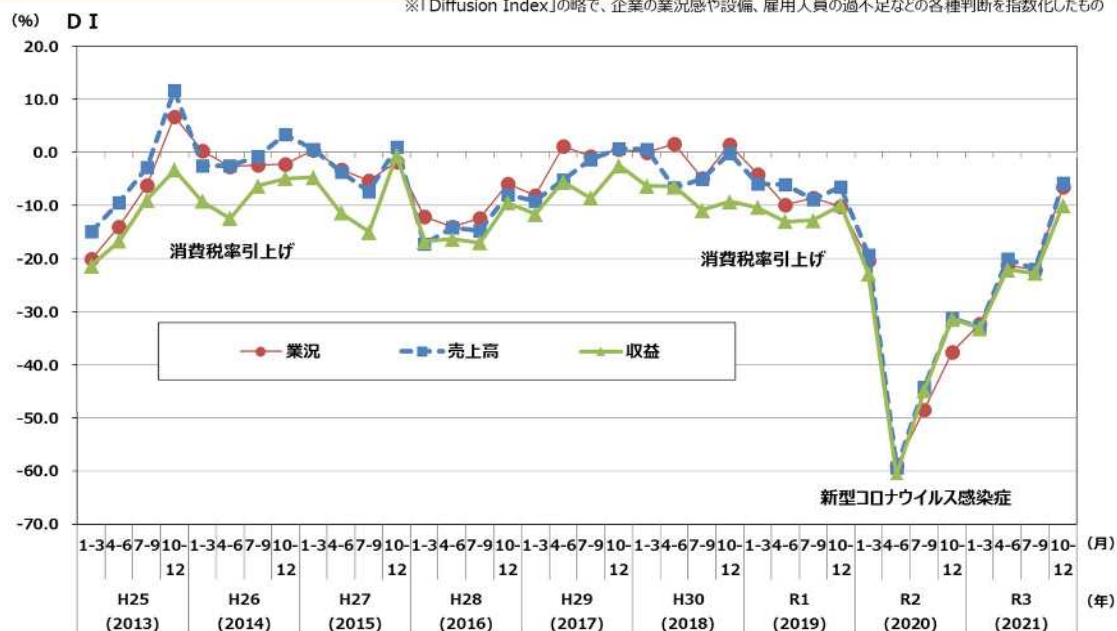


資料：内閣府 四半期GDP速報

中小企業の景況感（市）

業況、売上高及び収益の各DI※は、平成25（2013）年の改善傾向から、平成26（2014）年に消費税率引き上げの影響等により低下に転じた。近年では緩やかな改善の動きが見られたが、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく下落し、その後は改善傾向にあるものの、依然厳しい状態が続いている。

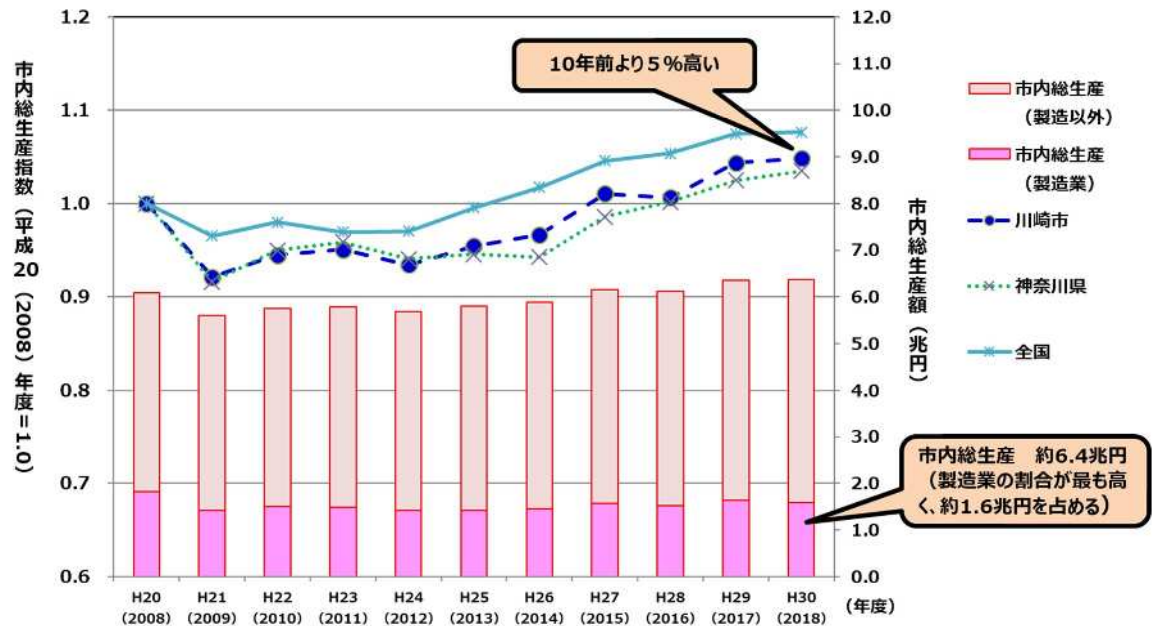
※「Diffusion Index」の略で、企業の業況感や設備、雇用人員の過不足などの各種判断を指数化したもの



資料：川崎信用金庫 中小企業動向調査

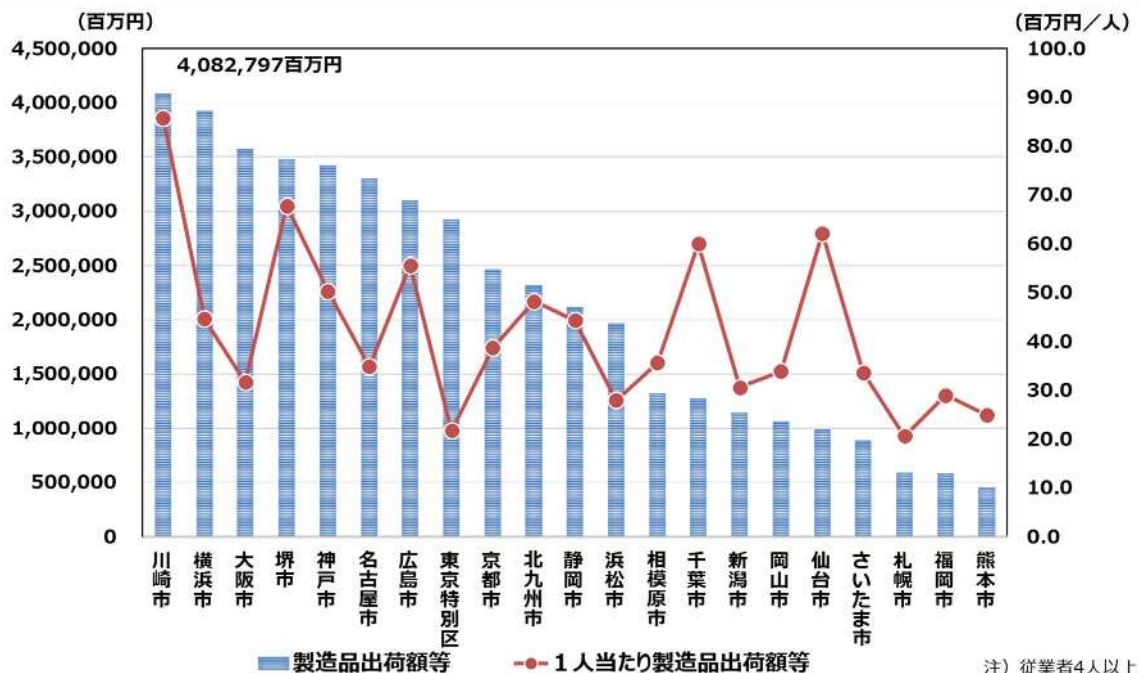
市内総生産の推移（市）

市内総生産は約6.4兆円（平成30（2018）年度、名目）で、製造業の割合が最も高く、約1.6兆円を占める。10年間の成長率は、約5%となっている。



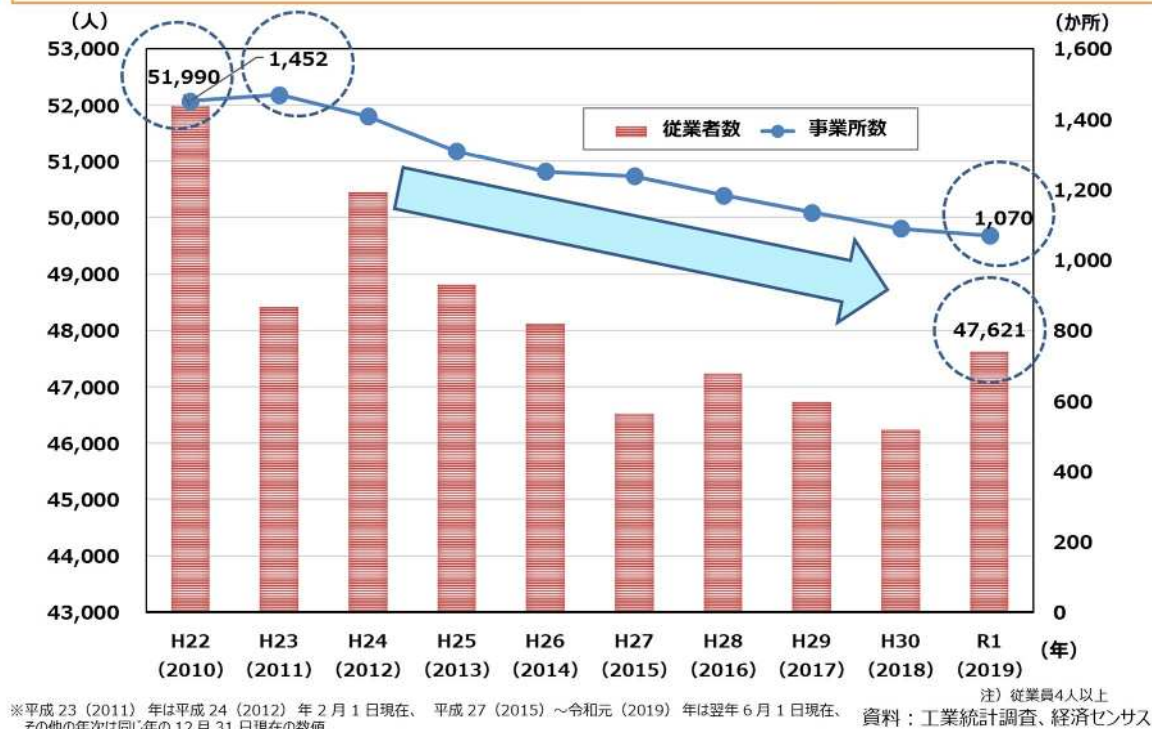
製造業における製造品出荷額等の大都市比較（令和元（2019）年実績値）

本市の製造品出荷額等は4兆0,828億円、従業者1人当たりの額は8,574万円で、いずれも大都市中で第1位となっており、高度な産業集積と生産性を実現している。



製造業における事業所数及び従業者数の推移（市）

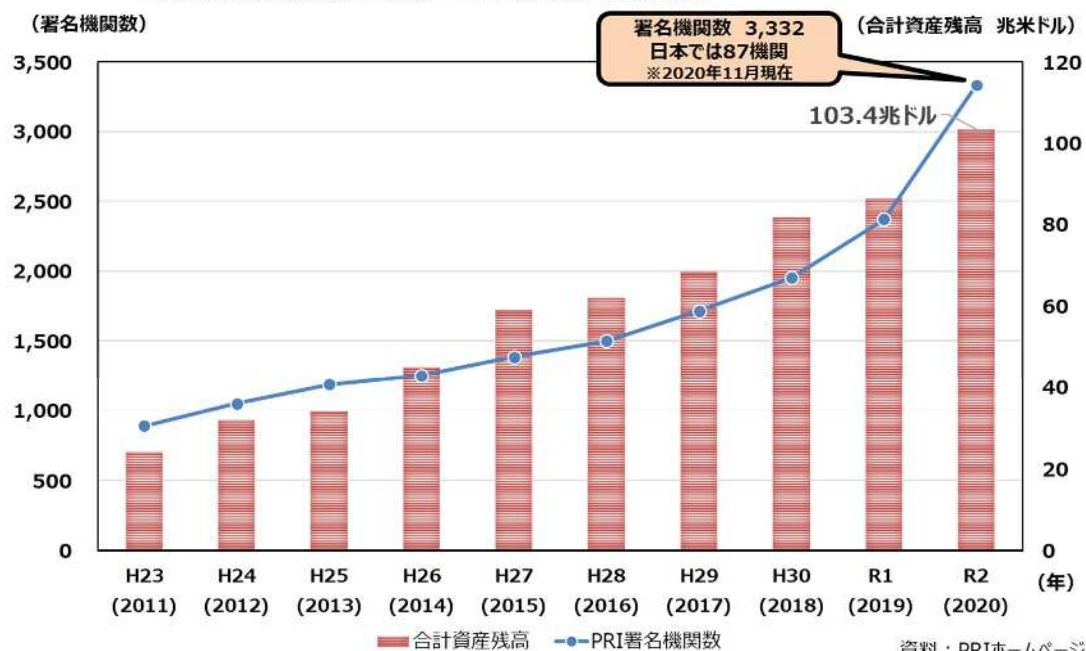
10年間で、市内の事業所数は382か所（26.3%）、従業者数は4,369人（8.4%）減少しており、産業集積の維持・強化が課題となっている。



ESG投資の広がり 責任投資原則（PRI）署名機関数の推移（世界）

国際連合の支援のもと、責任投資原則※1（PRI※2）が発足し、投資家が投資先に対してESG（環境・社会・ガバナンス）への配慮を求める動きが拡大している。今後もESG投資額の増加が考えられる。

※1 責任投資原則: H18 (2006) 年に国際連合が金融機関や機関投資家に対して提唱した新しい投資の行動原則
金融機関などが投資の意思決定を行う際には、投資先となる企業のESG問題（環境(Environment)・社会問題 (Social)・企業統治(Governance)）への取組を考慮・反映すべきであるという原則
※2 PRI: Principles for Responsible Investmentの略



⑨ 市民の主体的な取組を促し、地域でお互いに助け合うしくみの強化

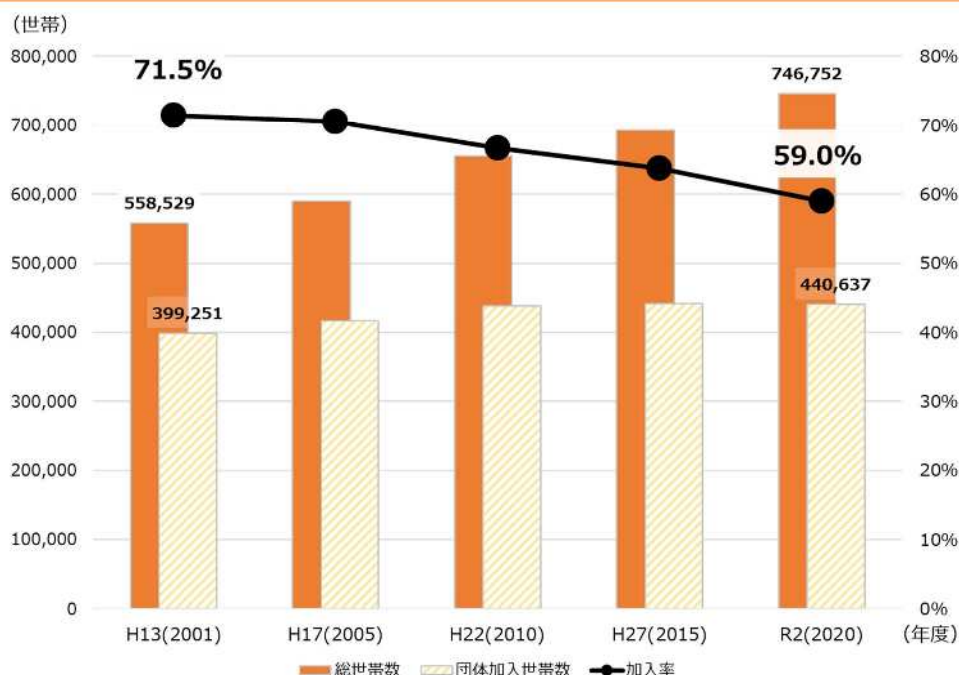
- 地域コミュニティの中核を担う行政との協働のパートナーでもある町内会・自治会の果たす役割は非常に重要であり、その活動の維持拡大に対する支援が必要
- 「市民創発」による、市民自治と多様な価値観を前提とした「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成をめざし、「新たなしくみ」づくりに向けた取組を進めることが必要

風水害などの危機事象が頻発している中、お互いが支え合う互助の重要性が一層高まっており、地域コミュニティの中核を担う行政との協働のパートナーでもある町内会・自治会の果たす役割は非常に重要なものとなっています。一方、町内会・自治会加入率の減少など従前からの課題である担い手不足に加え、感染症の影響に伴う行事の中止等による地域交流の機会の減少など地域活動の自粛により、町内会・自治会活動に大きな影響が出ており、活動の維持拡大に対する支援が必要となっています。

また、地域コミュニティの希薄化や価値観の多様化が進むとともに、将来的に超高齢社会と人口減少社会の到来が見込まれるなど、暮らしを取り巻く環境が変化する中、現状の取組を継続していくだけでは、これからの環境変化への対応や、さまざまな将来リスクの回避は難しい状況にあります。社会的な孤立等による孤独死の発生や、地域での自治力の低下が招く災害時の対応面での課題、人口減少がもたらす空き家の増加による都市のスポンジ化など、環境変化から予想される負のシナリオを回避するために、地域のつながりをつくり、より複雑化する地域課題に的確に対応することが求められています。

町内会・自治会加入率（市）

身近な地域のつながりによって互いが支え合う「互助」の重要性が一層高まり、地域コミュニティの中核を担う組織であり、行政との協働のパートナーでもある町内会・自治会の果たす役割が非常に重要なものとなる中、町内会・自治会の加入率は減少傾向にある。



資料：川崎市調べ

「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成に向けた取組の必要性（市）

価値観が多様化するなど不確実性の時代における複雑な課題に対応するため、「市民創発」による市民自治と多様な価値観を前提とした「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成に向けて、地域のつながりをつくり、多様な主体の連携による地域づくりの「新たなしくみ」の構築に取り組んでいくことが求められている。

これからのコミュニティ施策の基本的考え方（平成31（2019）年3月策定）に基づく新たな取組



区域レベルの取組「ソーシャルデザインセンター」の創出（多摩区ソーシャルデザインセンター）



防災空地でのマルシェ



公開空地での星空ディスコ



オンラインを併用した「まちのひろばフェス」の開催



イラスト：イスナデザイン

地域に広がる「まちのひろば」～希望のシナリオのイメージ～

⑩ 労働環境の改善と生産性向上の一体的な実現に向けた「働き方改革」の推進

- 就業機会の拡大や働く人の意欲・能力を存分に発揮できる環境づくりとともに、投資やイノベーションによる生産性向上に向けた取組が必要
- 人手不足感が強い中小企業の労働環境の改善と生産性向上に向けた取組を着実に実施することが重要

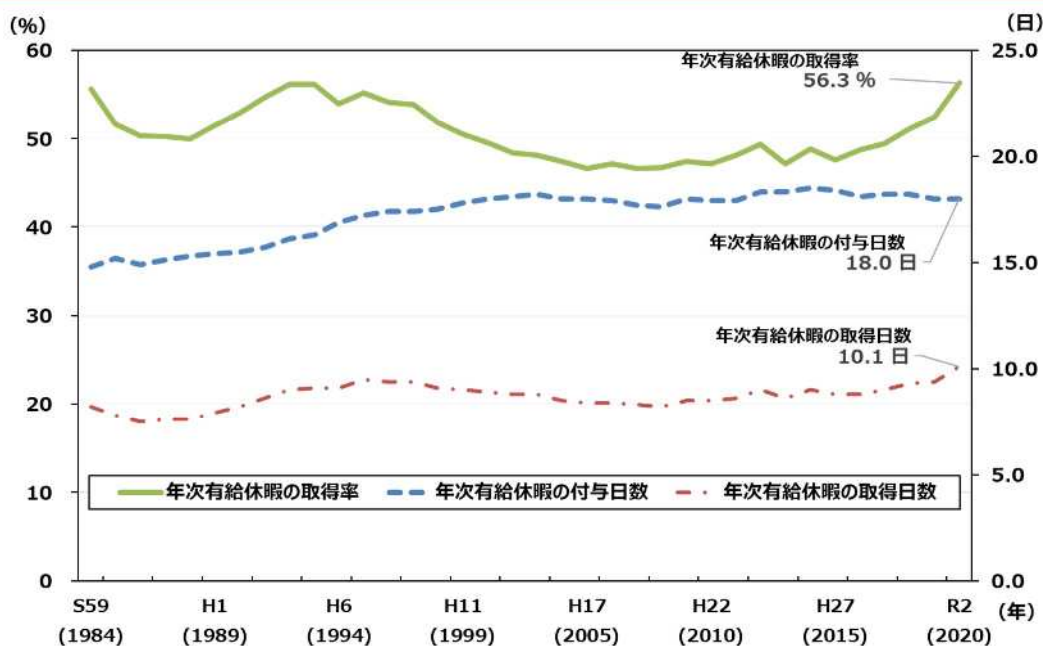
働き方改革関連法による時間外労働の上限規制の導入（大企業：平成 31（2019）年 4 月、中小企業：令和 2（2020）年 4 月施行）や、年 5 日の有給休暇取得の義務づけ（平成 31（2019）年 4 月施行）等を背景に、我が国の年次休暇の取得日数及び取得率は、過去最多（昭和 59（1984）年以降）となっており、また労働時間数は更なる減少傾向を示しています。

働き方改革は、多くの働く人々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できるようにするための改革です。我が国では、生産年齢人口の減少や、育児や介護の両立などの働く人のニーズの多様化など、さまざまな課題に直面しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークの導入が加速するなど、多くの企業で働き方が変わりつつあります。引き続き、就業機会の拡大や働く人の意欲・能力を存分に発揮できる環境づくりとともに、投資やイノベーションによる生産性向上に向けて取組を進めることが求められています。

本市では、中小企業が全事業所数の約 99%、全従業員数の約 77%を占めており、人手不足感が強い中小企業において、労働環境の改善による魅力ある職場づくりとともに、生産性向上に向けた取組を着実に進めることが一層重要となっています。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をめぐる状況（国）

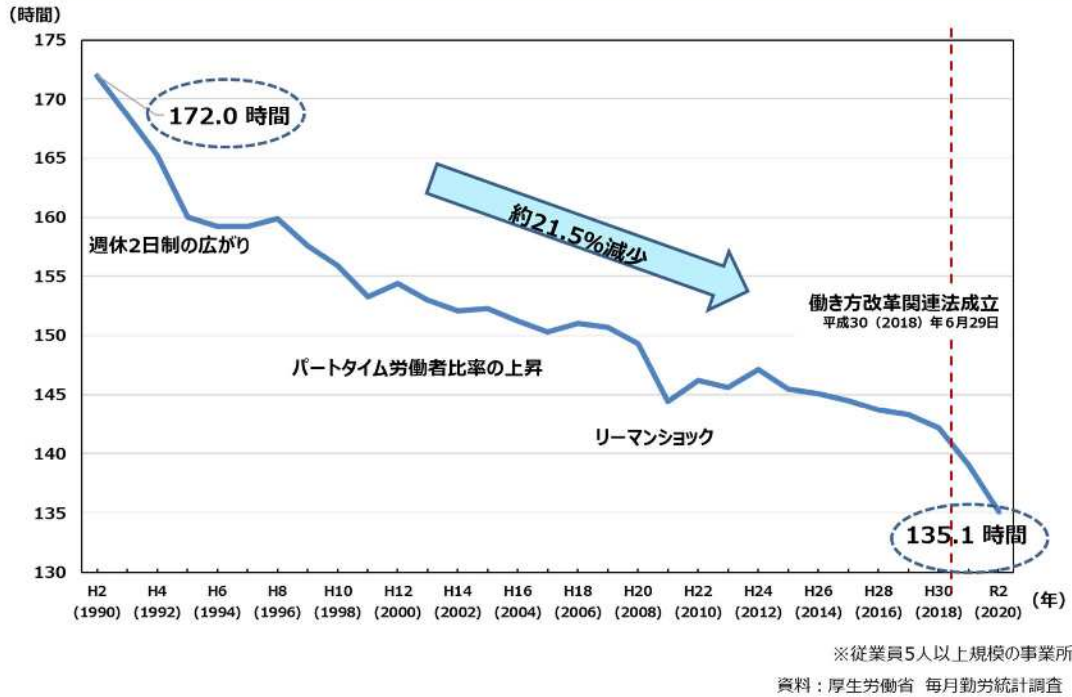
1 年間に企業が付与した年次有給休暇日数は、令和 2（2020）年調査では、労働者一人平均で 18.0 日、そのうち労働者が取得した日数は 10.1 日で、取得率は 56.3%となっている。取得日数及び取得率は、過去最多（昭和 59（1984）年以降）となっており、今後も積極的な取組が期待される。



資料：厚生労働省 就労条件総合調査、賃金労働時間制度等総合調査

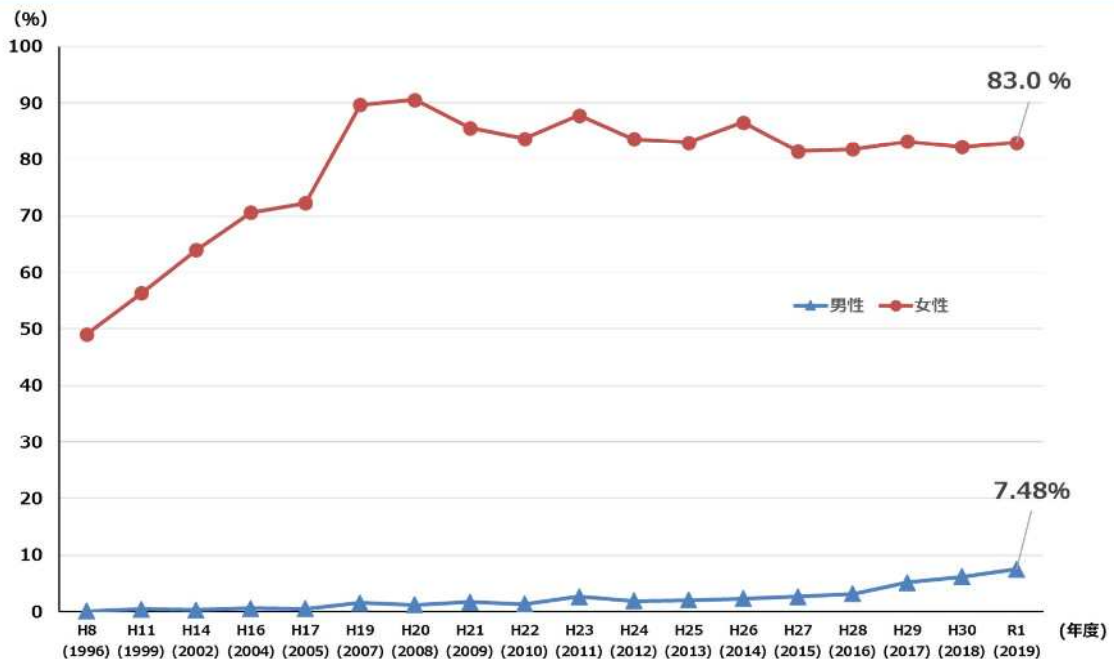
常用労働者1人平均月間総実労働時間数 年平均の推移（国）

令和2（2020）年の常用労働者1人平均月間総実労働時間数（従業員5人以上）は135.1時間となっており、30年前（平成2（1990）年）と比較して約21.5%減少している。平成30（2018）年6月には働き方改革関連法が成立し、順次施行されている。



育児休業の取得率（国）

令和元（2019）年度の育児休業取得率は、男性が7.48%、女性が83.0%である。男性、女性ともに、長期的には上昇傾向にあるものの、男性の取得率は、低い割合に留まっている。



(3) 積極的に活用すべき川崎のポテンシャル

川崎には、次のような優れたポテンシャルがあります。このポテンシャルを最大限に活かしながら、取組を進めます。

- 交通・物流の利便性（新幹線や羽田空港へのアクセス性、充実した幹線道路・鉄道路線ネットワーク、多様な機能を持つ総合港湾である川崎港、高度に集積した都市機能など）
- 先端産業・研究開発機関の集積等（550以上の研究開発機関、高付加価値化が進んだ臨海部の重化学工業・素材産業、環境・エネルギー等の先端産業、新川崎地区・殿町地区（キングスカイフロント）を中心とする市内に立地する多様な大学との産官学連携、生命科学・医療分野の企業・研究機関など）
- 豊富なスポーツ・文化芸術資源（「川崎フロンターレ」「川崎ブレイドサンダース」をはじめとする「かわさきスポーツパートナー」等との連携によるスポーツのまちづくり、ブレイキンやダブルダッチ、スケートボード、BMX等の若者文化の発信、「ミューザ川崎シンフォニーホール」を中心とした音楽のまちづくり、市内に数多く存在する映像資源を活用した映像のまちづくりなど）
- かわさきパラムーブメントの推進（関係団体や民間企業等と連携した取組の創発や「Colorsかわさき展」などパラアートの環境づくり、パラスポーツの振興・普及促進など）
- 水と緑の豊かな自然環境（本市の自然・産業・歴史・文化等に深い関わりのある多摩川、それぞれの魅力を持った富士見公園・等々力緑地・生田緑地の三大公園など）
- 多彩で魅力ある観光資源（産業観光や工場夜景など特徴的な地域資源、川崎大師など歴史的な観光資源、藤子・F・不二雄ミュージアムや日本民家園など市内を代表する施設など）

未来を考える キーワード

ブランドメッセージ

市内外に対して川崎の魅力と将来への方向性を発信する際に活用し、市民の川崎への愛着や誇りの醸成につなげることを目的として、本市の持つ多彩な魅力を一言で表現し、都市の将来像を示すブランドメッセージを策定しています。

ブランドメッセージには、川崎は、多様性を認め合い、つながり合うことで、新しい魅力や価値を生み出すことができるまちをめざしていく、という意味が込められています。

ロゴマークは、「多彩な魅力を持つ川崎の多様性を包含するイメージ」を打ち出すため、赤、緑、青という光の三原色で「川」の字を構成し、川崎の魅力を表現するとともに、交じり合うことでどんな色でも作り出すことができる多様性も表現しています。

Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会う。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



川崎市

充実した交通ネットワーク

充実した道路網や鉄道網など、新幹線や羽田空港等へのアクセス性が高く、利便性の高い交通ネットワークが構築されている。

主な幹線道路ネットワーク



主な鉄道路線ネットワーク

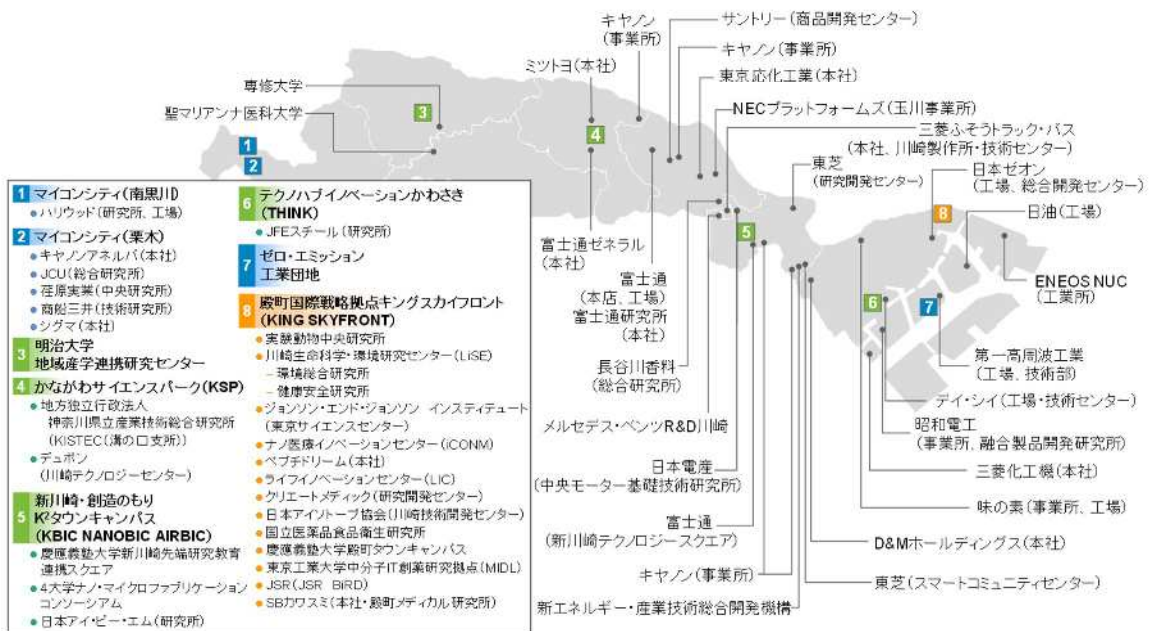


都市計画道路103路線、総延長約306kmのうち、約68%の約208kmが完成している。
(令和3(2021)年4月1日現在)

鉄道駅を55駅有する、大都市の中で4番目に鉄道駅密度※の高い都市である。
※政令指定都市及び東京都区部における1km²あたりの鉄道駅数(JR・民鉄・地下鉄の駅数)の比較

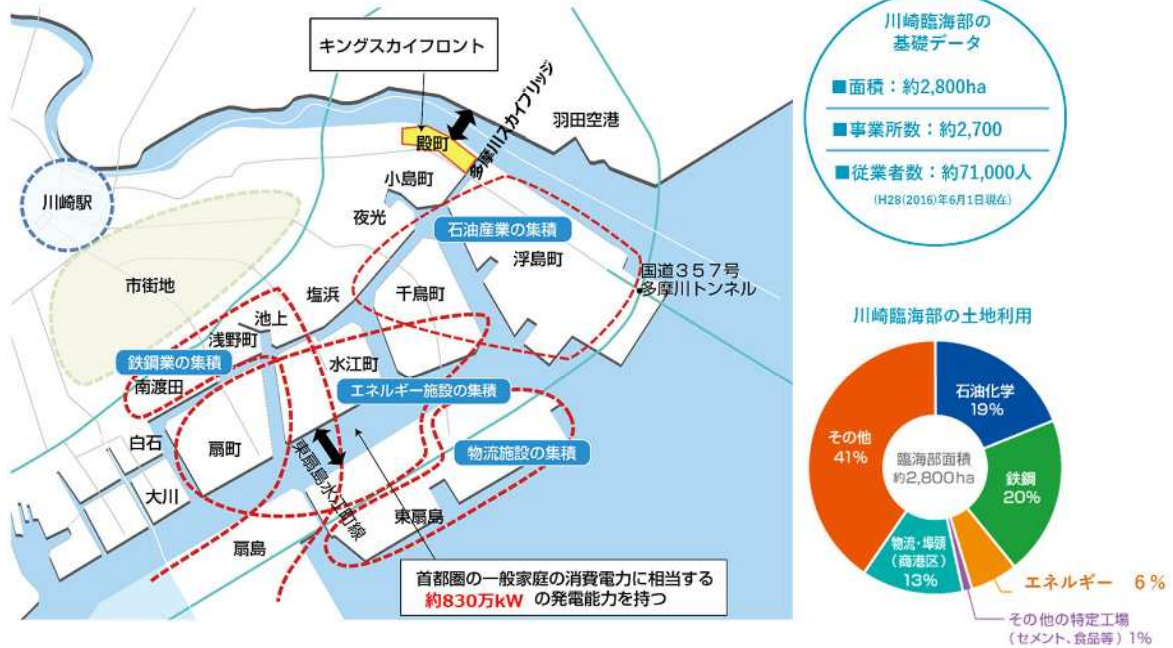
主な研究開発機関の立地状況

市内には、550以上の研究開発機関が立地し、新川崎地区やキングスカイフロント等の研究開発機関集積地区を有するなど、産業振興・イノベーションを推進する基盤がある。



川崎臨海部の状況（ポテンシャル）

川崎臨海部は、鉄鋼、石油等の工場や、エネルギー、物流等の施設が集積し、コンビナートを形成している。多摩川を挟み、対岸には羽田空港が近接している。



多様な機能を持つ総合港湾としての発展

令和2（2020）年の川崎港の入港船舶総トン数は全国第9位、海上出入貨物量は全国主要港湾中第10位、完成自動車（新車＋中古車）の輸出は全国第9位、うち中古自動車の輸出は全国第5位となっている。また、公共ふ頭におけるコンテナ貨物の取扱量は10年連続で増加し続けている。



川崎港コンテナミナル背後地の「東扇島総合物流拠点地区」など、東扇島には物流倉庫が多数立地。特に冷蔵・冷凍倉庫の保管能力は約100万トンに達し、国内随一の集積。東扇島地区全体の就労者は約1万1,000人。



東扇島公共ふ頭（岸壁からの自動車輸出）



市民生活を支えるコンテナ貨物

輸入品目			主な仕出し地	取扱量 (トン)	輸出品目			主な仕向け地	取扱量 (トン)
1	家具・装飾品	中国	ベトナム	980,374	1	自動車部品	台湾	インドネシア	73,008
2	その他日用品 (日用雑貨など)	中国	ベトナム	296,345	2	化学薬品	中国	シンガポール	67,530
3	製造食品 (冷凍食品など)	中国	タイ	125,545	3	合成樹脂など	マレーシア	韓国	31,008
4	衣類・身用品・ はきもの	ベトナム	中国	102,125	4	再利用資材	ベトナム	中国	25,667
5	合成樹脂など	タイ	ベトナム	33,409	5	取合せ品	中国	シンガポール	10,128

スポーツのまち・かわさき

本市を拠点として活躍するかわさきスポーツパートナーの活躍が、川崎を全国にアピールするとともに市民の地元への愛着を育んでいる。また、大規模な競技大会から気軽に参加できるスポーツイベントまで、スポーツに親しむための様々な取組を進めている。

かわさきスポーツパートナー
〈サッカー・J1リーグ〉
川崎フロンターレ

KAWASAKI
Frontale



かわさきスポーツパートナー
〈バスケットボール・B.LEAGUE〉
川崎ブレイブサンダース



©KAWASAKI BRAVE THUNDERS



パワフルかわさき区民綱引き大会



スポーツフェスタ



ボッチャ体験会

若者文化の発信

本市ではパリ2024オリンピック競技大会の競技種目となったブレイキンをはじめとして、ダブルダッチやスケートボード、BMXなど、ストリートカルチャーから育まれた若者による文化が盛んであることを踏まえ、若い人たちが集い、自らの可能性を広げるための環境づくりに向けた取組を進めている。



若者文化の発信に向けたキービジュアル

文化芸術の薫るまち

本市には、多様な背景をもつ文化芸術資源が豊富に存在し、また、市内の各所では、音楽や演劇、美術、舞踊など、市民主体による多彩な文化芸術活動が盛んに行われている。



川崎大師新能



川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッかしんゆり）



青少年による演劇公演プロジェクト「青の素」



岡本太郎美術館



かわさき市民第九コンサート



かわさき市美術展

音楽や映像のまちづくり

世界水準の音響性能をもち、国際的評価の高いミューザ川崎シンフォニーホールにおいて、本市のフランチャイズオーケストラである東京交響楽団が演奏活動を行うほか、市内には2つの音楽大学、4つの市民オーケストラ、100を超える市民合唱団・吹奏楽団などがあり、多彩な活動を行っている。また、市内には4つのシネマコンプレックスや、日本で唯一の映画の単科大学、映像スタジオがあるなど、映像制作活動が盛んに行われている。



ミューザ川崎シンフォニーホール



かわさきシネマアワード



かわさきジャズ



昭和音楽大学



洗足学園音楽大学



日本映画大学

かわさきパラムーブメントの推進

本市では、「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」をめざし、「人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創り出す」ことを理念とした「かわさきパラムーブメント」を推進しており、パラアートやパラスポーツといったこれまでの取組だけでなく、eスポーツなどの新たな手法を活用した取組によるレガシー形成が期待されている。



パラアート一般公募プログラム
(創作人形劇)



eスポーツ (イメージ)

© ePARA



かわパラ (シッティングバレー体験)



Colors かわさき展



プリティッシュ・カウンシル連携
(ストップギャップ)

© プリティッシュ・カウンシル

市民に親しまれる「ふるさと川 多摩川」

多摩川の水と緑は、本市の自然、産業、歴史、文化に深い関わりを持ち、多摩川の恵みにより、まちが育まれてきた。この魅力を流域で共有して連携を深めるなど、更なる魅力の向上が期待されている。



市制記念多摩川花火大会



とどろき水辺の楽校



多摩川緑地バーベキュー広場



丸子の渡し祭り



多摩川で開催されるマラソン大会

それぞれの魅力を持った川崎の三大公園（富士見公園、等々力緑地、生田緑地）

市の南部に位置する富士見公園、中央に位置する等々力緑地、北西部に位置する生田緑地は、川崎の三大公園と呼ばれており、広く市民に親しまれている。

富士見公園

運動施設や市民利用施設が集積するなど、市民の憩いの空間やさまざまな活動の拠点とする総合公園



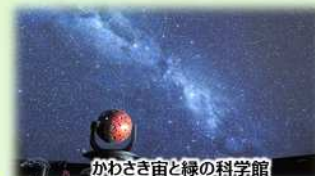
等々力緑地

多数の運動施設や市民の憩いの場
など多面的な機能を有する総合公園



生田緑地

豊かな自然環境と、伝統文化・
科学・芸術など個性豊かな施設を
有する緑の宝庫



多彩で魅力ある「かわさきの観光資源」

産業観光や工場夜景など、特徴的な地域資源を活用した観光プロモーションを進めている。また「川崎大師」や「藤子・F・不二雄ミュージアム」等の市内を代表する施設等は、全国的にも話題となっている。



(4) 新たな飛躍に向けたチャンス

川崎がさらに飛躍するチャンスを最大限に活用しながら、取組を進めます。

- 本市の活力（首都圏の中心に位置する地理的優位性や交通利便性、成長産業の集積などによる人口の増加など）
- 令和6（2024）年の市制100周年（戦略的なシティプロモーションの推進、全国都市緑化かわさきフェアを契機とした「みどりのムーブメント」の推進など）
- 国の成長戦略（羽田空港跡地地区と殿町地区の連携による成長戦略拠点の形成、カーボンニュートラルを先導する水素社会の実現に向けた取組など）

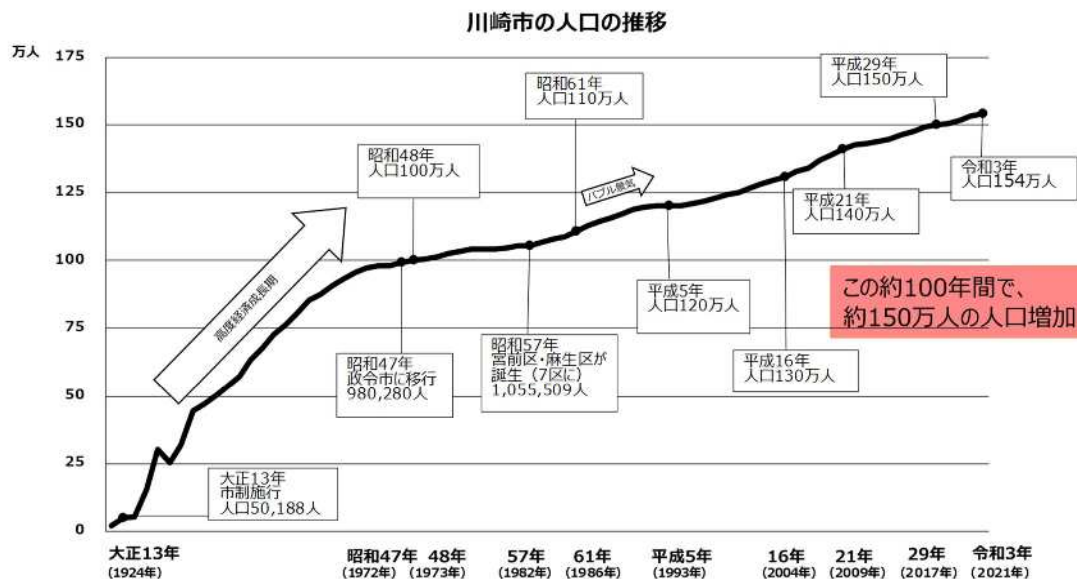
未来を考える
キーワード

市制 100 周年

本市は、大正 13（1924）年 7 月 1 日に、川崎町・大師町・御幸村が合併して、人口約 5 万人で誕生し、令和 6（2024）年には、市制 100 周年の記念すべき年を迎えます。こうした歴史の節目は、産業・文化・芸術・スポーツをはじめとした都市としての魅力の更なる向上や、市民としてのアイデンティティの形成、シビックプライドの醸成に向けて、関心が高まる機会となることから、川崎がさらに飛躍する大きなチャンスとなります。

この100年間の川崎市の人口推移

市制施行された大正13（1924）年の5万人からスタートした本市の人口は、首都圏の中心に位置する立地優位性や交通利便性に加え、成長産業が集積するなど、活力ある都市として人口増が続き、令和3（2021）年には約154万人となっている。



資料：川崎市作成

市制100周年に向けて

令和6（2024）年に市制100周年を迎えるにあたり、本市のあゆみや歴史を知り、多様なものがつながり合うことで、新しい魅力や価値を生み出すことができるまちをめざしていくというブランドメッセージを改めて認識するとともに、次の100年に向けて「あたらしい川崎」を生み出していくためのスタートラインとする。

Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



川崎市

川崎がストックする「多様なみどり」

本市は、農地や樹林地、河川の緑地や身近な公園緑地に加え、地域や民間企業等の自主的な緑化の取組による「まちのみどり」や臨海部の緑地を街路樹等の緑でつないだ「臨海のもり」など、さまざまな主体による「多様なみどり」を有している。



全国都市緑化かわさきフェアを契機とした「みどりのムーブメント」の推進

「みどりが持つ力を、未来の川崎に向けて、みんなが暮らしの中で上手に活用する取組」や、川崎の多様な人・暮らし・みどりを結びつけることで、フェア終了後も続く「みどりのムーブメント」を推進し、かわさきフェアのレガシーとなる地域愛を持った市民が、次の100年に向けて、川崎らしくより豊かな環境をつないでいく。

かわさきフェアは、**Green For All!** でみどりのムーブメントを起こします

みどりは、すべての人に等しく存在し、まちづくりや暮らしのすべての場面で多様な効果を発揮します。



資料：2024 全国都市緑化かわさきフェア 基本構想

羽田空港跡地地区と殿町地区の連携

羽田空港周辺地域と京浜臨海部を結ぶ「多摩川スカイブリッジ（羽田連絡道路）」の整備など、両地区の連携強化に向けた取組により、ヒト・モノ・ビジネスの交流が活性化され相乗効果が発揮されるとともに、国際空港である羽田空港との近接性も活かした我が国の経済成長を牽引する成長戦略拠点の形成を進めている。



カーボンニュートラルを先導する「水素社会の実現」に向けた取組の推進

脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガスの更なる削減が求められる中で、川崎臨海部を中心に、これまで多様な主体と連携した水素・燃料電池に関するリーディングプロジェクトを創出・推進している。将来は、川崎臨海部の水素パイプラインの更なる活用等により、カーボンニュートラル化を先導していくことをめざしている。



未来を考える
キーワード

多摩川スカイブリッジ（羽田連絡道路）

多摩川スカイブリッジ（羽田連絡道路）は、川崎区殿町三丁目の殿町地区（キングスカイフロント）と大田区羽田空港二丁目の羽田空港跡地地区（羽田グローバルウイングズ）を結ぶ橋です。この橋は、多摩川の河口から1番目、世界との玄関口である羽田空港へつながる橋であり、国際競争力の強化に向け、羽田空港周辺地域及び京浜臨海部の連携を強化し、多摩川両岸の成長戦略拠点の形成を支えるインフラです。この橋の開通により、成長戦略拠点として、このエリア全体の価値・魅力が一層高まることを期待しています。



多摩川スカイブリッジ完成イメージ

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画
進行管理・評価

7 持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた政策の推進

第3期実施計画においては、職員一人ひとりがこれまで以上にSDGsを強く意識して各施策・事務事業に取り組むとともに、市が進める各施策とSDGsとの関係をより市民に分かりやすく伝えるため、平成31（2019）年2月に策定した「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針」を本計画と統合し、総合計画に掲げる施策・事務事業とSDGsの達成に向けた取組を一体的に推進します。



（1）SDGs と世界の動き

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals;SDGs）は、平成27（2015）年9月に国連本部において、193の国連加盟国の全会一致で採択された国際目標です。持続可能な未来をつくるための17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられています。

「誰一人取り残さない」をキーワードに、ゴールの達成に向けてすべての国が行動すること、自治体も事業者も市民も含めてすべてのステークホルダーが役割を担うこと、経済・社会・環境の三側面の取組を統合的に進めることなどを特徴としています。

現在、SDGsは世界の潮流となっており、世界中の国や企業が、貧困や飢餓、平和、ジェンダーなどの課題の解決と、水や保健、教育、医療など、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤の充実を令和12（2030）年までに実現するために取り組んでいます。

（2）国における取組

国においては、平成28（2016）年5月に、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする持続可能な開発目標（SDGs）推進本部を内閣に設置しました。

また、同年12月には国家戦略として「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、地方自治体に対しては、各種計画や戦略、方針の策定や改定にあたりSDGsの要素を最大限反映するとともに、関係するステークホルダーとの連携強化等、SDGs達成に向けた取組を推進することを求めました。

（3）本市におけるこれまでの取組

① 川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針の策定

本市においては、平成31（2019）年2月に「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針」を策定しました。この方針において、住み続けられるまちづくりや経済成長、気候変動対策などSDGsが掲げる目標は、本市が総合計画に掲げるめざす都市像「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」と同様の方向性であることから、総合計画を推進することを基本に、本市として全庁をあげてSDGsの達成に寄与する考え方を定めました。

② 川崎市総合計画とSDGsとの対応

「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針」において、総合計画に掲げる5つの基本政策と23の政策についてSDGsの各ゴール、ターゲットとの関係を整理するとともに、各取組の進行管理においては、総合計画における進行管理と一体的に行うこととしました。

また、本方針の策定以降、各分野別計画等においても、SDGsを踏まえた策定・改定が進んでいます。

③ 「SDGs 未来都市」としての選定と、多様なステークホルダーの連携のしくみづくり

公害問題をはじめとしたさまざまな課題を市民、事業者と連携して克服してきた歴史と、持続可能な社会の実現に向けた取組が、国から評価され、本市は、令和元（2019）年7月に「SDGs 未来都市」に選定されました。臨海部を中心とした川崎水素戦略の取組やカーボンゼロチャレンジなど脱炭素・循環型まちづくりをめざした取組、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組をはじめとして、各施策・事務事業を通じて、成長と成熟が調和した、持続可能で、誰もが幸せを感じられるまちをめざした取組を進めています。

また、多様なステークホルダーとの連携を強化するとともに、そのゴール達成に向けた取組を支援するための具体的なしくみとして、令和3（2021）年3月に川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」をスタートし、同時に、地域金融機関や経済団体等と連携して、登録・認証された事業者をつなぎ、新たな取組を創出することで市内の活動を活性化する「川崎市SDGsプラットフォーム」を立ち上げました。

（4）第3期実施計画におけるSDGs推進に向けた方針

① 「かわさき10年戦略」による未来を見据えた施策の推進

第2期実施計画期間中に、新型コロナウイルス感染症による影響や、令和元年東日本台風などの大規模自然災害の発生、脱炭素化やデジタル化の急速な進展など、本市を取り巻く環境は急激に変化しました。今後4年においても、世界の環境はさらに変化していくことが予想されます。

SDGsのすべてのゴールを達成するには、これまでどおりの取組を積み重ねていくだけでは難しく、新たな考え方や技術により、モノやしくみ、組織のあり方などに変革を起こしていくことが求められています。

本市が推進する施策・事務事業において、変化の激しい現代においては、過去の実績や現在の状況からこの第3期実施計画期間となる4年後の目標を立てるだけでなく、さらに先を見据えて、SDGsの達成期限となる令和12（2030）年にどうあるべきか、めざす未来を描きながら、そこから逆算して必要な方策を考えること（バックカスティング）が求められます。

「成長」と「成熟」の好循環による、まちの持続的な発展をめざす主な取組をまとめた「かわさき10年戦略」は、経済・社会・環境の三側面の統合的な向上をめざすSDGsの考え方を踏まえて取りまとめたものです。この10年戦略の作成にあたっては、庁内若手職員の参画によるワークショップなども行っており、令和12（2030）年のあるべき姿を描き、本市が進める戦略的な取組を定めています。



※「最幸」とは、川崎を幸せあふれる最も幸福なまちにしていきたいという思いを込めて使用しています。

② 施策体系における総合計画と SDGs の関連性の明確化と活用

本計画においては、職員一人ひとりがこれまで以上に SDGs を強く意識して各施策・事務事業に取り組むとともに、本市が進める各施策と SDGs との関係を市民により分かりやすく伝えるため、政策体系別計画において、関連する SDGs のゴールを示しています。また、全事務事業について SDGs のゴール・ターゲットとの関連を改めて確認し、対応表を資料編に掲載するとともに、区計画についても本計画の期間内に実施する主な取組に関連する SDGs のゴールを示しています。

SDGs のゴール・ターゲット間の相互連携（インター・リンケージ）の特徴を踏まえ、ある政策が他の政策に及ぼす影響を意識しながら、俯瞰的な視野で取組を推進します。

③ SDGs 推進に向けた職員の意識

SDGs の推進に向けた姿勢として、総合計画に掲げる各施策・事務事業を進めるにあたっては、職員一人ひとりが持続可能なまちづくりや、誰一人取り残さないこと、多様なステークホルダーとの連携など、SDGs の趣旨を十分に理解しつつ、将来のあるべき姿を描きながら取組を進めます。

また、17 のゴールや課題がお互いにつながり関係しあう SDGs の達成に向け、これまでにない変革をもたらすために、各施策・事務事業を推進する職員には、関連部署や多様な主体と積極的に連携し、お互いの強みやノウハウを共有し、新たな価値を生み出し、相乗的に効果をあげていくための分野横断的な視点も求められます。

さらに、各施策・事務事業が寄与するゴールだけではなく、事業の影響により犠牲にされるものはないか（トレードオフ）といったことにも意識を向け、経済・社会・環境の三側面から総合的に最善の方法を選択していくことも必要です。

このような SDGs の本質を理解した上で、職員が SDGs の推進に向けて主体的に取り組むことができるよう、各種会議や研修等の場を活用しながら、引き続き職員の理解を深めます。

④ 推進体制

全庁的な SDGs の推進にあたっては、令和元（2019）年 6 月に設置された、市長を本部長とし、全局（室）区長で構成される「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を中心に、各局室区における取組の協力と、関係部署相互の連携を推進します。

また、引き続き、国の取組との連動、川崎市 SDGs 登録・認証制度「かわさき SDGs パートナー」や「川崎市 SDGs プラットフォーム」を基盤とした多様な主体との連携強化、職員や市民、企業団体等への理解の浸透を図り、効果的に SDGs を推進していきます。

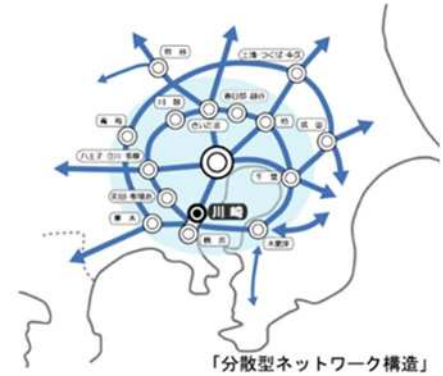
⑤ 進捗管理

本市の SDGs 推進に向けた取組については、総合計画に基づく施策・事務事業を通じて行うため、進捗管理については、総合計画における進捗管理と一体的に行います。

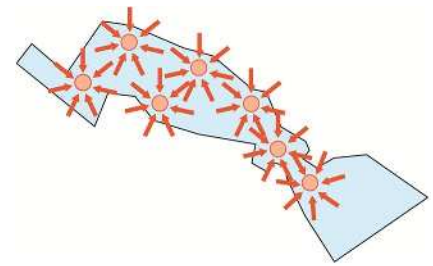
8 都市構造と交通体系の考え方

(1) 背景と現状

本市はこれまで、近隣都市と適切に役割を分担しながら、広域的視点を踏まえた各拠点の魅力の創出をめざす広域調和型のまちづくりと、市内各地域の自立と連携をめざす地域連携型のまちづくりをバランスよく進める「広域調和・地域連携型」都市構造をめざしてまちづくりを推進してきました。特に、厳しい財政状況を踏まえ、選択と集中により、広域拠点を中心に都市拠点整備を推進しており、駅前広場や都市計画道路などの都市基盤整備を進めるとともに、民間活力を活かした市街地再開発事業等の推進により、さまざまな都市機能の集積が図られています。



当面は若い世代の転入などによる人口増加が見込まれますが、首都圏等の都市部と同様に生じている郊外部への子育て世代の転出超過の傾向や将来の人口減少・超高齢社会の到来等を見据えた都市構造及び交通体系を考えると、住まいを起点とした、市民の日常生活を支える身近な生活エリアの重要性が、これまで以上に高まることが予想されることから、首都圏における本市の位置づけや役割を踏まえつつ、より身近なまちづくりを意識した取組をあわせて進める必要があります。



身近な人の動きが増加

また、新型コロナウイルス感染症の流行を契機として生じた社会変容をはじめとする社会環境の変化を注視しながら取組を進める必要があります。

(2) 今後の方向性

～広域調和・地域連携型の都市構造をめざします～

「魅力と活力にあふれた広域調和型まちづくり」の更なる推進と「身近な地域が連携した暮らしやすく住み続けたいまちづくり」「持続可能なまちづくりに向けた効率的・効果的な交通体系の構築」に取り組みます

首都圏機能の強化、まちの魅力や活力の向上等のため、これまで積み重ねてきたストックや、地理的優位性を活かした「広域拠点」「臨空・臨海都市拠点」の整備等により、「魅力と活力にあふれた広域調和型まちづくり」を引き続き進めるなど、持続可能なまちづくりをさらに推進します。

また、市民の身近な日常生活は、住まいを起点に、近隣地域から身近な駅やターミナル駅周辺など、鉄道路線に沿ったエリアで展開しています。このような市民の行動圏域を意識するとともに、将来の人口減少や少子高齢化に伴う社会的要請を見据え、地域課題にきめ細やかに対応し、地域への愛着やつながりが持てるよう、「地域生活拠点」等の整備をはじめとした、「身近な地域が連携した暮らしやすく住み続けたいまちづくり」を推進します。

あわせて、広域的な交通網・市域の交通網・身近な交通環境等の整備をまちづくりと一体的に進めるなど、「持続可能なまちづくりに向けた効率的・効果的な交通体系の構築」を推進します。

① 魅力と活力にあふれた広域調和型まちづくりの更なる推進に取り組みます

市民の日常的な生活エリアである「生活行動圏」は、広域的に展開する市民の行動や産業経済活動、交通網の整備状況や地域の特性などから、鉄道沿線を中心に展開しており、川崎駅・臨海部周辺エリア、川崎・小杉駅周辺エリア、中部エリア、北部エリアの概ね4つに大別することができます。

これらの市民の行動や産業経済活動の動向等を踏まえて、近隣都市拠点と役割や機能を適切に分担・補完しながら、都市拠点整備を推進するとともに、近隣都市との連携や首都圏の都市機能を支える交通ネットワークの強化などを図り、魅力と活力にあふれた広域調和型まちづくりの更なる推進に取り組みます。

●広域拠点：

川崎駅、小杉駅、新百合ヶ丘駅周辺地区

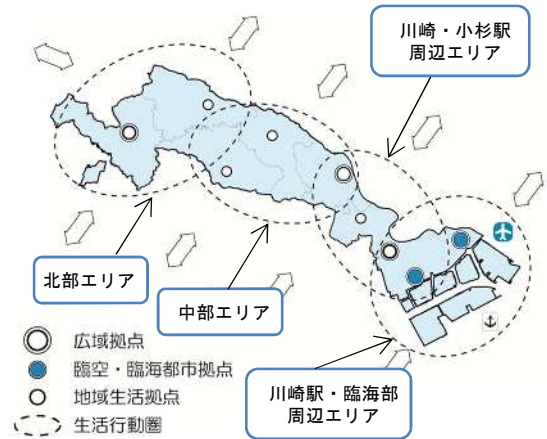
●臨空・臨海都市拠点：

殿町・大師河原、浜川崎駅周辺地域

●地域生活拠点：

新川崎・鹿島田駅、溝口駅、
登戸・向ヶ丘遊園駅、鷺沼・宮前平駅周辺地区

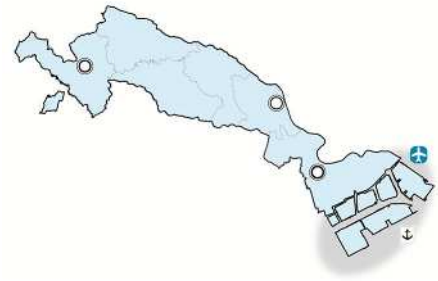
■都市構造イメージ図



●広域拠点の整備

グローバル化の進展も見据え、首都圏の好位置に立地し、鉄道や道路などの恵まれた都市基盤を有する本市の強みを最大限に活かした拠点整備や、時代の変化に応じた都市機能の集積・更新や高度化を引き続き進めることで、都市の活力を高め持続可能なまちづくりを推進します。

■広域拠点位置図



a 川崎駅周辺地区

商業・業務・文化・都市型住宅等の都市機能の集積など、民間活力を活かしたまちづくりを推進し、特に、西口を中心に、大規模な土地利用転換を適切に誘導するとともに、東口・西口駅前広場の再編や北口自由通路等の整備など、都市基盤整備を進めることで、広域拠点にふさわしいまちづくりに取り組んできました。

今後も、京急川崎駅周辺地区や建物の高経年化が進む東口の既成市街地等において、計画的な土地利用誘導や既存ストックの有効活用など、民間活力を活かした多様な都市機能の集積を図ります。また、駅周辺の回遊性・利便性のより一層の向上や公共空間を活用した賑わいの創出等に取り組み、本市の玄関口としてふさわしい広域的な集客機能を備えた活力と魅力にあふれるまちづくりを推進します。



航空写真（川崎駅周辺地区）

b 小杉駅周辺地区

JR 横須賀線武蔵小杉駅や駅前広場・道路等の公共施設の整備にあわせ、商業・業務・都市型住宅等の機能集積を推進するとともに、老朽化した公共・公益施設の再編整備を駅近くで行うことで、効率的で利便性の高いまちづくりに取り組んできました。

今後も、小杉駅北側地区などにおける民間活力を活かした計画的かつ段階的なまちづくりや、ターミナル駅としての安全性・利便性・快適性向上に向けた鉄道事業者等と連携した交通機能強化に取り組み、武蔵小杉駅を中心としたさまざまな都市機能がコンパクトに集積する、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。



航空写真（小杉駅周辺地区）

c 新百合ヶ丘駅周辺地区

円滑な都市活動を支える世田谷町田線や尻手黒川線などの幹線道路の整備にあわせ、都市型住宅・商業等の都市機能の集積に加え、大学や文化・芸術施設等が立地する地区の特徴を活かしたまちづくりに取り組んできました。

今後も、横浜市高速鉄道3号線延伸を契機とするなど、豊かな自然環境と文化・芸術等の地域資源、充実した都市機能を活かし、土地利用転換の適切な誘導とともに、交通結節機能の強化を図り、文化・芸術が息づく魅力あるまちづくりを推進します。



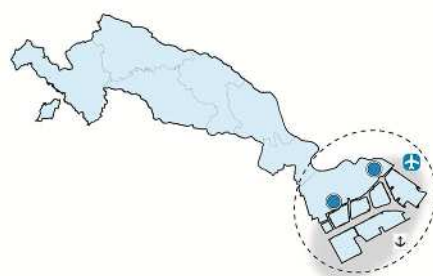
航空写真（新百合ヶ丘駅周辺地区）

●臨空・臨海都市拠点の整備

臨海部には、首都圏における地理的優位性や羽田空港との近接性、川崎港を通じた海外とのつながりなどの優れたポテンシャルがあります。これらを活かし、既存産業の高度化・高付加価値化や、研究開発機能、環境・ライフサイエンス分野など先端産業の集積・創出、陸海空の交通結節機能を活かした物流拠点形成、これまでに培った環境技術を活かした国際貢献などを進めています。

今後も臨海部の持続的な発展を促すため、こうした取組を引き続き推進するとともに、これらを支える都市基盤整備や土地利用の誘導、拠点間の相乗効果の創出を進め、我が国の経済を牽引する活力ある臨空・臨海都市拠点の形成を進めます。

■臨空・臨海都市拠点位置図



a 殿町・大師河原地域

羽田空港との近接性を活かし、キングスカイフロントを中心に、ライフサイエンス・環境分野の世界最高水準の研究開発から新産業を創出する拠点形成に取り組んできました。

今後も、国内外の高度な研究開発人材や研究機関・企業の集積、羽田空港周辺地域との連携強化を進め、世界的な成長戦略拠点を形成することで、イノベーションの創出等を誘発し、その効果を京浜臨海部や市域に波及させるとともに、日本経済の持続的な発展を牽引するまちづくりを推進します。



航空写真（殿町・大師河原地域）

b 浜川崎駅周辺地域

浜川崎駅周辺地域では、市民・事業者・行政の連携・協力による、都市型住宅・商業等の都市機能の集積に加え、路線バスの路線新設や小田栄駅等の都市基盤施設の整備など、計画的なまちづくりに取り組んできました。

今後も、大規模な土地利用転換を適切に誘導し、高度かつ最先端の研究開発や価値の創出に資する機能転換を図るなど、活力ある拠点の形成に向けたまちづくりを推進します。



航空写真（浜川崎駅周辺地域）

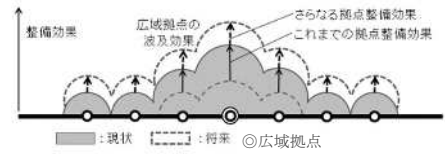
② 身近な地域が連携した暮らしやすく住み続けたいなるまちづくりを推進します

市民生活は、住まいを起点とした町内会や自治会などの地域の基礎的な単位である「地区コミュニティゾーン」、ターミナル駅などを中心とした概ね行政区を単位とする「地域生活ゾーン」、及び鉄道沿線に展開する「生活行動圏」によって構成されています。

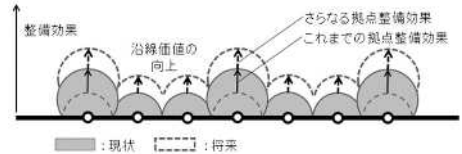
川崎・小杉・新百合ヶ丘の広域拠点等の重点的整備により地価が上昇するなど、まちづくりによる大きな効果が見られ、広域拠点等につながる駅周辺にも波及しています。4つの生活行動圏のエリアでは、この状況を捉え、効率的かつ効果的に波及効果を広げ、地域の特性を活かしたまちづくりを進めることが重要となっています。

そこで、まちの波及的發展を促しながら、超高齢社会の到来を見据えるとともに災害リスクの高まりを踏まえ、地域のニーズにきめ細やかに対応するため、「誰もが安心して暮らせる住まいと住まい方の充実」や「地域生活拠点及び交通利便性の高い身近な駅周辺などのまちづくり」を推進します。あわせて、身近な地域間の相互の連携を促すため、公共交通を主体とした駅へのアクセス向上等の「将来にわたる市民の暮らしを支える交通ネットワークなどの強化」に取り組みます。これらにより、地域生活ゾーンの更なる自立と連携強化や沿線等の地域の相互連携を促進し、鉄道を主軸とした都市の一体性と都市機能の向上を図り、身近な地域が連携するまちづくりを進めます。

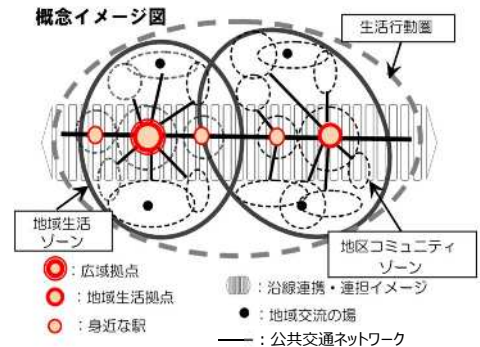
■ 広域拠点の波及イメージ



■ 沿線地域の連担による波及イメージ



概念イメージ図



● 生活行動圏の各エリアの特徴とまちづくりの方向性

拠点整備の波及効果を効率的かつ効果的に活用し、4つのエリアのそれぞれの特性を活かした身近なまちづくりを推進します。

a 川崎駅・臨海部周辺エリア

- ・JR 南武支線及び京急大師線沿線と埋立地を中心とした川崎臨海部を有する川崎区内の範囲
- ・戦前からの川崎市の中心市街地で、京浜工業地帯の発展に伴って、市街化が進展した古くからの市街地と臨海部の工業地域からなるエリアであり、特に、JR 南武支線沿線は、戦災の影響が少なかったこともあり、狭あい道路や木造住宅が多く、木造密集市街地が市域で最も集中
- ・川崎区は市内で唯一、自区内への通勤が過半を占め、居住地としての特性と就業地としての特性をあわせ持つエリアであるが、近年では、住・工が混在する地域の工場が都市型住宅に転換
- ・臨海部や川崎駅周辺は、本市及び京浜工業地帯の発展を支える中で企業集積が促進し、川崎駅を中心に放射状の路線バスネットワークが充実

JR 南武支線や京急大師線、地域コミュニティなど都市の発展過程で蓄積された地域資源を最大限に活用するため、交通広場等の整備を契機に、駅までのアクセスや交通結節機能の改善など、鉄道と路線バスの連携等による臨海部の公共交通機能の強化を図るとともに、臨海部の機能転換も踏まえつつ、土地利用転換の適切な誘導や防災面を含めた住環境の改善などの魅力向上の取組を段階的に実施することで、居住者や就業者、産業活動を支え、まちの活力と魅力が持続するまちづくりを推進します。

b 川崎・小杉駅周辺エリア

- ・JR 南武線沿線で、幸区、中原区を含む範囲
- ・戦災後、臨海部の工業の発展に伴い、従業者の居住地として急速に市街化が進展したことにより、狭あい道路や木造住宅が多く存在

- ・道路・鉄道ともに、交通利便性が高く、居住地としての人気と世界的企業等が立地する就業地としてのポテンシャルをあわせ持つエリア
- ・平坦で、エリアの奥行きが狭く、徒歩や自転車での身近な駅へのアクセスが多い

多摩川や夢見ヶ崎公園などの自然環境資源があり、JR 南武線沿線に世界的企業などが立地するポテンシャルの高いエリアであることから、沿線の土地利用転換を戦略的・機動的に誘導し、優れた産業機能と生活環境の調和を図りながら駅前の顔づくりの誘導、駅までのアクセスや防災性の向上など、民間活力を活かした駅を中心とする魅力あるまちづくりを推進します。

c 中部エリア

- ・東急東横線沿線、田園都市線沿線の地域で、中原区、高津区及び宮前区を含む範囲
- ・鉄道整備と同時期に土地区画整理などの計画的な市街地形成が進められ、同年代の居住者が一定期間に増加し、今後、高齢化や建物の高経年化が同時期、かつ、急激に発生することが懸念されるエリア
- ・山坂が多く、駅熱圏に比べエリアの奥行きが広く、路線バスでの駅までのアクセスが多い

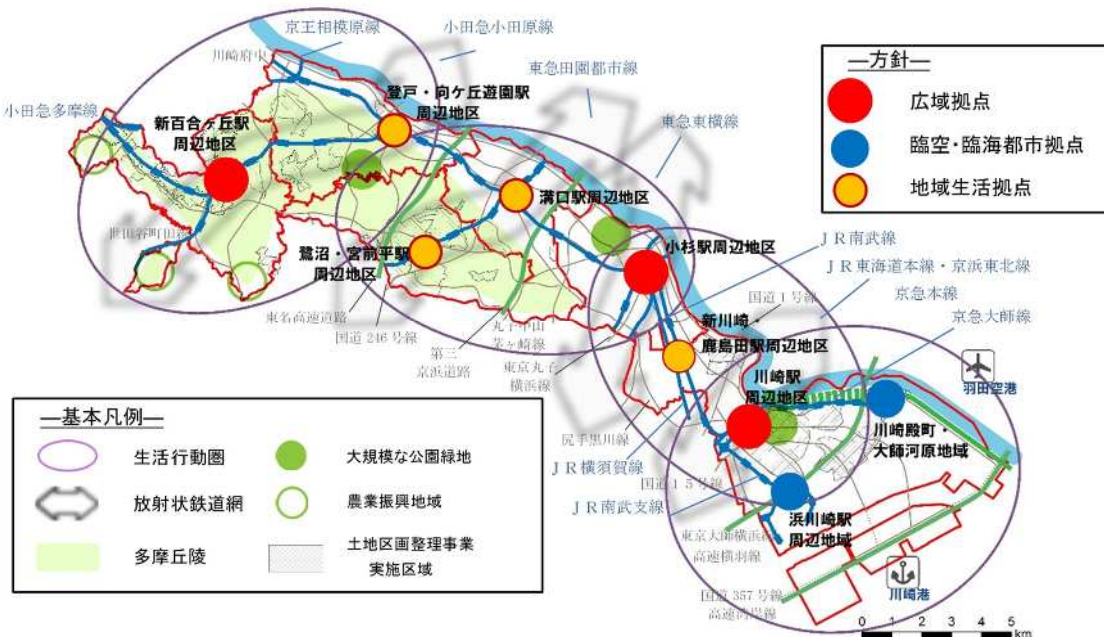
鉄道を主軸に、駅周辺における多様なライフスタイルに対応できる都市機能の集積や交通結節機能の強化、それらに伴う路線バスサービスの充実などによる駅までのアクセスの向上などを図るとともに、計画的に整備された良好な市街地や町内会・自治会などの地域コミュニティを活かした協働の取組による鉄道沿線のまちづくりを推進します。また、災害対策を適切に進めながら、多摩川や等々力緑地などを活かした広域的な交流の場の形成をめざします。

d 北部エリア

- ・小田急小田原線、多摩線沿線の地域で、麻生区、多摩区を含む範囲
- ・計画的に形成された市街地と古くからの市街地及び住宅団地群が混在
- ・大学や文化・芸術施設に加え、生田緑地などの自然環境も豊富なエリア
- ・山坂が多く、駅熱圏に比べエリアの奥行きが広く、駅までの路線バスでのアクセスが多い

鉄道駅周辺を中心に、沿線の都市拠点と連携して、路線バスサービスの充実などによる駅までのアクセス向上や地域特性などに応じた利便性の向上などに取り組みます。また、計画的に整備された住宅団地、多摩川・緑地など恵まれた自然環境や大学、文化的施設などの地域資源と鉄道駅のポテンシャルというさまざまな地域特性を活かした個性あるまちづくりを推進します。

■生活行動圏の地域特性



● 地域生活拠点の整備

商業・業務・都市型住宅等の機能の集積を図るとともに、都市基盤等の整備を進め、安全で快適な利便性の高い都市機能がコンパクトに集約し、それぞれの地域特性や個性を活かす地域生活拠点の形成を推進します。

a 新川崎・鹿島田駅周辺地区

民間の土地利用の機動的な誘導及び市街地再開発事業等の推進により、利便性の高い拠点形成を推進します。また、「新川崎・創造のもり」を核として、引き続き、ものづくり・研究開発機能の強化を図ります。

b 溝口駅周辺地区

ターミナル駅として、周辺道路の交通環境の改善などとあわせて、歴史的・文化的資源や地域に密着した商店街などを活かした拠点の形成を推進します。

C 鷺沼・宮前平駅周辺地区

民間活力を活かした交通広場の再整備等による、鷺沼駅周辺を中心とした商業や業務、都市型住宅、文化・交流など多様な都市機能の集積及び交通結節機能の強化に向けた取組を推進します。

d 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区

登戸土地区画整理事業による安全で快適な暮らしを支える都市基盤整備とあわせて、都市機能の強化を促進するとともに、多摩川、生田緑地及びその周辺の地域資源を活かした魅力的な拠点の形成を推進します。

③ 持続可能なまちづくりに向けた効率的・効果的な交通体系の構築を推進します

a 広域的な交通網の整備

首都圏の放射・環状方向の広域的な鉄道・道路網が、本市の骨格として都市の形成を支えていることから、これらの既存ストックを最大限に活かしながら、市内外の拠点間の連携を推進する交通機能の強化や首都圏にふさわしい交通網の形成を進めます。

さらに、新たな飛躍に向けた拠点形成や首都圏機能の強化を図るため、国際化が進む羽田空港へのアクセスの強化などを進めます。

b 市域の交通網の整備

市民生活や経済活動を支える道路の慢性的な渋滞は大きな経済損失を招き、環境や交通安全、路線バスの運行など、市民生活にさまざまな影響を及ぼします。このことから、広域的な鉄道・道路網やまちづくりと一体となった地域交通を支える機能的な市域の交通網を形成するため、幹線道路の整備や鉄道の連続立体交差化等の整備を推進するとともに、駅との交通結節機能の強化や早期に効果が発現する交差点改良など、効率的・効果的な取組をより一層推進します。

C 身近な交通環境等の整備

超高齢社会の到来を見据えるとともに社会変容を踏まえ、身近な交通環境の一層の充実を図るため、高齢者や障害者など誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮し、歩行者空間の整備や公共交通等の利用環境の整備・改善を進めるとともに、自転車通行環境の整備、関係団体や警察などと連携した交通安全対策の推進など、さまざまな関係者との連携によるきめ細やかな取組を進めます。また、社会変容等が生じる中においても、市民の移動を支える公共交通等の必要性は変わらないことから、持続可能なまちづくりに向けて、今後の社会動向を注視しながら、誰もが安全、安心、快適に移動できる交通環境の整備をより一層推進します。

■首都圏3環状道路の整備状況

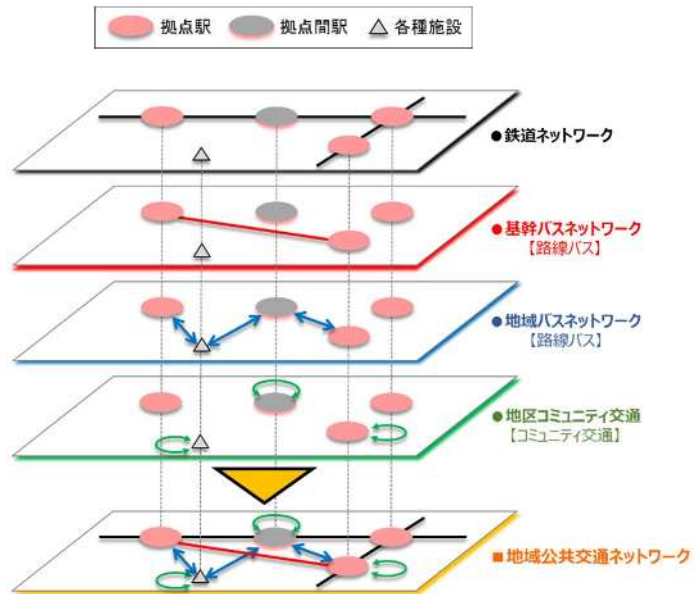


路線バスをはじめとする誰もが利用できる地域公共交通は、「鉄道ネットワーク」、拠点間を結ぶ「基幹バスネットワーク」、拠点や鉄道駅、各種施設間を結び基幹バスネットワークを補完する「地域バスネットワーク」、地域内の施設や路線バスへのアクセスを確保する「地区コミュニティ交通」の4つを階層的に構成し、相互に連携しながらネットワークを構築することをめざします。

路線バス等の公共交通は、将来にわたる市民生活を支えるために、利便性の向上や駅を中心とした交通結節機能の強化を図り、利用を促進します。路線バスサービスの確保に向けて、輸送需要や走行環境などの地域特性を踏まえた効果的な取組を進めるとともに、隣接都市等とも連携した路線の維持に努めるなど、社会実験等の手法も効果的に活用しつつ、バス事業者等と連携し、効率的・効果的な路線バスネットワークの形成に向けた取組を推進します。

さらに、地域の身近な施設や路線バスへのアクセスについては、多様な主体と連携し、タクシーや施設送迎車等の有効活用、ICT等の新技術や新制度の活用を図るとともに、地域住民が主体となった取組への積極的な情報提供や導入促進に向けた技術的支援、運行の継続性向上に向けた環境整備等への支援を行うなど、「地区コミュニティ交通」の確保に向けた取組を推進します。また、自転車等を活用したシェアリングモビリティの誘導や利用促進、ICT等の効果的な活用など、幅広い観点から移動手段の確保に向けた検討を行い、地域特性に応じた交通環境の整備を進めます。

■ 将来のめざすべき地域公共交通ネットワークの考え方



④ 交通網整備の方向性

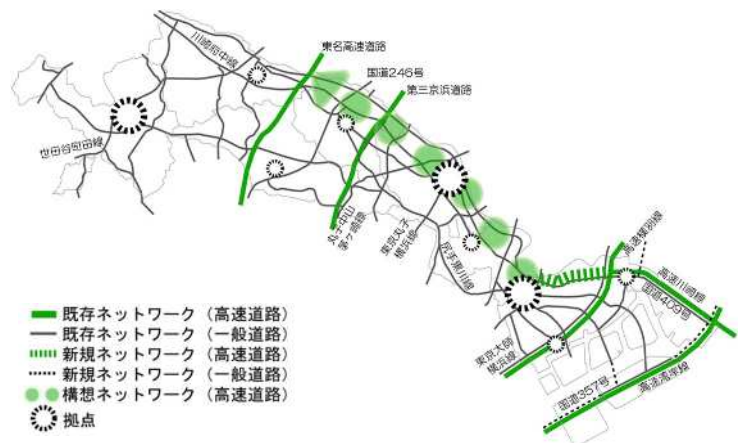
a 道路

首都圏の都市構造や経済活動を支えるとともに、本市の都市機能を強化する広域的なネットワークの形成や、市内の交通混雑の解消及び沿道環境の改善、災害時における物資輸送を支える道路ネットワークの確保のため、国や他自治体と連携し、幹線道路網の整備を進めます。社会変容をはじめとする社会環境の変化等を踏まえた、川崎縦貫道路の検討を行うとともに、首都圏の国際競争力を強化し、京浜臨海部の持続的な発展を支える国道357号の効率的・効果的な整備を促進します。

市域の道路交通網については、都市の活力を支え、日常生活における安全、安心、快適な交通環境の構築や防災機能の強化に向け、整備を優先する路線を厳選し、これまで以上の「選択と集中」による効率的・効果的な道路整備や交通結節機能の強化を推進します。あわせて、交差点改良や踏切対策など局所的かつ即効的な対策による早期の効果発現を図ります。

臨海部においては、交通混雑の緩和、防災機能の強化、港湾貨物の円滑な輸送など臨海部の活性化に向けて、臨港道路東扇島水江町線の整備を進めます。

■ 道路ネットワーク図



b 鉄道

鉄道ネットワークの形成や既存鉄道路線の輸送力増強等による混雑緩和に向けて、鉄道事業者や他自治体との連携により、既存ストックを最大限に活かした公共交通機能の強化を図ります。

内陸部においては、横浜市高速鉄道3号線延伸、東急田園都市線や小田急小田原線の複々線化、混雑緩和に向けた取組やホーム等の安全対策を促進します。臨海部においては、川崎アプローチ線及びJR東海道貨物支線貨客併用化の検討の取組を推進します。

また、踏切による交通渋滞や地域分断、踏切事故の解消に向け、京浜急行大師線とJR南武線の連続立体交差化等の取組を進めます。

■鉄道ネットワーク図



⑤ 社会環境の変化を適切に捉えながらまちづくりを進めます

新型コロナウイルス感染症の流行を契機として生じた社会変容をはじめとして、働き方やライフスタイルの多様化、脱炭素化や社会のデジタル化の進展など、社会環境の変化を適切に捉え、広域調和・地域連携型のまちづくりを進める本市の首都圏における役割をより高めるとともに、激甚化・頻発化する大規模自然災害のリスクを踏まえた取組が重要となります。このことから、都市部における集積のメリットを活かした都市の活力や魅力を高める取組を推進するとともに、身近な地域においては、住む・働く・憩うなど、職住近接を意識して、さまざまな機能を地域の特性を踏まえてバランスよく誘導するなど、安全・安心で環境にやさしく効果的なまちづくりを進めます。

また、楽しく歩きたくなる空間の創出、公共的空間の柔軟な利活用、水と緑のネットワークの構築、居心地がよくゆとりある魅力的な空間の充実を図るなど、社会環境の変化を適切に捉えながら、柔軟かつ機動的にまちづくりを進めます。

9 計画の推進に向けた考え方

(1) これまでの取組や都市環境等の変化を踏まえた市政運営の推進

本市は、平成 28（2016）年度から平成 29（2017）年度を計画期間とする第 1 期実施計画、平成 30（2018）年度から令和 3（2021）年度を計画期間とする第 2 期実施計画に基づく取組を、これまで進めてきましたが、その中で得られた課題や計画策定後に生じた社会環境や都市環境の変化等について、今後も機動的な対応を行う必要があります。

第 3 期実施計画では、これまでの取組の成果を踏まえながら課題や環境変化にも的確に対応し、基本構想に位置づけた都市像である「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現をめざし、「安心のふるさとづくり（成熟）」と「力強い産業都市づくり（成長）」の調和によるまちづくりの基本目標の達成に向けて、5 つの基本政策に基づく 23 の「政策」の方向性を踏まえながら、市政をバランスよく進めます。

なお、本計画策定後に社会環境や都市環境の大きな変化等が生じ、対応が必要となった場合には、本計画の施策への影響度合い等を考慮した上で、計画の修正等の対応を図ります。

(2) 少子高齢化等の人口構成の変化を踏まえた対応

我が国の人口が減少する中、本市は、特に若年世代に『選ばれる都市』として、当面は人口増加が続くものと見込まれています。一方で、高齢者が急速に増加する中、年少人口は既に減少傾向に転じています。また、中長期的には、子育て世代が次第に減少し、出生数が低下していくなど、本市の人口構成が大きく変化していくことが見込まれており、このような変化に伴い、社会の活力が低下することが懸念されます。

こうした中長期の人口動態の変化を捉えて、当面の人口増加に伴う需要への対応と将来的に訪れる人口減少の局面を見据えた多面的な市政運営が求められることから、多様な価値観の中で、市民一人ひとりが互いの違いを認め合いながら、心の豊かさを実感できるような成熟した社会の構築と安定的で持続可能な都市の成長の好循環により、活力ある社会を実現していく必要があります。

都市の活力の持続に向けて、子育て支援や次代を担う子ども・若者の育成、高齢者や障害者など誰もが社会で活躍できる場づくり等を進めるとともに、多世代が交流しながら、生涯を通した生きがいづくりや、健康づくり、賑わいのある拠点の形成をはじめとした活力あるまちづくりを進めていきます。

また、人口動態の変化は市税収入等の経営資源に大きな影響を与えることから、中長期的な収支の見通しを踏まえ、将来負担の抑制を図りながら、効率的・効果的かつ安定的な行財政運営を行うことができるよう、経営資源を着実に確保するための行財政改革とともに、資産マネジメントの考え方に基づく経営資源としての公共施設の適正管理・活用、成長産業の振興や拠点整備等の政策推進による税源の充実等に取り組めます。

(3) データを活用した政策形成の推進

社会の状況を的確に捉え、多様化する市民一人ひとりのニーズに対応するためには、行政のみならず民間のデータ等も活用して多角的な視点からデータに基づく精緻な現状把握や課題分析を行い、効果的に政策形成等を進める必要があります。こうしたことから、第 3 期実施計画においても、データに基づく取組を推進します。

(4) 「市民創発」による持続可能な暮らしやすい地域づくりの推進

価値観の多様化や人間関係の希薄化などを背景に、地域の課題はますます複雑化・多様化しており、これらの課題の解決に向けては、平成 31（2019）年 3 月に策定した「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づき、町内会・自治会、市民活動団体、企業、大学、行政など、多様な主体が協働・連携して地域の課題を解決する「市民創発」型のまちづくりが重要です。

「市民創発」とは、さまざまな個人や団体が出会い、それぞれの思いを共有・共感することで生まれる相互作用により、これまでない活動や予期せぬ価値を創出することであり、複雑化・多様化する地域課題の解決をめざすには、多様な主体が互いの特長や強みを持ち寄り、主体的に取り組むことが、今まで以上に求められています。

「市民創発」に呼応する行政のあり方として、事務事業間の連携強化や、これまで以上に市民の参加と熟議を可能とするプロセスの導入、市民との協働の実践、チャレンジする人材の育成、職員一人ひとりの意識改革などを進めていきます。

(5) 市民主体のまちづくりに向けた自治機能の強化

① 大都市制度改革の推進

人口や産業が集中する首都圏域で重要な役割を担う本市においては、市域のさまざまな課題について、一元的・総合的な事務・権限のもとで自立的な行財政運営を行うことにより、市民サービスの向上を図っていくことが重要です。

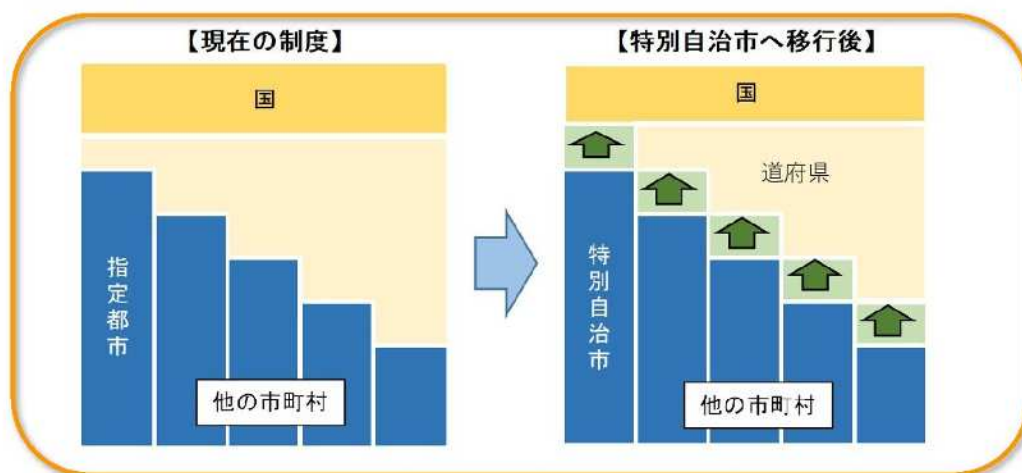
その実現に向けては、国が地方等から改革提案を募る提案募集制度を活用し、権限移譲や規制緩和につながる提案を行うことや、県との協議に基づく権限移譲を推進するなど、積極的に取り組むことが必要となっています。

また、医療・介護や子育て施策など幅広い社会保障行政に関する経費の著しい増加、老朽化等に伴うインフラの整備など、大都市が抱える都市的課題から生じる特有の財政需要や、現行制度における事務配分の特例により移譲された事務・権限に必要な財源について、税制上の措置が不十分であることから、大都市税源の拡充強化も必要となっています。

特に、今後見込まれる人口の減少、少子高齢化の進展等、さまざまな課題を解決していかなければならない中、既に政令指定都市が住民に身近な行政サービスのほとんどを担っている状況を踏まえ、迅速かつ柔軟に一元的・総合的な行財政運営を行えるようにするため、道府県の区域外となる「特別自治市制度」の創設が必要となっています。

持続可能で自立的な行財政運営に向けて、国や県からの事務・権限の移譲や地方に対する規制緩和、税財源の更なる移譲など、市民の関心と理解を高めながら、特別自治市制度の創設を含めた地方分権改革に向けた取組を推進します。

<特別自治市のイメージ>



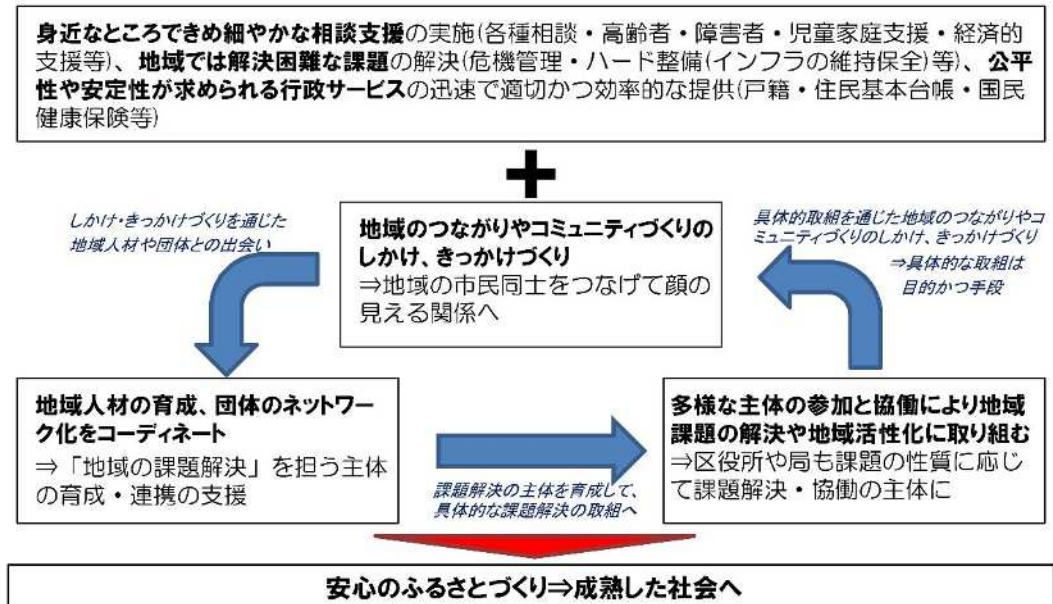
※矢印（↑）は、特別自治市制度の創設、国と地方の役割分担の抜本的な見直し等に基づき、それぞれが担う事務・権限の充実を示しています。

② 区役所機能の強化

区役所は、本市の「まちづくりの基本目標」の一つである「安心のふるさとづくり」に向けて、身近な課題は身近なところで解決するという補完性の原則に基づく地域に密着した行政機関として、これまでも担ってきた行政サービスの提供に加え、地域の実情に応じながら、市民同士のつながりやコミュニティづくりを通じて市民の主体的な取組を促し、一人でも多くの市民に自らが住む地域に関心を持ってもらい、市民同士が支え合いながら地域の課題解決に取り組む、地域主体のまちづくりを進めていく役割を担っています。

共に支え合う地域づくりに向けて、新型コロナウイルス感染症の影響による社会変容、デジタル化の急速な進展に伴うライフスタイルの多様化、非対面・非接触型のサービス提供など、今後の社会環境の変化に応じながら、区役所機能の更なる強化を推進します。

＜これからの区役所が果たすべき役割のイメージ＞



資料：区役所改革の基本方針

③ 自治体間連携の推進

防災、環境問題などの本市だけでは解決できない広域的な課題や、少子高齢化の進展などに伴うさまざまな課題の解決に向けては、限られた人的・物的資源や地域資源を活かしながら、自治体間の連携により相互補完を行うことが重要です。

地域の課題解決や地域活力の醸成に向けて、近隣都市や相互に強みを活かせる都市と積極的な自治体間連携を推進していきます。

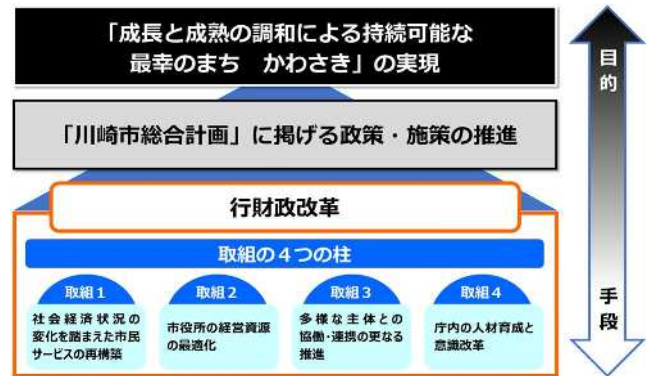
(6) 行財政改革第3期プログラムに基づく行財政改革の推進

基本理念

- 市民ニーズと地域課題の的確な把握
- 市民サービスの質的改革の推進
- 市役所内部の質的改革の推進
- 効率的・効果的な行財政運営による「持続可能な最幸のまち」の実現

① 計画の目的と位置付け

総合計画に掲げる政策・施策の推進による「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向け、必要な経営資源であるヒト・モノ・カネ・情報・時間の確保等を行うことで、将来にわたり持続可能な行財政基盤を構築するとともに、質の高い市民サービスを安定的に提供することで、市民満足度の向上を図りながら、効率的・効果的かつ安定的な行財政運営を行うことができるよう、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4か年を計画期間とする行財政改革第3期プログラムを策定し、行財政改革の取組を推進します。



② 確保すべき経営資源

本市では、持続可能な行財政基盤を構築し、将来負担の抑制を図りながら、効率的・効果的かつ安定的な行財政運営を行うことができるよう、ヒト・モノ・カネ・情報・時間を必要な経営資源として位置付け、着実に確保することを目的の一つとして、行財政改革に取り組みます。

また、早期に経営資源の確保につながる課題に取り組むだけでなく、中長期的な視点に立ち、将来的な経営資源の確保等に向け、人口動態の変化や新型コロナウイルス感染症を契機とする社会変容等を踏まえながら、各事業や公共施設等のあり方について、検討を進めます。

ヒト	・ 組織の質の向上につながる職員 ・ 協働・連携の担い手となる市民、企業、団体等の多様な主体 など
モノ	・ 市民に提供する質の高いサービス ・ 真に必要な市民サービスを提供できる施設、用地等の資産 ・ 財源を生み出すことができる施設、用地等の資産 など
カネ	・ 経費縮減により生み出す財源 ・ 歳入確保の取組により生み出す財源 など
情報	・ 的確に把握する市民ニーズ ・ 市の政策・施策に活用するために確保すべき情報 ・ 市民や他自治体、民間企業等に提供すべき情報 など
時間	・ 事業の見直しや業務効率化で生み出す時間

③ 行財政改革の取組指標

行財政改革の取組を一層推進し、質の高い市民サービスを提供することで、市民満足度の一層の向上を図る観点から、市民満足度に関連する指標として、「川崎市総合計画に関する市民アンケート」における「日々の生活に身近な行政サービスについての満足度」を行財政改革の取組指標に設定します（令和3（2021）年度（実績）：57.0%、令和7（2025）年度（目標）：58.4%）。

④ 計画的な財政運営に向けた行財政改革の推進

総合計画に掲げる政策・施策の着実な推進や新たな課題に的確に対応していくため、将来にわたり持続可能な行財政基盤を構築するとともに、「収支フレーム」に沿った計画的な財政運営を行うことができるよう、一層、行財政改革の取組を推進します。

また、早期の収支均衡や減債基金借入金の早期の返済につながる取組を進めることに加え、将来負担の抑制や財源確保に向けた検討を着実に進めます。

⑤ 改革の取組

基本理念に基づき、市民ニーズと地域課題を的確に把握しながら、市民サービスの質的改革や市役所内部の質的改革を推進するとともに、効率的・効果的かつ安定的な行財政運営を行うことで、「持続可能な最幸のまち」を実現できるよう、次の4つの「取組の柱」に基づき、各改革課題を設定し、具体的な改革の取組を推進していきます。

● 取組 1 社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築

令和 12（2030）年をピークに、本市も人口減少社会に転じ、少子高齢化が一層進展することになります。また、新型コロナウイルス感染症を契機とする社会変容の進展等により、市民ニーズの多様化・増大化が見込まれるとともに、今後も厳しい財政環境が続くことが想定されます。

こうした中においても、限られた財源や人的資源などの経営資源を最大限に活用し、市民ニーズに的確に対応するため、中長期的な社会経済状況の変化等を踏まえながら、将来を見据えた市民サービスの再構築や市民サービスのデジタル化の推進、市民サービスの向上に向けた民間活用の推進に取り組み、一層、財源や人的資源、時間などの経営資源の確保等を図ります。

ア 将来を見据えた市民サービスの再構築

- ・国や県からの事務・権限の移譲や地方に対する規制緩和、税財源の更なる移譲など地方分権改革の取組を引き続き推進します。また、市民の関心と理解を深めながら、特別自治市制度の創設に向けた取組を進めます。
- ・人口減少社会への転換や少子高齢化等の進展、社会変容など中長期的な社会経済状況の変化、多様化・増大化が見込まれる市民ニーズ、今後も続くことが想定される厳しい財政環境、現在のサービスの利用状況等を踏まえながら、限られた経営資源の中においても、質の高い市民サービスを提供するため、引き続き、使用料・手数料や補助・助成金の見直しを行うとともに、市民サービス等全般について、必要性や将来を見据えた持続可能性等の見直しの視点に基づき、事業の改善や見直しに向けた取組を進めます。

イ 市民サービスのデジタル化の推進

- ・対面が必要な手続などを除き、令和 4（2022）年度末までに原則すべての行政手続をオンラインで申請できるようにするとともに、窓口等でのキャッシュレス決済を推進し、市民サービスの向上と業務の効率化を図ります。また、年齢等を問わず等しく市民が手続のオンライン化等の恩恵を受けられるよう、デジタルデバイス対策を推進します。
- ・市民や企業のニーズが高い情報のオープンデータ化を推進し、市民サービスの向上を図るとともに、「かわさきアプリ」や SNS を活用し、必要な情報を効果的に発信します。
- ・市民サービスの向上や業務の効率化を図るため、対面や電話により実施している相談業務のオンライン化に向けて取組を進めます。

ウ 市民サービスの向上に向けた民間活用の推進

- ・優先的検討プロセスに基づく検討や、積極的なテーマ設置によるテーマ型民間提案制度の活用、「川崎市 PPP プラットフォーム」等を活用した民間事業者との対話に向けた環境づくりや、民間事業者及び本市職員の意識醸成など、民間活用手法の効率的・効果的な導入に向けた取組を推進します。
- ・指定管理者制度や PPP・PFI 事業など民間事業者等が提供するサービス水準等の向上に必要なモニタリングの適正実施に向け、職員の意識や管理能力の向上につながる取組を実施するとともに、財政負担の抑制や、更なる市民サービスの向上につながるよう、必要に応じて見直しを実施します。
- ・公園・緑地、公共建築物等の整備や管理運営について、民間活用の検討や導入に取り組み、民間のアイデアやノウハウを活用した財政効果の創出や市民サービスの質の向上を図ります。

● 取組2 市役所の経営資源の最適化

変化する社会経済状況や多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応した市民サービスを提供していくためには、事業の見直しや事業手法の改善等により、提供に必要な経営資源を市役所内部で生み出し再配分するなど、経営資源の最適化を図ることが必要です。

そのため、働き方・仕事の進め方改革や市役所内部のデジタル化、組織の最適化、財源確保策の強化、戦略的な資産マネジメント、特別会計の健全化、公営企業の経営改善、出資法人の経営改善及び連携・活用に取り組み、経営資源の確保等を図ります。

ア 働き方・仕事の進め方改革の推進

- ・長時間勤務の是正に向けて、業務プロセス改革の取組と連動した長時間勤務職場への支援を行うとともに、職員の意識改革や管理職のマネジメント向上等の取組を推進します。
- ・定型的・反復的業務を集約するため令和元（2019）年度に設置した総務事務センターにおいて、業務の更なる効率化の実施や業務範囲の拡大に向けた検討を行うとともに、令和5（2023）年度供用開始の新本庁舎において、共通物品等に係る事務を集約し、障害のある方など多様な働き方の実現に向けて、ワークステーション機能を整備します。
- ・また、後述する「イ 市役所内部のデジタル化の推進」や「取組4 庁内の人材育成・意識改革」の中で、「職員の働く環境の整備と意識改革」及び「多様な働き方の推進」に関連する取組とあわせて、総合的に「働き方・仕事の進め方改革」を推進します。

イ 市役所内部のデジタル化の推進

- ・全庁の業務量調査により可視化された業務プロセス、業務の性質、業務量等を踏まえ、また行政手続のオンライン化や基幹業務システムの標準化・共通化等を契機として、デジタル技術やデータの活用による業務プロセスの抜本的な見直しを行うなど、業務プロセス改革の取組を推進します。
- ・多様で効率的な働き方の実現に向けたペーパーレス化等の更なる推進、庁内会議のオンライン化、テレワークの推進などデジタル技術を活用した業務の効率化等に取り組むとともに、令和5（2023）年度に供用開始する新本庁舎において生産的で働きやすい職場環境に向けたオフィス改革を実施するなど、更なるワークスタイル変革に取り組みます。

ウ 組織の最適化

- ・社会経済状況の変化や、多様化・増大化する市民ニーズを踏まえ、責任の所在が明確であることを基本とした上で、新たに発生する行政課題に迅速に対応するため、簡素で効率的・効果的かつ機動的な執行体制の構築に向けた取組を推進します。
- ・第2期プログラムにおける執行体制の見直しのうち、第3期プログラムでも継続が必要な課題について取組を進めます。

エ 財源確保策の強化

- ・市税については、引き続き各年度の具体的な滞納整理方針により収入率の目標を定め、毎年度の状況に応じて具体的な施策を重点的に実施し、より一層の市税収入確保に取り組めます。
- ・国民健康保険料等の税外債権については、債権管理の適正化を推進するとともに、初期末納対策の強化や長期滞納者に対する滞納処分等の実施など滞納債権の収納対策を推進します。
- ・先行きが不透明な市場環境の中、中長期的な視点で、引き続き資金調達の多様化、投資家層の拡大などを図り、より一層安定的かつ効果的な資金調達と資金運用に取り組んでいきます。
- ・ふるさと納税制度を通じて、本市のシティプロモーション活動や市内経済の活性化につなげるとともに、ふるさと納税による市外への財源流出の抑制に向け、市税に対する理解を促進する取組等を推進します。

オ 戦略的な資産マネジメント

- ・令和4（2022）年3月に策定予定の「資産マネジメント第3期実施方針」に基づき、将来的な人口減少社会への転換や今後も続く見込まれる厳しい財政環境、将来世代の負担や公共施設の維持管理・更新に係る長期的な経費見込等を総合的に勘案し、中長期的な視点に基づきながら、「資産保有の最適化」への重点的な取組を行うほか、「施設の長寿命化」や「財産の有効活用」に取り組めます。
- ・「資産保有の最適化」については、老朽化した市民利用施設等について、市民ニーズ等に的確に対応しながら、「機能重視」の考え方に沿って地域ごと・機能ごとの観点などから積極的に検討し、施設の多目的化・複合化等、必要な取組を進めます。
- ・「施設の長寿命化」については、これまでの考え方では長寿命化の対象としていた施設についても「資産保有の最適化」を検討した上で、長寿命化対象部位のほか、建物の機能維持につながるような対象部位について、効率的・効果的な手法により適切な対策を検討します。
- ・「財産の有効活用」については、民間活用を積極的に進めることで、財源確保や経費節減、市民サービスの向上等を図ります。

カ 特別会計の健全化

- ・特定の歳入をもって特定の歳出に充てるとする特別会計の原則のもと、事業の必要性や妥当性を検証しながら、必要な市民サービスを効率的・効果的に提供するとともに、一般会計からの繰入金を極力抑えるよう、必要な施設の更新など中長期的な事業の見通しを踏まえ、民間活用等の可能性も検討しながら、費用の削減と収益の増加を図るための検討や見直しに取り組めます。
- ・収益事業である競輪事業特別会計については、一般会計への繰出金の確保に向け、一層の収益拡大や費用削減などによる経営の健全化に引き続き取り組めます。

キ 公営企業の経営改善

- ・経営環境の変化に的確に対応し、更なる経営改善や市民サービスの向上を図るため、事業の状況や特性に応じ、事業規模や執行体制の見直し、債権対策や資産の有効活用による収益の確保、事業手法の改善等による業務の効率化等に取り組む、一層の経営改善に取り組めます。

ク 出資法人の経営改善及び連携・活用

- ・社会経済環境や市民ニーズの変化などを踏まえながら、引き続き、出資法人の役割を確認していくとともに、その設立目的やミッション等を振り返りつつ、出資法人の効率化や経営健全化と連携・活用との両立に取り組めます。
- ・また、各出資法人の経営目標の設定・評価・公表プロセスをより適切に行うことにより、市民サービスの向上や効率的・効果的な事業運営の実現を図ります。

● 取組3 多様な主体との協働・連携の更なる推進

今後ますます複雑化する地域の課題や社会的課題を解決するためには、町内会・自治会や市民活動団体をはじめ、企業や大学、団体、行政など多様な主体が協働・連携し、それぞれの特徴や役割を生かして取り組むことが必要です。また、協働のパートナーとの信頼関係を構築していくため、区役所サービスの向上や市政情報の共有を引き続き推進していく必要があります。

そのため、多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進、区役所機能の強化、地域防災力の向上に向けた連携、積極的な情報共有に取り組み、経営資源の確保等を図ります。

ア 多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進

- ・町内会・自治会、市民活動団体、企業、大学、行政など、多様な主体が協働・連携して地域課題を解決する「市民創発」型のまちづくりを進め、「ソーシャルデザインセンター」の創出等に向けた取組を推進するとともに、町内会・自治会による地域活動の活性化や新たな担い手の発掘に取り組めます。

- ・超高齢社会における地域包括ケアシステムの構築に向けて、多様な主体の参加と協働による取組の推進のため、市民意識の醸成や、共に支え合い、助け合う地域づくりの取組を進めます。
- ・緑、スポーツ、文化・芸術、商業、教育など様々な行政分野において、地域の課題や社会的課題の解決に向けて、新たな担い手の参加を促進しながら、多様な主体との協働・連携を推進します。

イ 区役所機能の強化

- ・「区における行政への参加」として、参加と協働による区における地域課題の解決を目的に、区役所が主体となって、市民と意見交換・議論する、新しい参加の場として「地域デザイン会議」の創出に向けた取組を進めます。
- ・市民サービスの向上に向けて、市民のニーズに寄り添った丁寧な対応や、デジタル化の取組を踏まえた窓口サービスの提供、分かりやすく快適な庁舎環境の整備等、市民目線に立った工夫や改善に取り組みます。
- ・「ア 多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進」の取組や後述する「取組4 庁内の人材育成と意識改革」の「イ 行財政運営上の課題解決に必要な人材育成」の取組などとあわせ、総合的に取り組むことにより、更なる区役所機能の強化を推進していきます。

ウ 地域防災力の向上に向けた連携

- ・市民一人ひとりにおいて、防災啓発や訓練などを通じ、防災意識の向上や災害時の適切な行動ができるよう、必要な取組を推進します。
- ・自主防災組織や避難所運営会議等が実施する防災活動や各種訓練などの共助の取組を積極的に支援することで、地域防災力の更なる向上をめざします。
- ・消防団員の確保に向けた取組を通じ、消防団を中核とした地域防災力の充実・強化を図ります。

エ 積極的な情報共有の推進

- ・協働のパートナーである市民等との的確な情報共有を図るため、庁内全体の広報マインドの向上及び情報発信力の強化に取り組みながら、市政だよりや市ホームページのほか、SNS や動画コンテンツなど若者の利用が多いメディアも活用して、市政や区政に関する情報発信の強化に取り組みます。
- ・市民意見の収集・分析による市政運営への反映・活用をより推進するため、各所管部署の職員のスキルアップに取り組み、広聴機能の強化を図ります。

● 取組4 庁内の人材育成と意識改革

今後も見込まれる厳しい財政環境の中においても、多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応していくためには、採用・人事・評価・育成部門等の各関係部門が連携し、現在の取組の実態や課題を的確に把握・検証した上で、職場を中心としたより効果的な人材育成に取り組むとともに、コストや改善・改革、コンプライアンス等に対する意識の更なる醸成を図ることで、職員一人ひとりを育て、組織力を最大限に発揮していくことが必要です。

そのため、組織力の向上に向けた計画的な人材の育成等や行財政運営上の課題解決に必要な人材の育成、職員の改善・改革意識及びコンプライアンス意識の向上、職員の能力が十分に発揮できる環境づくりに取り組み、組織や職員の更なる質の向上につなげていきます。

ア 組織力の向上に向けた計画的な人材の育成等

- ・人材育成基本方針に基づき、職員と組織の質の向上を図るため、採用・人事・評価・育成部門が連携しながら、職場における職務遂行を基本とした人材育成（OJT）や、働きやすく働きがいのある職場環境づくりなど、人材育成の取組を総合的に進めることにより、組織力の向上につなげます。

- ・職員の能力や専門的知識の向上に向けて、より効果的な人事配置や人事制度の検討等を進めるとともに、令和5（2023）年度から予定されている「定年の段階的な引き上げ」に対応し、高齢層職員の持つ知識や経験を更に活用するための人事配置や取組を推進します。
- ・職員の能力や実績の適正な評価、人事異動や人材育成への活用に向けた見直しの検討、実施及び制度見直しに伴う取組を推進します。
- ・多様で有為な人材の確保に向けて、社会動向等の環境変化を踏まえながら、採用に係る状況分析や採用試験の調査研究、受験者の確保に向けた効果的な広報の実施等に取り組めます。

イ 行財政運営上の課題解決に必要な人材の育成

- ・行政のデジタル化への迅速な対応に向けて、全職員のデジタルリテラシーの底上げが必要であることから、必要となる職員の知識、ノウハウ、スキル等を検討・整理するとともに、適切な育成手法を検討し、実施します。
- ・市民の視点に立ち、多様な主体との協働・連携に必要なコーディネートを行うなど、地域の課題解決に取り組む職員や、積極的に市民サービスの向上に取り組む職員の育成に取り組めます。
- ・地域防災力の更なる向上に向け、避難所運営会議や各種防災訓練に参加することにより、公助の担い手である職員の防災意識・災害対応能力の更なる向上を図ります。

ウ 職員の改善・改革意識及びコンプライアンス意識の向上

- ・すべての職員が市民目線での改善を主体的に実践し、業務量やコストの縮減につながるよう、職場での改善活動や好事例の横展開を推進するとともに、職員一人ひとりが業務改善に主体的に取り組む組織風土の醸成に取り組めます。
- ・すべての職場で網羅的なリスク管理に取り組み、職員自らが誤りを発見し、改善していくという内部統制の取組の浸透を図るとともに、事務の適正な執行のための研修等を積極的に実施します。

エ 職員の能力が十分に発揮できる環境づくり

- ・多様な働き方の推進により、子育てや介護、障害などの事情のある職員を含め、すべての職員が活躍できる職場環境づくりに取り組めます。
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、職場環境の改善や職員意識の醸成、育児休業等の制度の周知徹底を図るとともに、メンタルヘルス不調の予防に向けて、働きやすい職場環境づくり、相談体制の充実、再発予防等の取組を推進します。

⑥ 事業見直し・業務改善の推進

第2期プログラムの計画期間においては、プログラムに掲げる取組を実施するだけでなく、職場や職員の自発的な取組により、改革意識やコスト意識の一層の醸成と、「財源」や「時間」を生み出すことを目的として、全庁を挙げた「事業見直し・業務改善」に積極的に取り組み、好事例については庁内で広く「横展開」しながら、一定の効果を創出してきました。

しかしながら、本市を取り巻く厳しい状況を踏まえると、今後も不断の改善・改革の取組を進めることで、更なる経営資源の確保に努める必要があります。また、効果の大小を問わず、日頃から改善・改革の取組を実践し、組織や職員がその効果を実感することで、改革意識やコスト意識の更なる醸成が見込まれ、職員一人ひとりの発想が、将来的な大きな見直しや改善につながることも期待されます。

こうしたことから、第3期プログラムの計画期間においても、プログラムに掲げる取組とあわせて、より一層、「事業見直し・業務改善」に取り組み、庁内における好事例の「横展開」を充実させることで、更なる行財政改革を推進していきます。

⑦ 推進体制

第3期プログラムに位置付けた各改革課題に対する取組や事業見直し・業務改善の取組など、行財政改革の取組を推進するにあたっては、市長を本部長とする「川崎市行財政改革推進本部（以下「市本部」という。）」を設置し、全庁的な取組の方針・方向性を決定するとともに、各局区等間の課題の調整や好事例などを含めた情報の共有等を図りながら、取組を推進します。

また、「市本部」内に、「各局等行財政改革推進本部」及び「各区行財政改革推進本部」を設置し、各局区等や職場ごとの取組を推進します。

さらに、学識経験者で構成する附属機関「川崎市行財政改革推進委員会」を設置し、専門的な意見や助言を受けながら、市の行財政改革の取組を推進します。

⑧ 進行管理・取組評価

行財政改革プログラムにおいては、プログラムに位置付けた各改革課題に対する取組について、目標や成果を可視化しながら、取組の進行管理を行うとともに、経営資源の確保や市民満足度の向上、事務事業への貢献度等の観点から評価し、取組の課題や改善点を明確にすることとしています。

第3期プログラムの計画期間においても、こうした進行管理・評価のしくみにより、引き続き、適切な進行管理・取組評価を実施します。

ただし、進行管理・取組評価を行う中で、天災の発生や感染症のまん延、その他の状況変化等による影響が大きく、必要やむを得ない場合については、取組の見直しや指標の追加等の対応を図ります。

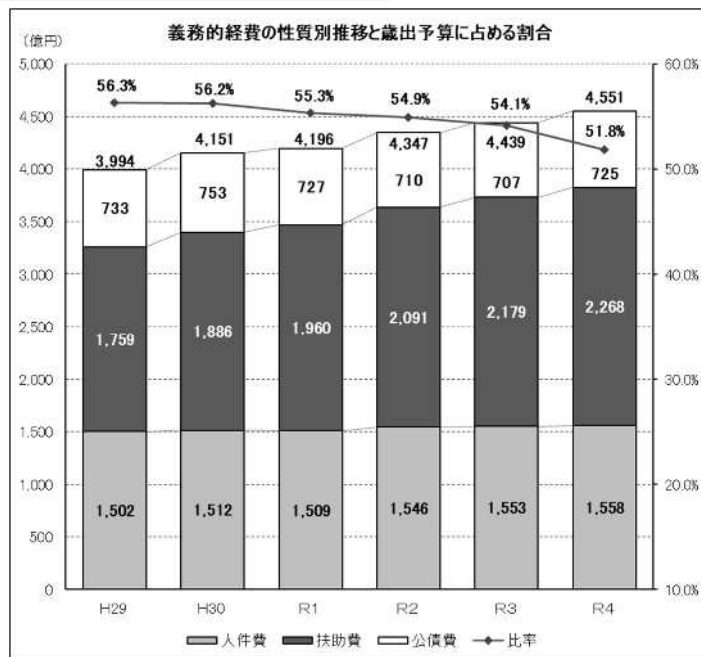
(7)「今後の財政運営の基本的な考え方」に基づく財政運営

① 本市の財政状況

本市歳出に占める義務的経費^(※)の割合は、平成 29 (2017) 年度の県費負担教職員の市費移管に伴う職員数の増や会計年度任用職員制度の導入などによる人件費の増、待機児童対策の継続的な推進や障害福祉サービス利用者の増による扶助費の増などにより増加傾向にあり、令和 4 (2022) 年度予算では 51.8%となっています。地方公共団体全体では、義務的経費の歳出総額に占める割合は令和元 (2019) 年度決算で 49.7% (川崎市は 56.5%) となっており、本市は高い水準にあるといえます。

(※) 支出が義務的で任意では削減できない経費 (人件費、公債費、扶助費)。割合が小さいほど財政の弾力性がある一方、大きいほど財政の硬直度は高まるとされており、義務的経費が一定水準以上になると、新しい行政需要に対応することが困難になるとされています。

義務的経費の性質別推移と歳出予算に占める割合



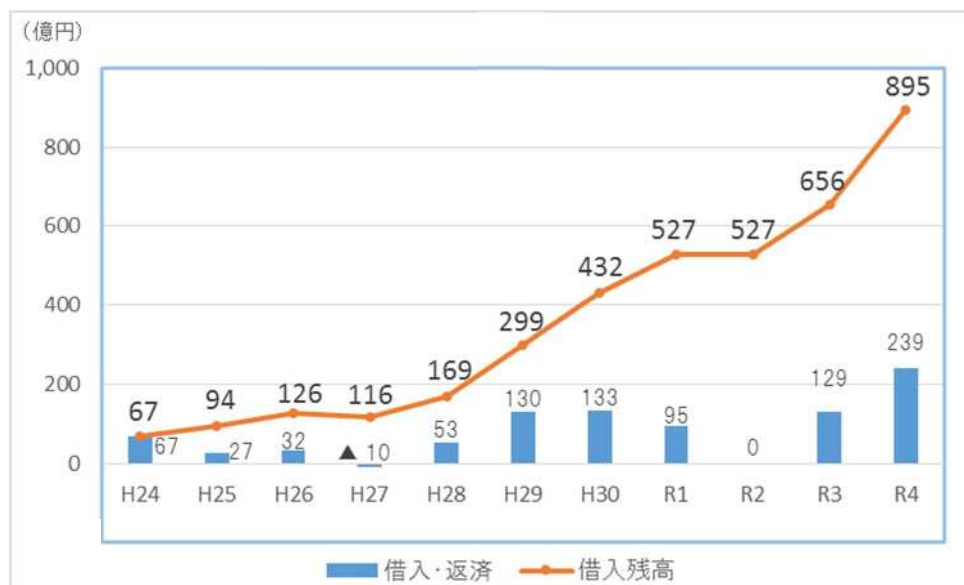
高齢者人口の増加、生産年齢人口の減少への転換、公共施設の老朽化など、行財政運営を取り巻く環境は厳しさを増すと見込まれています。このような環境下において、扶助費や公共施設の更新費用の増加、長期的には人口減少に伴う税収の減少が想定される状況に加え、新型コロナウイルス感染症が社会・経済に深刻な影響を及ぼしています。

令和 2 (2020) 年度決算においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、歳出が減少したことなどにより、収支不足は発生しなかったものの、減債基金からの借入残高は 527 億円に達しています。

また、令和 3 (2021) 年度以降、当面の間、市税において、新型コロナウイルス感染症に伴う景気の落込みによる影響を受けることが見込まれます。

さらに、ふるさと納税による減収の拡大や法人市民税の国税化、新たに生じた行政需要に対する国の財政措置が十分ではないなど、厳しい財政環境が続くことが見込まれており、令和 4 (2022) 年度予算においては、減債基金から 239 億円の新規借入を計上し、借入残高は 895 億円に達しています。

減債基金からの借入残高の推移



(注) H27は10億円を返済 (H24～R2は決算、R3・R4は予算)

② 今後の財政運営の基本的な考え方

「最幸のまち かわさき」を実現し、将来もそうあり続けるためには、多様化する課題への的確な対応など、「必要な施策・事業の着実な推進」と、財政の健全化による「持続可能な行財政基盤の構築」の両立が必要であることから、次の基本的な考え方に基づく財政運営を進めます。

ア 効率的・効果的な事業執行の推進

公共施設の整備・管理・運営において、指定管理者制度や PPP・PFI など民間活力の活用により事業の再構築などを行い、施策・事業の効率化を進めます。また、資産マネジメントによる資産保有の最適化、施設の長寿命化を図ります。

イ 税源涵養に向けた取組の推進

川崎の優れたポテンシャルを活かし、臨海部における国際戦略拠点の形成や大規模な土地利用の転換による、成長が見込まれる分野の産業の振興や、中小企業活性化条例に基づく施策の推進に取り組むとともに、拠点整備や交通結節機能強化など、民間活力を活かした安全・安心で利便性の高いまちづくりを推進し、市内経済の活性化を通じて、税源の充実につながる取組を進めます。

ウ 財源確保に向けた取組の推進

受益者負担の適正化や負担の公平性の観点から、市税等の債権確保策を強化するとともに、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の設定を行います。また、庁舎等の余剰地・余剰床の貸付や広告事業など市有財産の有効活用に取り組み、財源の確保に努めます。

エ 将来負担の抑制

市債を適切に活用しながらも、若い世代や子どもたちにとって過度な将来負担とならないように、中長期的にプライマリーバランス（基礎的財政収支：過去の債務に関わる元利払いを除いた歳出と、市債発行などを除いた歳入との収支）の安定的な黒字の確保に努め、市債残高を適正に管理します。

また、減債基金（市債の償還財源を確保し、財政の健全な運営に資するための資金を積み立てることを目的に設置された基金）からの借入金についても、早期の返済に努めます。

オ 「収支フレーム」に沿った財政運営

持続可能な行財政基盤の構築に向けて、指針となる「収支フレーム」に沿った財政運営を行います。

カ 財政運営の「取組目標」

当面の財政運営の取組目標を次のとおり定めるとともに、財政状況を的確に把握するための指標を設定します。

(ア) 取組目標

a 早期の収支均衡

必要な市民サービスの着実な推進と持続可能な行財政基盤の両立に向けて、早期の収支均衡をめざし、令和 8（2026）年度には、減債基金からの新規借入れを行うことなく収支均衡が図られるよう財政運営を行います。

b プライマリーバランスの安定的な黒字の確保

市債を適切に活用しながら、あわせて市債残高を適正に管理し、中長期的にプライマリーバランスの安定的な黒字を確保します。

c 減債基金借入金の早期の返済

減債基金借入金については、当面の措置として、将来の市債償還に支障を及ぼすことがない範囲で行っていますが、早期の解消が必要であることから、市民サービスの安定的な提供と、財政状況のバランスに配慮しながら、毎年度の予算編成や決算の中で、借入額の圧縮と早期の返済に努めます。

(イ) 財政指標

持続可能な行財政基盤の構築に向けた取組状況や財政状況を的確に把握するための財政指標を、これまでの推移等も踏まえ、次のとおり設定します。

なお、財政指標については、その結果の分析・評価を行うことや、その内容を施策判断等に活用することが重要であるとともに、適宜、指標自体の見直しや新たに設定を行うことも必要であることから、今後も、その検討等を継続して行っていきます。

a 収支状況

各会計の単年度の収支が、赤字とならないように設定するもの

- ・**実質赤字比率**【普通会計】赤字とならないこと（R2（2020）決算 赤字となっていない）
- ・**連結実質赤字比率**【全会計】赤字とならないこと（R2（2020）決算 赤字となっていない）

b 財政構造の弾力性

- ・**経常収支比率**【普通会計】97%以下（R2（2020）決算 97.5%）

市税等の経常的な一般財源が、経常的な歳出にどの程度使われているかを表すもので、臨時的な歳出に使える歳入の余力・財政の弾力的な対応力を示すもの

- * 現状の財政構造においては、社会保障関連経費などの対人サービスが増加し、大きな割合を占めていることが特徴となっています。このため、率が高い状況が続いていますが、本市では、自立支援や就労支援などに取り組み、社会保障関連経費の増加ベースの低減に努めています。
- * 減債基金からの借入を行っていなかった平成 23（2011）年度（96.9%）程度の数値を、当面の目標として設定します。

- ・**市税収入に対する義務的経費の割合**【普通会計】100%以下（R2（2020）決算 116.4%）
義務的経費（人件費・扶助費・公債費）を、どの程度市税で賄えるかを表すもの

c 将来負担

- ・**プライマリーバランス**【一般会計】中長期的に安定的な黒字の確保（H17（2005）決算以降黒字）過去の債務に関わる元利払いを除いた歳出と、市債発行などを除いた歳入との収支を表すもの
 - * プライマリーバランスが、一定の黒字幅を持って安定的に推移する場合には、市債残高の抑制や縮減につながります。
- ・**市民一人あたり市債残高**【普通会計】指定都市平均以下（R2（2020）決算 531,306 円、指定都市平均 653,597 円）将来の人口減少局面も見据えた公債費負担の推移を表すもの
- ・**実質公債費比率**【普通会計】18%未満（R2（2020）決算 8.2%）将来負担すべき公債費、あるいはこれに準ずる経費の大きさを、標準的な税収入等を基準に表すもの
- ・**将来負担比率**【普通会計】400%未満（R2（2020）決算 122.0%）市債残高や職員の退職手当など、将来負担すべき実質的な負債の大きさを、標準的な税収入等を基準に表すもの
- ・**将来負担返済年数**【普通会計】中長期的に低減（R2（2020）決算 15.8 年）将来負担額から充当可能財源を控除した実質的な将来負担額が、将来負債の返済に充当可能な単年度収入の何年分に相当するかを表すもの

d 企業会計等の経営健全化

- ・**基準外繰出金**【普通会計】縮減・規律の確保（R2（2020）決算 前年から縮減）各会計の健全な財政運営を促す観点から、法令等に基づかない繰出金について、縮減等を図るために設定するもの
- ・**資金不足比率**【企業会計】資金不足を生じないこと（R2（2020）決算 資金不足となっていない）企業会計ごとの資金不足額の大きさを、事業規模を基準に表すもの
- ・**負債比率**【全会計・出資法人】中長期的に低減（R2（2020）決算 43.0%）連結バランスシートにおいて、資産形成のために生じた負債合計の大きさを、資産合計を基準に表すもの

キ 今後の予算計上（歳出）の考え方

今後の予算計上（歳出）にあたっては、次の考え方を基本的な姿勢として進めることとします。

（ア）計画的に進める大規模な投資的経費（新規分）

新規事業については、財政状況や事業ボリューム、事業効果等のバランスなどを勘案しながら、今後の計画策定作業や毎年度の予算編成の過程などにおいて、事業の熟度を踏まえて、事業着手時期などを検討し、計画的に進めていきます。

（イ）計画的に進める大規模な投資的経費（継続分）

これまで計画的に進めてきた継続的な事業については、事業進捗に応じた所要額を計上します。

（ウ）基礎的な投資的経費

公共施設の維持補修や長寿命化の取組のほか、駅周辺のまちづくりなどのための基礎的な投資的経費については、経常的なものとして一定の枠の確保を図るとともに、効率的・効果的な整備手法の活用を図ります。

（エ）一部の社会保障関連経費（投資的経費を含む）

社会保障関連経費については、引き続き増加が見込まれますが、自立支援の取組等により、極力増加ペースの低減を図りながら、所要額を計上します。

(オ) 公債費（諸費を除く）

投資的経費の動向等を踏まえ、適切に市債を活用し、その償還に係る所要額を計上するとともに、あわせてプライマリーバランスの安定的な黒字の確保に努めるなど、市債残高を適正に管理します。

(カ) 管理的経費

庁用経費、施設管理的経費などの管理的経費については、所要額を計上するとともに、あわせて効率的・効果的な事務事業の執行等による経費の抑制を図るほか、引き続き人件費の抑制に努めます。

(キ) 政策的経費（一部の社会保障関連経費を除く）

直接、市民生活への影響がある事業等の政策的経費については、所期の目的を達成できるよう所要額を計上するとともに、あわせて事業執行上の工夫や必要な見直し・重点化を進めることで、経費総額の調整を図ります。

ク 行財政改革の取組

「総合計画」に掲げる施策・事業の着実な推進と財政の健全化による持続的な行財政基盤の構築の両立に向け、「収支フレーム」に沿った計画的な財政運営に寄与するため、切れ目のない行財政改革の取組を推進します。

「行財政改革第3期プログラム」の取組は、計画期間内の反映できるものについて「収支フレーム」に反映します。（各年度の改革の取組の効果を、翌年度予算に反映します。）

<「収支フレーム」に反映した改革の取組 一般会計分>

	(単位 億円)				
	R4予算 (2022)	R5見込 (2023)	R6見込 (2024)	R7見込 (2025)	R8見込 (2026)
①債権確保策の強化	3	3	3	3	3
②財産の有効活用	4	4	4	4	4
③組織の最適化(人件費の見直し)	11	11	12	12	12
④その他(市役所内部改革や市民サービスの再構築等)	7	8	8	8	8
合 計	25	26	27	27	27

※②・③・④については、次年度以降も効果が継続するものとして算定しています。

※R4(2022)は行財政改革第2期プログラムにおける効果額を計上し、R5(2023)以降は行財政改革第3期プログラムにおける目標値の効果額について反映可能なものを計上しています。

ケ 収支フレーム（案）【一般財源ベース】

「収支フレーム」は、持続可能な行財政基盤の構築に向けた指針であり、今後5年間は、この「収支フレーム」に沿った財政運営を行っていきますが、市民ニーズや社会経済状況など、本市を取り巻く環境変化等に的確に対応するため、実施計画の策定時などにおいて、必要な見直しを行うとともに、具体的な取組については、毎年度の予算において、適切に対応していきます。

この「収支フレーム（案）」は、令和4(2022)年度当初予算をベースに、「川崎市将来人口推計（更新版）」や国の「中長期の経済財政に関する試算」等を基礎データとして活用し、「総合計画第3期実施計画（案）」や「行財政改革第3期プログラム（案）」の令和4(2022)年度以降の取組を反映して算定しています。

○「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）」

（単位 人）

10月1日現在	R2(2020)	R7(2025)	R12(2030)	R17(2035)
総数	1,538,300	1,582,200	1,605,300	1,605,000
0～14歳	189,600	184,500	178,800	178,100
（うち0～4歳）	64,100	64,000	64,800	64,600
15～64歳	1,037,200	1,060,000	1,056,700	1,017,500
65歳以上	311,500	337,700	369,700	409,500
（うち75歳以上）	160,300	200,300	217,100	223,500

※各人口は、端数処理を行っているため、合計が合わないことがあります。

○中長期の経済財政に関する試算【令和3（2021）年7月・内閣府】

（単位 %程度）

年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
ベースライン ケース	名目成長率 ▲ 3.9	3.1	2.5	2.0	1.8	1.6	1.4	1.2	1.1	1.1	1.1
	消費者物価 ▲ 0.2	0.1	0.7	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
（参考）成長実現 ケース	名目成長率 ▲ 3.9	3.1	2.5	3.6	3.7	3.7	3.4	3.4	3.4	3.3	3.2
	消費者物価 ▲ 0.2	0.1	0.7	1.3	1.7	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0

※収支フレームの歳入は、上記のベースラインケースを基本に算定していますが、参考に成長実現ケースも掲載しています。

【収支フレーム算定の前提条件】

令和4（2022）年度当初予算をベースに、歳入・歳出は次の条件で算定しています。

（ア） 歳入

- ・市税等（市税・地方譲与税・県交付金）は、過去の推移や経済動向等を踏まえて算定しています。

（イ） 歳出

原則として、令和4（2022）年度予算で実施が位置づけられている施策・事業の所要額を計上しましたが、今後、具体的に検討される予定の事業についても、一定の条件で計上しています。

・投資的経費

「計画的に進める大規模な投資的経費」については、事業の熟度や進捗状況を踏まえて、所要額や現時点での仮の事業費を計上したほか、公共施設の維持補修など経常的なものについては、原則として令和4（2022）年度予算と同額で計上しています。

・一部の社会保障関連経費

これまでの推移や対象人口の推移等を基に算定し、所要額を計上しています。

・公債費

投資的経費の動向等を踏まえ、市債償還に係る所要額を計上しています。

・職員給与費及び管理的経費

原則として令和4（2022）年度予算と同額で計上しています。

・政策的経費

これまでの推移や対象人口の推移等を基に算定し、所要額を計上しています。

（ウ） 収支

上記により計上した歳入と歳出の差引である収支とともに、減債基金からの借入残高の見込みを記載しています。

また、収支フレームは予算ベースを基本としていますが、歳出は予算の範囲内で執行されるものであることから、その制度上、決算においては、余剰が生じ、一定程度、収支が改善することが見込まれます。そのため、予算で計上した減債基金からの新規借入の額は、決算において縮減が見込まれることから、減債基金からの借入残高については、より実態に即した見込みを明らかにするため、決算見込ベースでの試算も記載しています。

収支フレーム（案）（令和４～８（2022～2026）年度）【一般財源ベース】

収支均衡に向けて、令和４～８（2022～2026）年度の５年間で「収支フレーム」と位置付け、その後の令和９～13（2027～2031）年度の５年間の「収支見通し」も視野に置きながら、財政運営を行います。

* 歳入は、国の経済見通しの「ベースラインケース」による見込みを基本としています。

* 歳入・歳出とも、過去の減債基金借入金を除いています。

（単位 億円）

	収 支 フ レ ー ム						収 支 見 通 し				
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
市税	3,457	3,675	3,735	3,752	3,806	3,836	3,855	3,887	3,917	3,936	3,956
地方消費税交付金	329	325	328	321	335	349	340	342	344	335	346
地方譲与税・その他の県交付金	125	145	143	144	144	145	145	145	146	146	146
普通交付税・臨時財政対策債	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
普通交付税	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時財政対策債	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他一般財源	132	106	106	106	105	104	104	103	102	103	104
退職手当債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政改革推進債	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	30
歳 入 合 計	4,155	4,321	4,382	4,393	4,460	4,504	4,514	4,547	4,579	4,590	4,582

減債基金借入金 返済	0	0	0	0	0	0	0	20	20	20	20
投資的経費	238	315	295	251	241	240	244	234	271	264	246
未定枠	0	0	0	0	0	0	0	0	50	50	50
大規模な投資的経費（新規分）	1	2	5	7	7	8	10	9	14	13	12
大規模な投資的経費（継続分）	69	153	110	58	41	40	47	41	35	39	30
基礎的な投資的経費	168	160	180	186	193	192	187	184	172	162	154
一部の社会保障関連経費	1,062	1,100	1,132	1,149	1,175	1,195	1,205	1,215	1,226	1,236	1,244
高齢者福祉	332	348	355	358	365	374	382	389	398	406	411
障害者福祉	237	244	253	253	258	258	260	263	265	267	270
生活保護	142	143	143	143	143	143	143	143	143	143	143
保育事業（待機児童対策）	311	325	341	355	369	380	380	380	380	380	380
小児医療費助成	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
公債費（諸費を除く）	680	691	698	695	685	666	660	660	640	657	653
管理的経費・政策的経費	2,461	2,454	2,463	2,418	2,408	2,393	2,397	2,400	2,407	2,396	2,402
職員給与費	1,249	1,252	1,252	1,252	1,252	1,252	1,252	1,252	1,252	1,252	1,252
管理的経費	502	497	495	467	463	467	466	463	462	461	464
政策的経費（中学校給食(PFI分)含む）	710	705	716	699	693	674	679	685	693	683	686
歳 出 合 計	4,441	4,560	4,588	4,513	4,509	4,494	4,506	4,529	4,564	4,573	4,565

収 支	▲ 286	▲ 239	▲ 206	▲ 120	▲ 49	10	8	18	15	17	17
-----	-------	-------	-------	-------	------	----	---	----	----	----	----

減債基金からの借入残高	813	1,052	1,258	1,378	1,427	1,427	1,427	1,407	1,387	1,367	1,347
-------------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

決算見込ベース

減債基金からの新規借入 （返済は△表記）	129	194	161	75	4	△ 55	△ 53	△ 83	△ 80	△ 82	△ 82
減債基金からの借入残高	656	850	1,011	1,086	1,090	1,035	982	899	819	737	655

※決算における収支改善を見込む（年45億円：H24-R2平均・R3はR4.3月補正後の現計予算）

※退職手当債・行政改革推進債を一般財源として扱っています。

(8) 資産マネジメント第3期実施方針に基づく資産マネジメントの推進

① 中長期的視点からの資産マネジメントの推進

本市では現在、「かわさき資産マネジメントカルテ（資産マネジメントの第2期取組期間の実施方針）」（以下「かわさき資産マネジメントカルテ」といいます。）に基づき、3つの戦略（「戦略1 施設の長寿命化」、「戦略2 資産保有の最適化」、「戦略3 財産の有効活用」）による資産マネジメントの取組を進めています。

平成26（2014）年度から令和3（2021）年度までの第2期取組期間については、「戦略1 施設の長寿命化」の重点的取組期間とし、公共施設の修繕費・更新費の縮減・平準化に向けた取組を進めてきました。一方で、保育所民営化等による資産保有の最適化の取組を進めてきたものの、人口増加に伴う市民ニーズへの対応を図るため、公共建築物の総床面積は増加を続けている状況です。

加えて、今後の人口減少社会への転換、厳しい財政環境、将来世代の負担や公共施設の維持管理・更新に係る長期的な経費見込等を総合的に踏まえると、第3期取組期間（令和4（2022）年度～令和13（2031）年度）のみではなく、それ以降も見据えた、中長期的視点からの資産保有の最適化の推進が必要となります。

こうした状況等を踏まえ、第3期取組期間においては、中長期的な視点を持ち、資産保有の最適化への重点的な取組を推進します。

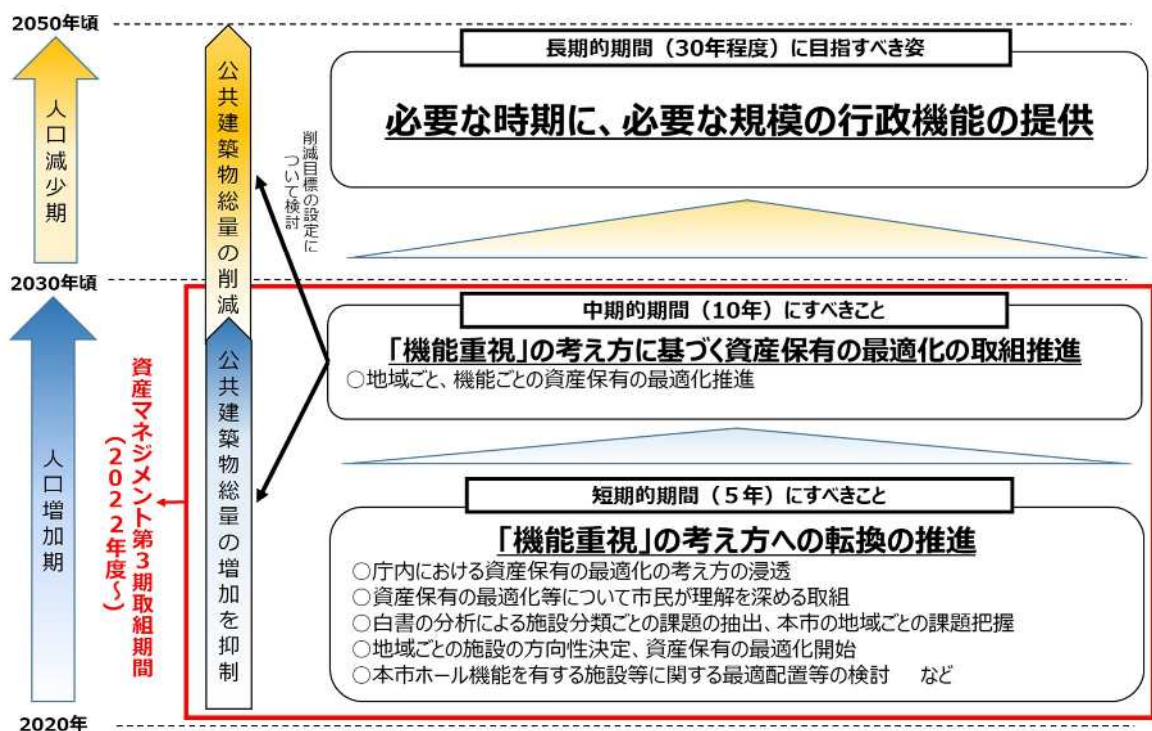
② 取組全体の基本的な考え方

ア 長期的ビジョンの設定及び短期・中期・長期的視点からの取組の推進

中長期的視点からの資産保有の最適化の推進を踏まえ、おおむね30年程度の長期的にめざすべき姿として、「必要な時期に、必要な規模の行政機能の提供」を設定します。

長期的にめざすべき姿の実現に向けた期間として、第3期取組期間を含め30年間程度を長期的期間として設定し、第3期取組期間の10年間を中期的期間として設定するとともに、中期的期間の中間である5年間を短期的期間として設定します。

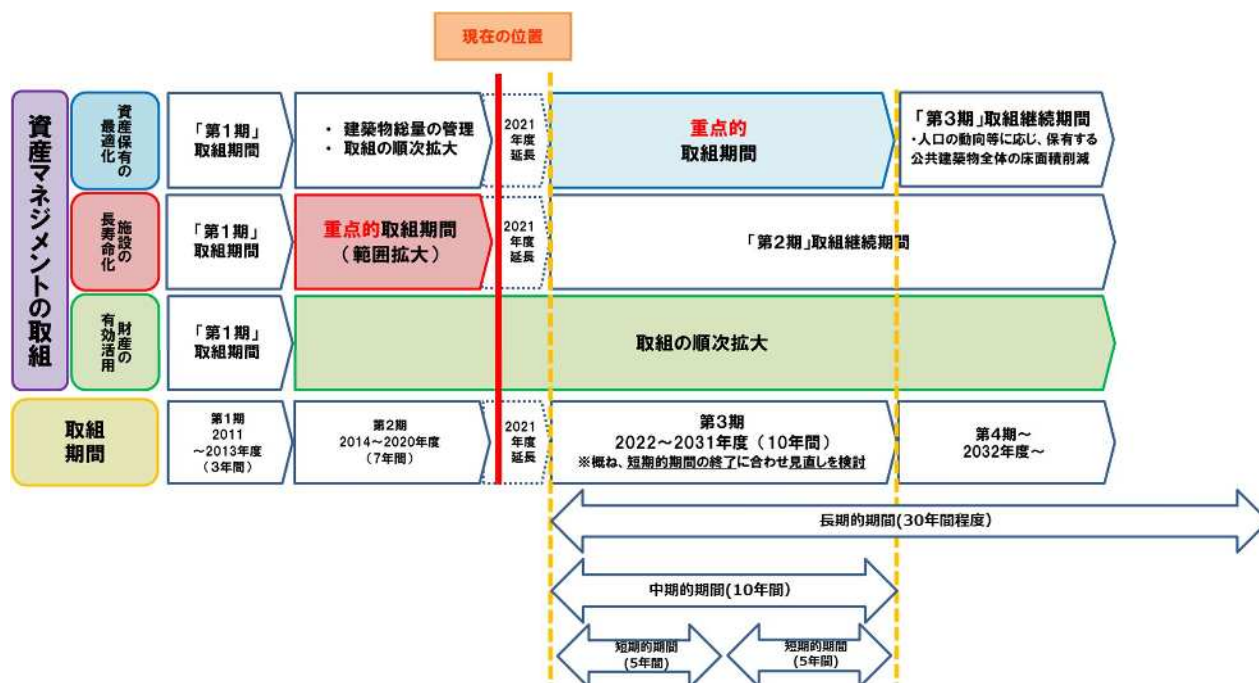
図表 短期・中期・長期的視点からの資産保有の最適化



イ 資産保有の最適化の重点的取組への位置づけ

資産保有の最適化について、第3期取組期間を「重点的取組期間」として位置づけます。

図表 資産マネジメントの取組期間



＜市が保有する公共建築物床面積に関する中長期的な目標＞

（ア）中期期間（第3期取組期間である10年間）における目標

第3期取組期間においては、新本庁舎や新川崎地区新設小学校の新設による公共建築物床面積の増加を見込んだ床面積を基準とし、常に適正な規模を意識し、単に人口増によって床面積を増加させるのではなく、施設の多目的化・複合化、転用等、市が保有する施設を有効に活用し対応することで、10年間で公共建築物全体の床面積を基準から増やさないことをめざします。

（イ）長期期間（第3期取組期間も含めた30年程度）における目標

令和12（2030）年度以降については、人口の動向等に応じ、削減を図ります。なお、令和12（2030）年度以降の削減目標については、第3期取組期間中に設定します。

ウ 「機能重視」の考え方に基づく取組

特定の目的別、対象者別に施設を整備するといった従来の考え方ではなく、施設が持つ機能（施設が提供するサービス）に着目し、市民ニーズ等を把握した上で必要な機能の整備を図る「機能重視」の考え方に基づく取組が必要となります。

こうした「機能重視」の考え方にに基づき、施設が持つべき機能について検討を行います。また、施設におけるこれまでの使用目的、対象者等や、従来の施設配置の考え方について再検討します。

加えて、必要な機能の整備を図るため、公共施設については、すべてを本市が保有するのではなく、賃借を含めた適切な手法も使用するとともに、特定の人達が優先的・寡占的に使う施設ではなく、多様な使用機会が提供される施設をめざします。

エ 全庁的な資産マネジメントの取組推進

資産マネジメントの取組については全庁的な調整が必要となることから、資産マネジメント推進部署である総務企画局公共施設総合調整室と関係局区が連携して推進します。

③ 各戦略の内容

ア 資産保有の最適化

資産保有の最適化とは、利用状況や将来の利用想定等を踏まえ、機能のあり方の整理を行うとともに、施設の適正配置を図るものです。

<基本的な考え方>

(ア) 広域的観点に基づく検討

施設の適正配置につなげるためには、点（施設単体）ではなく、面（複数の施設を含む広域）で考えることが重要です。具体的には、以下の取組が必要となります。

- ・全市、あるいは一定の区域における行政ニーズを踏まえ、それに対応した提供すべき必要なサービスを把握した上で、施設配置や規模の検討
- ・周辺の他の行政施設の利用状況、建築状況、権利関係等を踏まえた施設の整備・活用手法の検討を行うことが必要であり、こうした広域的観点に基づく資産保有の最適化の検討

(イ) 適正配置の観点からの施設の分類

市民利用の範囲等に基づき、公共施設を以下のとおり性質別に分類します。

- ・全市型施設：市に1か所設置されており、広範囲の市民が利用する施設
- ・各区型施設：おおむね区に1か所設置されており、広範囲の市民が利用する施設
- ・地域型施設：自宅から徒歩・自転車利用圏内等の、地域住民に身近な施設を中心とする施設
- ・その他の施設：立地の制約が大きく配置が限定されるなど、移転等による配置検討がなじまない施設

図表 適正配置の観点からの施設分類

施設分類	具体的な施設例（かわさき資産マネジメントカルテに掲載されていた施設）
全市型施設	とどろきアリーナ 男女共同参画センター 生活文化会館 労働会館 川崎シンフォニーホール 市民ミュージアム アートセンター 藤子・F・不二雄ミュージアム
各区型施設	区役所 市民館 図書館 休日急患診療所 スポーツセンター (上記を補完する施設) 区役所支所・出張所 行政サービスコーナー 市民館分館 図書館分館
地域型施設	小学校 中学校 わくわくプラザ こども文化センター 保育所 老人いこいの家 特別養護老人ホーム
その他の施設	余熱利用市民施設 ハケ岳少年自然の家

(ウ) 地域ごとの資産保有の最適化検討

上記「各区型施設」と「地域型施設」については、地域に密接に関連する施設であり、資産保有の最適化を推進するにあたっては、地域ごとの状況（公共施設の利用状況や築年数、人口動態等）を踏まえた検討が必要となることから、これらの施設については、地域ごとに資産保有の最適化を検討します。

また、「地域」の単位については「各区」や「中学校区」、「小学校区」などの単位がありますが、市民に馴染みのある単位であること、また、資産保有の最適化を検討するためには一定の規模（10万人程度を想定）が必要であることから、第3期実施方針に基づき検討する地域の単位は「複数の中学校区」（2～4中学校区程度）を基本とします。

なお、「全市型施設」については、上記「広域的観点に基づく検討」に基づき、全市における行政ニーズを踏まえ、施設配置や規模の検討を行います。

(エ) 機能ごとの資産保有の最適化検討

本市公共施設については、市民利用の範囲や施設の用途等が異なるさまざまな施設が存在していますが、それらの施設間で、同一機能を有している場合があります。

こうした同一機能について、全市単位での適正配置と、地域単位での適正配置の双方の視点から、機能ごとの資産保有の最適化検討を行います。

＜資産保有の最適化の手法＞

公共建築物総量の管理を図るため、資産保有の最適化の手法として、以下のような手法を活用します。

- 集約化 : 既存の類似目的で設置されていた施設を統合し、一体の施設として整備する手法
- 複合化 : 既存の異なる用途の施設を統合し、複合施設として整備する手法
- 多目的化 : 目的や対象者を制限せず、多くの市民が利用できる施設へと転換する手法
- 転用 : 既存施設を他目的の施設として利用し、現在の目的と異なる施設を整備する手法

イ 施設の長寿命化

施設の長寿命化とは、適切に計画的な保全を行い、施設を良好な状態で使用し続けることにより、市民ニーズへの的確な対応を図るとともに、修繕・更新のコストの平準化を図るものです。

＜基本的な考え方＞

（ア）資産保有の最適化を踏まえた施設の長寿命化

資産保有の最適化を重点的取組として位置づけることから、これまでの考え方では施設の目標耐用年数まで使用するために長寿命化の対象としていた施設に対しても、資産保有の最適化を検討します。

具体的には、施設の機能について利用状況等を踏まえ見直しを実施し、機能の見直しを踏まえ、施設の多目的化・複合化等を検討した上で、継続して使用する施設のうち、長寿命化対象施設^(※)については、長寿命化を行います。一方、機能の縮小・廃止等により廃止する施設については、長寿命化は行わず、財産の有効活用を検討します。

（※）本市が所有する公共建築物のうち、企業会計施設、特別会計施設、特殊施設等及び建替・譲渡・統廃合等が決定している施設を除き、棟単位で原則延床面積 200 m²以上の継続して使用する庁舎等建築物について、「長寿命化対象施設」とします。

なお、企業会計施設、特別会計施設、特殊施設等については、各事業計画に位置づける最適化や長寿命化等の施設対策内容について、事前に施設所管局と調整・協議を行います。

また、インフラ施設については、各施設の特性や需要を踏まえ、施設の長寿命化を推進します。

（イ）目標耐用年数の設定

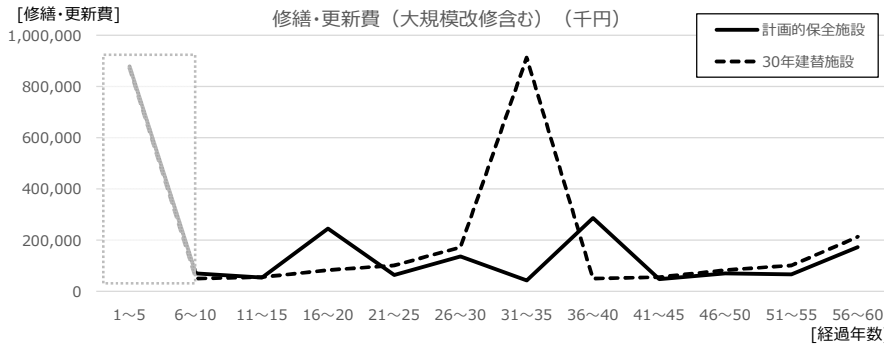
本市においては公共建築物の長寿命化に際して、原則として目標耐用年数を庁舎等建築物は 60 年以上、市営住宅は 70 年、学校施設は 80 年としており、第 3 期取組期間においてもこれを継続するものとします。ただし、施設の多目的化・複合化等の検討の結果、長寿命化を行わない施設については、この目標耐用年数を適用しないものとします。

（ウ）計画的な保全の推進

適切な修繕や大規模改修を実施し、建築物を築後 60 年まで長寿命化を行う場合は、築後 30 年で建替えを行う場合と比較して、修繕・更新費用のライフサイクルコストは、平準化が見込まれます。

施設の機能や性能の劣化の有無や兆候・状態を把握し、時間の経過とともに進む劣化の状態を予測した上で、機能停止などを未然に防ぐ計画的な保全を行います。また、必要に応じ、保全を行う時期を調整することで、集約的な大規模改修を行い、施設利用者への影響やコストの低減を図ります。

図表 計画的な保全によるライフサイクルコストの平準化イメージ図



※「建築物のライフサイクルコスト」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を基にシミュレーション。長寿命化対象施設・築後30年建替施設の修繕・更新費用についてグラフ化したもの。両者とも更新後の経過年数「1～5」年はほぼ同様であるが、その後の修繕・更新費について、築後30年建替施設の方が変動幅は大きい。

(エ) 長寿命化対象部位以外への対応

これまで、庁舎等建築物においては長寿命化対象部位を設定し、施設の長寿命化の取組を進めてきましたが、約5割の公共建築物が築30年以上を経過し、長寿命化対象部位以外の部位などについて、市民サービスの向上や突発的な機能停止等が課題となっています。よって、長寿命化対象部位の他、建物の機能維持につながるような対象部位について、適切な対策を検討・実施します。

ウ 財産の有効活用

財産の有効活用とは、市民サービスの向上と財源確保等、多様な効果を創出するため、未利用となった土地・建物の売却・貸付や、市有財産を媒体とした広告事業の他、公有地でのイベント実施による新たな市民サービスの提供、公共施設における空き時間の他用途での活用などを行うものです。

<基本的な考え方>

(ア) 「市有財産を有効活用するための基本方針」に基づく取組の推進

本市では、平成19（2007）年度に「市有財産を有効活用するための基本方針」を策定し、市有財産を有効活用するための基本目標として、以下の2つの目標を定めました。

- ・持続可能な市の財政基盤としての継続的・安定的な財源確保
- ・持てる能力を最大限活かした市有財産の有効利用・有効活用の推進

また、目標を達成するため、以下の4つの柱を設定しました。

- ・市民サービスの向上と財源を確保するため、未利用や余裕の市有財産（以下「公有財産の未利用部分」といいます。）を有効に使う
- ・広告関連事業をはじめとした、新たな活用策への取組を行う
- ・地域ニーズや市民との協働などに配慮した活用を推進する
- ・利用度を評価するなど、資産運用の面から市有財産の潜在力を引き出す

第3期取組期間においてもこうした考え方に基づき、取組を推進します。

(イ) 「民間活用（川崎版 PPP）推進方針」に基づく取組の推進

本市では、総合計画に掲げた「めざす都市像」や「まちづくりの基本目標」の達成に向けた「市民サービスの質的改革の推進」などを基本理念とする行財政改革を「民間活用」の視点から推進するための考え方として、令和2（2020）年3月に「民間活用（川崎版 PPP）推進方針」を策定しています。

更なる歳入の確保と経費の節減、市民サービスの向上など多様な効果を創出していくため、「民間活用（川崎版 PPP）推進方針」に基づく民間活用手法の採用等により、一層の取組展開を図るとともに、民間事業者の参入により周辺地域の活性化につながる手法について検討します。

10 第2期川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略 改訂版

(1) これまでの経過と計画の位置づけ

① これまでの経過

本市では、「まち・ひと・しごと創生法」（以下「創生法」という。）に基づき、平成 28（2016）年 3 月に「川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第 1 期総合戦略」という。）を策定し、都市部ならではの地方創生をめざした取組を進めてきました。

その後、国の第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「国の第 2 期戦略」という。）の趣旨を勘案しながら、総合計画第 2 期実施計画に基づき、第 2 期川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第 2 期総合戦略」という。）を策定し、引き続き地方創生の取組を進めてきました。

令和 2（2020）年 12 月、国は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020 改訂版）（以下「国の第 2 期戦略改訂版」という。）を策定しました。

② 本市における第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂版の位置づけ

ア 国の総合戦略との関係

創生法第 10 条においては、「市町村は、国や県の総合戦略を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた基本的な計画（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）を定めるよう努めなければならない。」と規定されています。

これを踏まえ、第 2 期総合戦略については、国の第 2 期戦略の趣旨を勘案して策定しました。このたび、国の第 2 期戦略改訂版が策定されたことから、その趣旨を勘案し、本市においても第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂版（以下「第 2 期総合戦略改訂版」という。）を策定します。

イ 本市総合計画との関係と計画の統合

本市総合計画は、計画策定後 30 年程度を展望し、本市がめざす都市像や、まちづくりの基本目標、5 つの基本政策を定めた「基本構想」、計画策定後の概ね 10 年間を対象として、「基本構想」に定める 5 つの基本政策を体系的に推進するための 23 の政策及びその方向性を明らかにした「基本計画」、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組を定める「実施計画」の 3 層から構成された市政運営の基本となる計画です。

また、本市総合計画では、市政運営のビジョンである基本構想や基本計画でめざしていく、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち」を実現し、ビジョンを具現化するための中長期的かつ分野横断的な視点を持った「かわさき 10 年戦略」を設定し、戦略的にまちづくりを進めています。

本市総合計画は、人口の現状を分析し、将来人口を推計の上、基本政策や施策・事業を定め、成果指標を設定するなど、地方創生の基本的な方向性を包含するものであることから、本市では第 1 期・第 2 期総合戦略とともに本市の総合計画と整合を図りながら策定しました。

第 2 期総合戦略改訂版については、本市の総合計画の取組と地方創生の取組をより一体的に推進するために、第 3 期実施計画の策定に合わせて統合して策定することとし、効率的に計画を運用していきます。

③ 計画期間

第 2 期総合戦略改訂版の計画期間は、第 3 期実施計画との整合を図るため、令和 4（2022）年度から令和 7（2025）年度までとします。なお、国において新たな戦略が策定された際には、本市の総合計画の策定スケジュールに合わせて内容を見直すなど、状況に応じて対応を検討します。

(2) 人口ビジョン

人口ビジョンは、創生法第 10 条に基づき、第 2 期総合戦略改訂版の基礎資料とするため、令和 4（2022）年 2 月に公表した「川崎市総合計画第 3 期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）」をもとに、本市の人口の現状分析を踏まえた課題を整理するとともに、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下「長期ビジョン」という。）を勘案しつつ、将来人口のシミュレーションと今後の本市のめざすべき方向を示すものです。なお、対象期間は長期ビジョンと同様に令和 42（2060）年までとします。詳細は資料編「第 2 期川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂版 人口ビジョン」を参照してください。

(3) 総合戦略

① 第 2 期総合戦略改訂版の基本的な考え方

これまでの第 1 期・第 2 期総合戦略は、本市の総合計画をもとに「基本目標」や「7 つの基本的方向」を掲げ、それに紐づく具体的な取組とその数値目標・重要業績評価指標（KPI）を設定するなど、本市の総合計画との整合を図りながら策定してきました。

第 2 期総合戦略改訂版については、第 3 期実施計画と統合することから、総合戦略における基本目標や取組等は、第 3 期実施計画における「かわさき 10 年戦略」や「政策体系別計画」で示すこととします。

② 数値目標・重要業績評価指標（KPI）と進化管理

第 2 期総合戦略改訂版は第 3 期実施計画と統合することから、第 3 期実施計画の「主な成果指標」を第 2 期総合戦略改訂版の数値目標・重要業績評価指標（KPI）として設定するとともに、「第 3 期実施計画期間における目標値」を第 2 期総合戦略改訂版の目標値として設定します。また、フォローアップについても、第 3 期実施計画の進化管理・評価によって行うこととします。